

---

# 目 次

---

## 第1編 総 則

第1節	計画の目的及び構成	1
第2節	防災ビジョン	3
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	7
第4節	中野市の地勢	31
第5節	被害想定	61

## 第2編 風水害対策編

### 第1章 災害予防計画

	<b>【防災関係機関等の役割分担表】</b>	201
第1節	風水害に強いまちづくり	251
第2節	災害発生直前対策	255
第3節	情報の収集・連絡体制計画	257
第4節	活動体制計画	259
第5節	広域相互応援計画	259の4
第6節	救助・救急・医療計画	261
第7節	消防活動計画	291
第8節	水防活動計画	293
第9節	要配慮者支援計画	295
第10節	緊急輸送計画	302
第11節	障害物の処理計画	321
第12節	避難の受入活動計画	322
第13節	孤立防止対策	328
第14節	食料品等の備蓄・調達計画	330
第15節	給水計画	341
第16節	生活必需品の備蓄・調達計画	342
第17節	危険物施設等災害予防計画	343
第18節	電気施設災害予防計画	371
第19節	都市ガス施設災害予防計画	372
第20節	上水道施設災害予防計画	373
第21節	下水道施設等災害予防計画	374
第22節	通信・放送施設災害予防計画	376

第23節	災害広報計画	378
第24節	土砂災害等の予防計画	379
第25節	防災都市計画	381
第26節	建築物災害予防計画	382
第27節	道路及び橋梁災害予防計画	383
第28節	河川施設等災害予防計画	384
第29節	ため池災害予防計画	411
第30節	農林産物災害予防計画	412
第31節	二次災害の予防計画	413
第32節	防災知識普及計画	414
第33節	防災訓練計画	417
第34節	災害復旧・復興への備え	420
第35節	自主防災組織等の育成計画	422
第36節	企業防災に関する計画	424
第37節	ボランティア活動の環境整備	426
第38節	災害対策に係る基金等積立及び運用計画	427
第39節	風水害対策に関する調査研究及び観測	427
第40節	鉄道施設災害予防計画	428
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	429
第42節	観光地の災害予防計画	430

## 第2章 災害応急対策計画

<b>【防災関係機関等の役割分担表】</b>	601	
第1節	災害直前活動	651
第2節	災害情報の収集・連絡活動	691
第3節	非常参集職員の活動	721
第4節	広域相互応援活動	751
第5節	ヘリコプターの出動要請計画	756
第6節	自衛隊の災害派遣	759
第7節	救助・救急・医療活動	764
第8節	消防活動	766
第9節	水防活動	768
第10節	要配慮者に対する応急活動	770
第11節	緊急輸送活動	772
第12節	障害物の処理活動	791
第13節	避難受入れ及び情報提供活動	793
第14節	孤立地域対策活動	805
第15節	食料品等の調達供給活動	841
第16節	飲料水の調達供給活動	843

第17節	生活必需品の調達供給活動	844
第18節	保健衛生、感染症予防活動	871
第19節	遺体の捜索及び対策等の活動	873
第20節	廃棄物の処理活動	874
第21節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	876
第22節	危険物施設等応急活動	877
第23節	電気施設応急活動	881
第24節	都市ガス施設応急活動	882
第25節	上水道施設応急活動	911
第26節	下水道施設等応急活動	912
第27節	通信・放送施設応急活動	914
第28節	災害広報活動	915
第29節	土砂災害等応急活動	917
第30節	建築物災害応急活動	919
第31節	道路及び橋梁応急活動	920
第32節	河川施設等応急活動	921
第33節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	922
第34節	ため池災害応急活動	924
第35節	農林産物災害応急活動	951
第36節	文教活動	953
第37節	飼養動物の保護対策	957
第38節	ボランティアの受入れ体制	957の2
第39節	義援物資及び義援金の受入れ体制	959
第40節	災害救助法の適用	960
第41節	鉄道施設応急活動	962
第42節	観光地の災害応急対策	964

### 第3章 災害復旧・復興計画

<b>【防災関係機関等の役割分担表】</b>	1101	
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	1121
第2節	迅速な原状復旧の進め方	1122
第3節	計画的な復興	1124
第4節	資金計画	1126
第5節	被災者等の生活再建等の支援	1127
第6節	被災中小企業等の復興	1131
第7節	被災した観光地の復興	1132

## 第3編 震災対策編

### 第1章 災害予防計画

【防災関係機関等の役割分担表】	1201
第1節 地震に強いまちづくり	1251
第2節 情報の収集・連絡体制計画	1254
第3節 活動体制計画	1257
第4節 広域相互応援計画	1257
第5節 救助・救急・医療計画	1258
第6節 消防活動計画	1259
第7節 水防活動計画	1261
第8節 要配慮者支援計画	1263
第9節 緊急輸送計画	1263
第10節 障害物の処理計画	1263
第11節 避難の受入活動計画	1301
第12節 孤立防止対策	1308
第13節 食料品等の備蓄・調達計画	1308
第14節 給水計画	1308
第15節 生活必需品の備蓄・調達計画	1308
第16節 危険物施設等災害予防計画	1321
第17節 電気施設災害予防計画	1323
第18節 都市ガス施設災害予防計画	1331
第19節 上水道施設災害予防計画	1332
第20節 下水道施設等災害予防計画	1333
第21節 通信・放送施設災害予防計画	1335
第22節 災害広報計画	1335
第23節 土砂災害等の予防計画	1335
第24節 防災都市計画	1335
第25節 建築物災害予防計画	1351
第26節 道路及び橋梁災害予防計画	1353
第27節 河川施設等災害予防計画	1354
第28節 ため池災害予防計画	1381
第29節 農林産物災害予防計画	1382
第30節 二次災害の予防計画	1383
第31節 防災知識普及計画	1385
第32節 防災訓練計画	1388
第33節 災害復旧・復興への備え	1388
第34節 自主防災組織等の育成計画	1388
第35節 企業防災に関する計画	1388

第36節	ボランティア活動の環境整備	1388
第37節	災害対策に係る基金等積立及び運用計画	1388
第38節	震災対策に関する調査研究及び観測	1389
第39節	鉄道施設災害予防計画	1395
第40節	積雪期の地震災害予防計画	1396
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	1398
第42節	観光地の災害予防計画	1398

## 第2章 災害応急対策計画

	<b>【防災関係機関等の役割分担表】</b>	1501
第1節	災害情報の収集・連絡活動	1551
第2節	非常参集職員の活動	1552
第3節	広域相互応援活動	1554
第4節	ヘリコプターの出動要請計画	1554
第5節	自衛隊の災害派遣	1554
第6節	救助・救急・医療活動	1554
第7節	消防活動	1571
第8節	水防活動	1573
第9節	要配慮者に対する応急活動	1573
第10節	緊急輸送活動	1573
第11節	障害物の処理活動	1573
第12節	避難の受入れ及び情報提供活動	1574
第13節	孤立地域対策活動	1601
第14節	食料品等の調達供給活動	1601
第15節	飲料水の調達供給活動	1601
第16節	生活必需品の調達供給活動	1601
第17節	保健衛生、感染症予防活動	1601
第18節	遺体の捜索及び対策等の活動	1601
第19節	廃棄物の処理活動	1601
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	1601
第21節	危険物施設等応急活動	1601
第22節	電気施設応急活動	1601
第23節	都市ガス施設応急活動	1601
第24節	上水道施設応急活動	1601
第25節	下水道施設等応急活動	1601
第26節	通信・放送施設応急活動	1601
第27節	災害広報活動	1601
第28節	土砂災害等応急活動	1602
第29節	建築物災害応急活動	1604

第30節	道路及び橋梁応急活動	1605
第31節	河川施設等応急活動	1605
第32節	二次災害防止活動	1606
第33節	ため池災害応急活動	1608
第34節	農林産物災害応急活動	1609
第35節	文教活動	1610
第36節	飼養動物の保護対策	1612
第37節	ボランティアの受入れ体制	1612
第38節	義援物資及び義援金の受入れ体制	1612
第39節	災害救助法の適用	1612
第40節	鉄道施設応急活動	1613
第41節	観光地の災害応急対策	1614

### 第3章 災害復旧・復興計画

	<b>【防災関係機関等の役割分担表】</b>	1801
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	1821
第2節	迅速な原状復旧の進め方	1821
第3節	計画的な復興	1822
第4節	資金計画	1824
第5節	被災者等の生活再建等の支援	1824
第6節	被災中小企業等の復興	1824
第7節	被災した観光地の復興	1824

## 第4編 原子力災害対策編

### 第1章 総 則

第1節	計画作成の趣旨	1901
第2節	防災の基本方針	1902
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	1903

### 第2章 災害に対する備え

### 第3章 災害応急対策

第1節	基本方針	1906
第2節	情報の収集・連絡活動	1906
第3節	活動体制	1908
第4節	モニタリング等	1909
第5節	健康被害防止対策	1909
第6節	住民等への的確な情報伝達	1910

第7節	屋内退避、避難誘導等の防護活動	1910
第8節	緊急輸送活動	1912
第9節	飲料水・飲食物の摂取制限等	1913
第10節	県外からの避難者の受入れ活動	1914
第4章	災害からの復旧・復興	1915
第5章	核燃料物質等輸送事故災害への対応	1916

## 第5編 事故災害等対策編

第1章	雪害対策	
第1節	災害予防計画	2201
第2節	災害応急対策計画	2206
第2章	航空災害対策	
第1節	災害予防計画	2241
第2節	災害応急対策計画	2242
第3章	道路災害対策	
第1節	災害予防計画	2244
第2節	災害応急対策計画	2245
第4章	鉄道災害対策	
第1節	災害予防計画	2281
第2節	災害応急対策計画	2283
第5章	危険物等災害対策	
第1節	災害予防計画	2285
第2節	災害応急対策計画	2287
第6章	大規模な火事災害対策	
第1節	災害予防計画	2290
第2節	災害応急対策計画	2324
第3節	災害復旧・復興計画	2325
第7章	林野火災対策	
第1節	災害予防計画	2326

第2節 災害応急対策計画	2328
第3節 災害復旧計画	2330

## 第6編 資料編

### 1 災害情報の収集・連絡関係

1-1 被害状況報告等の様式	2501
1-2 被害等の認定基準	2523
1-3 救助の実施要領の基準（概要）	2524

### 2 活動体制関係

2-1 防災関係機関	2551
2-2 報道機関	2552
2-3 中野市防災会議委員名簿	2553
2-4 中野市防災会議事務局名簿	2554
2-5 中野市防災会議条例	2555
2-6 中野市災害対策本部条例	2556
2-7 動員人員配備計画表	2557

### 3 相互応援関係

3-1 長野県消防相互応援協定	2581
3-2 長野県市町村災害時相互応援協定	2584
3-3 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	2587
3-4 中野市・小布施町防災相互応援協定	2589
3-4の2 東京都中野区と長野県中野市との非常災害時等における相互応援に関する協定	2589の3
3-4の3 長野県中野市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定	2589の5
3-4の4 災害時の応援に関する協定書	2589の8
3-5 姉妹都市の災害時における相互応援協定	2591
3-6 災害時における中野市と中野市内の郵便局の協力に関する協定	2593
3-7 災害時における物資の調達に関する協定	2595
3-7の2 災害時における物資の調達に関する協定	2597
3-8 災害時における物資の調達に関する協定	2599
3-9 災害時における復旧協力に関する協定	2601
3-10 災害対策用機械出動要請について	2602
3-11 欠	
3-12 災害時の医療救護活動に関する協定	2606
3-13 災害時の歯科医療救護活動に関する協定	2609
3-14 災害時の医療救護活動に関する協定	2612
3-15 災害時の情報交換に関する協定	2614
3-16 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	2616
3-17 長野県中野市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定	2618



3-18	災害時における電気の保安に関する協定	2621
3-19	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	2623
3-20	災害時における上水道施設応急措置に関する協定書	2625の2
3-21	災害時における物資供給に関する協定書	2625の3
3-22	災害時における相互協力に関する協定書	2625の6
3-23	災害時における物資供給に関する協定書	2625の8
3-24	中野市庁舎における災害応急対策活動に関する協力協定書	2625の10
3-25	災害時における応援協力に関する協定書	2625の12
3-26	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	2625の16
<b>4</b>	<b>医療・保健衛生・感染症予防関係</b>	
4-1	医療機関	2627
4-2	市内薬局	2629
4-3	し尿収集業者	2630
4-4	保健衛生・感染症予防等関係施設	2630
<b>5</b>	<b>消防・水防関係</b>	
5-1	中野市消防団出場計画表	2631
5-2	自衛消防組織等の設置状況	2633
5-3	消火栓等消防水利の現況	2633
5-4	化学消火薬剤備蓄状況	2633
5-5	欠	
5-6	欠	
5-7	市内主要河川の概要	2637
5-8	水防倉庫の位置と管理	2639
5-9	水防倉庫1棟に備蓄する資器材の基準	2639
5-10	水防倉庫資器材	2640
<b>6</b>	<b>緊急輸送関係</b>	
6-1	物資輸送拠点及びヘリポート	2671
6-2	運送事業事業所	2671
6-3	市有車両の現況	2672
<b>7</b>	<b>避難収容関係</b>	
7-1	指定緊急避難場所	2674
7-2	指定避難所	2677
7-3	優先開設避難所	2679
7-4	公会堂等(一時避難所)	2680
7-5	洪水時の避難所	2682
7-6	要配慮者利用施設	2691
<b>8</b>	<b>食料品等の調達供給関係</b>	
8-1	非常用食料等備蓄状況	2694
8-2	米穀小売販売業者	2694
8-3	給水可能量	2695

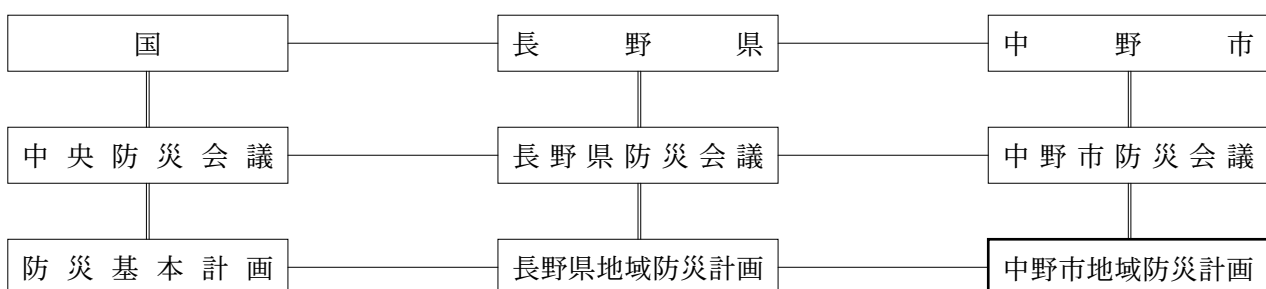
<b>9 危険物施設等関係</b>	
9-1 危険物施設	2769
9-2 油流出事故対策用資材の備蓄状況	2772
<b>10 ライフラインの災害復旧関係</b>	
10-1 建設業者	2773
10-2 災害用建設機械の現況（市有）	2776
<b>11 通信・放送関係</b>	
11-1 中野市防災行政無線（移動系）	2777
11-2 欠	
11-3 中野市防災用携帯電話一覧表（災害時配備）	2779
11-4 非常無線通信依頼先無線局	2779
11-5 長野県大規模災害ラジオ放送協議会会則	2803
11-6 長野県大規模災害ラジオ放送協議会運営細則	2805
<b>12 生活再建支援関係</b>	
12-1 被災者生活再建支援金の概要	2806
12-2 信州被災者生活再建支援事業の概要	2808
12-3 応急仮設住宅建設候補地一覧表	2809
<b>13 災害危険箇所</b>	
13-1 重要水防区域	2811
13-1の2 浸水想定区域	2815
13-2 土石流危険渓流	2818
13-3 急傾斜地崩壊危険箇所	2839
13-4 地すべり危険箇所	2843
13-4の2 土砂災害危険箇所凶	2847
13-5 崩壊土砂流出危険地区	2849
13-6 山腹崩壊危険地区	2851
13-7 雪崩危険箇所	2854
13-8 落石等危険箇所	2859
13-9 農業用ため池	2860
<b>14 その他</b>	
14-1 台風と熱帯低気圧の表現	2867
14-2 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）	2892
14-3 第5次地震防災緊急事業五箇年計画事業（平成28～32年度）	2893
14-4 主な災害記録	2894
14-5 長野県に被害を及ぼした主な地震（抜粋）	2908

# 第1節 計画の目的及び構成

## 第1 計画の目的

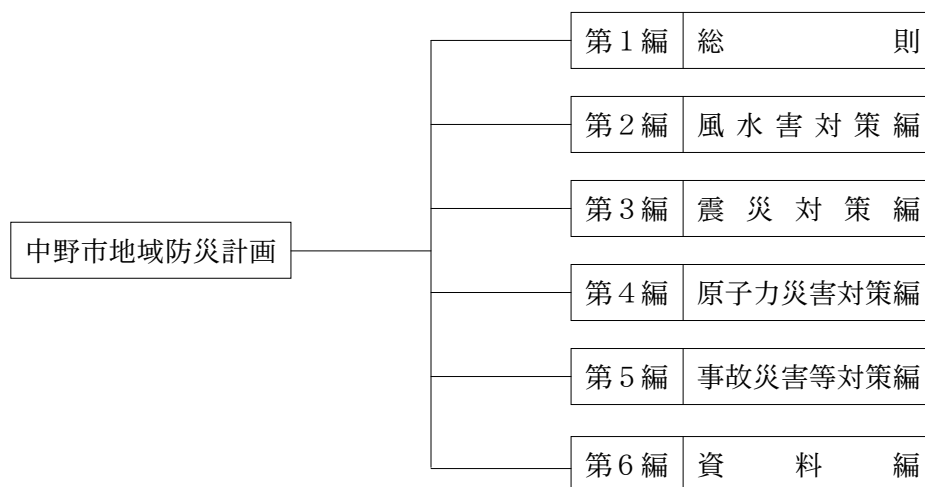
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、中野市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、中野市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、中野市における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

【国、県及び中野市の防災会議並びに防災計画の体系】



## 第2 計画の構成

本計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策及び市・県・防災関係機関・住民等の役割分担を示した。また、第4編を原子力災害対策編とし、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図る。第5編は事故災害等対策編とし、市域において起こる可能性のある事故災害等への対策について特記すべき事項を示し、第6編では、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



## 第3 計画の修正

防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して、必要

があると認めるときには速やかにこれを修正する。

#### **第4 中野市国土強靱化地域計画を踏まえた防災計画の作成等**

中野市国土強靱化地域計画は、大規模自然災害に対する本市の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき策定されている。このため、本市の国土強靱化に関する部分については、中野市国土強靱化地域計画の総合目標「しなやか中野・たくましいふるさとへ～命や暮らしを守るまちづくり」を基本とし、事前に備えるべき目標である

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 流通・経済活動等を停滞させないこと

を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

#### **第5 計画の周知徹底**

本計画を円滑かつ的確に運用するため、市職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として周知徹底を図る。

## 第2節 防災ビジョン

### 第1 防災ビジョン

#### 1 風水害

近年の都市化の波により人口の密集、河川沿いや山間地などの災害危険地域への居住地の拡大及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、一層災害に強いまちづくりが必要となっている。また林業従事者不足が要因となって山林の荒廃が目立ってきた。山林の乱開発を防ぎ、急傾斜地崩落防止策や地すべり防止事業等を実施し、災害等を未然に防ぐとともに、併せて資源の確保に努める。

治水は、過去に水害を受けた本市にとって重要な事業であり、千曲川をはじめ、夜間瀬川、篠井川、斑尾川、本沢川等の河川改修事業の促進に努めるとともに、水防法に基づく千曲川浸水想定区域については、河川の氾濫による被害が懸念されることから、災害時の情報伝達・避難誘導體制等についてあらかじめ具体的に定めておく必要がある。

さらに、防災行政無線の活用をはじめ通信網の整備を図り、市からの住民に対する警戒避難体制を強化して被害を最小限にとどめるように努める。

#### 2 震災

近隣では、過去に弘化4年の善光寺地震（規模M7.4）や、平成16年の新潟県中越地震が発生しており、本市でも、善光寺地震時は土砂崩れ、家屋倒壊等により多数の死者を出すなど大きな被害が出た。

また、長野盆地から飯山盆地にかけては、特に活断層の密集する地域であり、局地的な小地震が時折発生している。

平成14年に公表された「長野県地震対策基礎調査報告書」では、現時点の科学的知見で、発生の可能性のある大規模地震として5つの内陸型地震と東海地震を想定している。本市においても、ひとたび善光寺地震クラスの地震が発生すると、その規模、発生場所にもよるが、相当な被害が予想される。万一、発生した場合は、ライフラインを中心に相当の被害の発生が予想されるので、軟弱な地盤、地すべり、土石流危険区域における各施設、住宅等の建設については指導を強化する。

また、このような不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対応が必要である。このため平常時から災害に備えるべく地震防災緊急事業五箇年計画の実施をはじめとする計画的な整備を図っていく必要がある。

#### 3 事故災害等

行政は、大規模な火事災害や鉄道災害が発生することを未然に防ぐための予防対策や、万が一発生した場合の迅速な応急対策が今まで以上に求められている。

このため、本市の地域性にかんがみ、市域において発生する可能性のある事故災害・特殊災害について検討し、そのための対策を講ずる必要がある。

### 第2 防災の基本理念及び施策の概要

#### 1 防災対策の実施

防災対策を行うに当たっては、市、県、防災関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

#### (1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめて、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。
- (イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講ずる。
- (イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- (ウ) 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。
- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- (オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。

#### (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

(ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

(イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

(オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

(カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。

(キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。

(ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

(サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

(シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

### (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

(イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

(ウ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法を確立するとともに、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行

う。

- (エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。

ウ 県及び防災関係機関と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとる。

## 2 市及び関係機関等が行うべき事項

市及び関係機関等は、緊密な連携のもと、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。

- (1) 要配慮者や女性を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立

## 3 住民が行うべき事項

住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずる。

## 4 関係機関等の連携強化

どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。



# 第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

## 第1 実施責任

### 1 市

中野市は、防災の第一次の責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等、公共的団体及び地域住民の協力を得て防災活動を実施する。

### 2 岳南広域消防組合

岳南広域消防組合は、災害から組織市町村の地域及び地域住民の生命、身体並びに財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもと、防災活動を実施するとともに、市災害対策本部の業務に従事する。

### 3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整をする。

### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域及び地域住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

### 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 7 住民

中野市の住民は、「自らの身の安全は、自ら守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し、災害時を念頭においた防災対策を日ごろから講ずる。

## 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市	(1) 中野市防災会議及び中野市災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 水防その他の応急措置に関すること。</li> <li>(5) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。</li> <li>(6) 避難の指示に関すること。</li> <li>(7) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。</li> <li>(8) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。</li> <li>(9) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。</li> <li>(10) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。</li> <li>(11) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。</li> <li>(12) その他防災に関すること。</li> </ul>
岳南広域消防組合		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防力の整備に関すること。</li> <li>(2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。</li> <li>(3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。</li> <li>(4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。</li> <li>(5) 自主防災組織の育成指導に関すること。</li> <li>(6) 広域市町村災害対策本部の業務に関すること。</li> </ul>
県		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 長野県防災会議に関すること。</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。</li> <li>(3) 水防その他の応急措置に関すること。</li> <li>(4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。</li> <li>(7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。</li> <li>(8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。</li> <li>(9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。</li> </ul>
中野警察署		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>(2) 被災者の救出に関すること。</li> <li>(3) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。</li> <li>(4) 行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること。</li> <li>(5) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。</li> <li>(6) 危険物の取締りに関すること。</li> <li>(7) 被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関すること。</li> </ul>
指定地方行政機関	中部森林管理局 (北信森林管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。</li> </ul>

	署)	(2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。
	長野労働局（中野労働基準監督署）	(1) 情報の収集及び調査に関すること。 (2) 事業所における二次災害の発生の防止に関すること。 (3) 被災者の救護対策に関すること。 (4) 職員の派遣に関すること。
	北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	(1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。 (2) 防災訓練の実施に関すること。 (3) 防災関係機関との連携による応急対策の実施に関すること。 (4) 管轄河川の予防措置及び応急活動に関すること。 (5) 所管施設の緊急点検の実施に関すること。
	東京管区気象台（長野地方気象台）	(1) 注意報・警報等の発表及び伝達に関すること。 (2) 防災気象知識の普及に関すること。 (3) 気象災害防止のための統計調査に関すること。 (4) 地震情報、判定会招集連絡報、大規模地震関連情報の通達に関すること。 (5) 地震防災知識の普及に関すること。 (6) 地震災害防止のための統計調査に関すること。
	中部地方環境事務所	(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
	関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。
	陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。
指定公共機関及び 指定地方公共機関	日本郵便(株)	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること。
	東日本旅客鉄道(株)	(1) 鉄道施設の防災に関すること。 (2) 災害時における避難者の輸送に関すること。
	日本貨物鉄道(株)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	(1) 公衆電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	日本放送協会（長野放送局）及び放	(1) 災害情報等の広報に関すること。 (2) 「長野県大規模災害ラジオ放送協議会会則」に基づく

	送各社	情報提供に関する事。
	日本赤十字社（長野県支部）	(1) 医療、助産等救助、救護に関する事。 (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事。 (3) 義援金の募集に関する事。
	中部電力株、中部電力パワーグリッド株	(1) 電力施設の保全、保安に関する事。 (2) 電力の供給に関する事。
	長野都市ガス株	(1) ガス施設の保全、保安に関する事。 (2) ガスの供給に関する事。
	貨物自動車運送事業者（各社）	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事。
	東日本高速道路株（関東支社長野管理事務所）	(1) 高速道路施設の保全及び防災対策に関する事。 (2) 災害時における応急対策等に関する事。 (3) 災害時における救援物資等の輸送の協力に関する事。 (4) 災害時における交通の確保及び災害情報の提供等に関する事。
	土地改良区	水こう門等の防災に関する事。
	地方鉄道会社（長野電鉄株）	災害時における鉄道車両による救助物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
	旅客自動車運送事業者（長電バス株）	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関する事。
	(一社)長野県建設業協会（中野市建設業協会）	災害時における復旧工事の協力に関する事。
	医師会 歯科医師会 薬剤師会	市が行う災害応急対策の協力に関する事。
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	信州中野商工会議所	(1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 被災会員の融資、斡旋の協力に関する事。 (3) 災害時における物価安定の協力に関する事。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、斡旋の協力に関する事。 (5) 「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づく応援・協力に関する事。
	中野市農業協同組合及びながの農業協同組合	(1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 (3) 被災農家に対する融資、斡旋に関する事。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事。

	<p>こと。</p> <p>(5) 農産物の需給調整に関すること。</p>
北信州森林組合	<p>(1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</p> <p>(2) 被災組合員に対する融資、斡旋に関すること。</p> <p>(3) 木材の供給と物資の斡旋に関すること。</p>
中野市社会福祉協議会	<p>(1) 市、県が行う災害応急対策の協力に関すること。</p> <p>(2) 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。</p>
長野県道路公社 (志賀中野有料道路管理事務所)	<p>(1) 有料道路施設の保全及び防災対策に関すること。</p> <p>(2) 災害時における応急対策等に関すること。</p> <p>(3) 災害時における救援物資等の輸送の協力に関すること。</p> <p>(4) 災害時における交通の確保及び災害情報の提供等に関すること。</p>
各種団体（金融機関、区長会等）	<p>市、県が行う災害応急対策の協力に関すること。</p>

## 第4節 中野市の地勢

### 第1 自然的条件

#### 1 市域

本市は、長野県の北東部に位置し、東西約11キロメートル、南北約16キロメートル、総面積112.18平方キロメートルである。

#### 2 地勢

本市は、県都長野市からは鉄道で約30分から40分で結ばれ、北は飯山市、木島平村、東は山ノ内町、南は長野市、小布施町、高山村、西は飯綱町に隣接している。また、斑尾山、高社山など象徴的な山々を背景として、千曲川、夜間瀬川などが形成した河岸段丘や扇状地、穏かな傾斜地に集落が発達している。

#### 3 地質

本市の地質を大別すると、夜間瀬川を境として科野、倭地区と中野、日野、延徳地区の一部が洪積層に属し、山間部には火山灰土が多く、高丘、長丘地区の丘陵地帯も洪積層に属している。善光寺平から連なる中野平をはじめ平野、平岡地区に至る平坦地帯は沖積層に属している。

また、市内には活断層の存在も指摘されている。

#### 4 気象

本市は、比較的気温の差が大きく内陸性の気候で冷涼な気象条件が特徴である。年間平均気温は11℃前後で、最高気温35℃前後、最低気温-14℃前後でその差は著しいものがある。降水量は、夏期に多く6～9月に集中しその期間毎月100ミリを超えているが、年間降水量は比較的少なく平均880ミリ程度になっている。また、降雪期間は70～90日前後で平均積雪深も50～90センチとなっているが、北部と南部の差は大きく、北部にあっては1.5～2.0メートルを超えるところもある。このため北部では根雪期間も90～120日に及び、交通、農業、日常生活面等に甚大な被害を被る年もしばしばある。

### 第2 社会的条件

#### 1 人口

本市の人口は、令和3年11月1日現在、43,489人で、世帯数は17,457世帯である。

全国的に高齢化、核家族化が進んでいるが、本市においてもその傾向がみられる。全人口における65歳以上の高齢者人口の占める割合（高齢化率）は、29.5%となっている（平成27年国勢調査）。

#### 2 産業

平成27年国勢調査における産業別就業人口構成比は、第一次産業23.7%、第二次産業23.5%、第三次産業52.8%である。産業は農業が盛んで、早くからキノコ栽培に取り組み、中でも、エノキダケは、全国第1位の生産量を誇っている。また果樹栽培に適した気候であり、ぶどうや桃、りんご、プラム、さくらんぼなどは、全国有数の品質と生産量を誇る農産物の宝庫である。

果樹以外では、シャクヤクの栽培が盛んで、切花の生産量は全国第1位である。

しかし、農林業については後継者不足が最大の課題である。今後、高い生産技術を受け継ぎ、更に発展させていくためには、意欲ある農業後継者の確保と新規就農者への支援が必要である。

一方、商工業及び観光業については、高速道路の整備により、都市圏との時間短縮が図られたことから、進展が期待される。地元産業の育成と企業誘致、商店街の整備と大型店舗の進出のバランスを考え、更なる産業の活性化を図っていく必要がある。

### 3 交通

#### (1) 道路

高速交通網は、上信越自動車道信州中野インターチェンジ及び豊田飯山インターチェンジの供用が開始となったことにより、高速道路関連のアクセス道の整備が進んでいる。時間的距離の短縮による大都市への接近は地域の活性化をもたらすと同時に、緊急交通路等の防災面からも期待される。

また、市道は、日常生活や地域における産業活動の基盤として重要な役割を果たすものであり、今後、幹線市道の改良を計画的に推進するとともに、生活道路であるその他市道の整備も進める必要がある。

#### (2) 公共交通

本市における地域公共交通は、JR飯山線及び長野電鉄が運行する電車路線と長電バスが運行する路線バス及び市等が運行する廃止代替バス、ふれあいバスなどがある。これらは、“地域の足”として市民生活の利便性や地域間の連携に欠くことができない交通手段である。

しかし、社会構造の変化、特にマイカーの普及により、電車・バスの利用者は年々減少の一途をたどっている。

### 4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害に対する対応力の低下がうかがわれ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

特に、次に掲げるような事項については十分な対応に努める。

- (1) 都市化の進展に伴い人口の密集化が進むが、災害に強い都市構造に努めるとともに、防災に配慮した土地利用を進め、危険地域等の情報公開、建築物等の安全確保策を講ずるよう努める。
- (2) 増加傾向にある要配慮者については、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救急対策等防災の様々な場面において、十分な配慮が必要である。
- (3) ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大に伴い、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、これらの施設を災害から防ぎよする施策に努めるとともに、補完的機能の充実に努める。
- (4) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

このため、自主防災組織の充実・強化に努め、これを単位として多くの住民参加による定期的防災訓練を行うとともに、防災思想の高揚に努める。

## 第5節 被害想定

### 第1 災害履歴と災害誘因

#### 1 過去の風水害と考慮すべき特性

##### (1) 被害状況

本市における災害の種類には、大雨・暴風雨・豪雪・凍霜害・ひょう害等がある。詳細は資料14-4のとおりである。

人的被害は、昭和34年の台風7号による重傷者3人、軽傷者6人が最大のもので、昭和59年の豪雪では、除雪作業等により死者1人、重傷者3人が出ている。また、令和元年東日本台風（台風19号）では、片付け作業により重傷者1人が出ている。

住家等の被害としては、昭和34年のほか昭和33年・57年・58年及び令和元年の台風時などに流失、全壊、大規模半壊、半壊、一部破損あるいは床上浸水、床下浸水、農作物浸冠水等の被害が発生している。

農林関係被害は、本市において最も多大な損害が生じるもので、各災害の被害総額の半分以上を占めることも多い。主に果樹、野菜等の農作物、農業用施設が被害を受けるほか、農地への被害も発生している。

土木関係では、河川、道路を中心に被害を受けている。

##### (2) 考慮すべき特性

##### ア 千曲川の氾濫

千曲川流域から西に向かい丘陵上に山を控え、梅雨末期の大雨や台風等による豪雨の発生の際及び地震の場合、急傾斜地では土石流の発生が懸念される。また、千曲川河口には各支流から多量の水が注ぐため、急傾斜地における家屋の倒壊や千曲川河畔に散在する民家の局地的な浸水には十分な警戒を要する。

昭和57年・58年、平成16年・18年の災害では、千曲川の氾濫により、沿岸部で大きな被害を受けている。その後、改修工事が進み、改善されているが、令和元年東日本台風により、甚大な被害を受け、千曲川流域全体による治水対策により、更なる改善を図る必要がある。近年、激甚化する災害の傾向を踏まえ、今後も集中豪雨等の際には警戒が必要である。

##### イ 前線の影響による大雨

梅雨期や秋雨期には、前線が本州付近に停滞し、南海上から暖湿気流が運び込まれることで、市域にも大雨が降る。昭和57年・58年・60年、平成16年・18年には台風の影響も受けた長雨により、千曲川が増水したほか、土砂崩落等も発生している。

##### ウ 台風の進路による影響

県の地理的位置、地形的条件に関係して、台風の接近、通過の進路により本市への影響も異なった様子を示している。市域に影響を及ぼす台風は、経路によって3つに大別することができる。

##### (ア) 県を縦断して北上する場合

暴風雨により風水害の発生が予想される。河川が増水、がけ崩れ等に対する警戒が必要で



ある。

(イ) 県の西側に接近して北東進する場合

市域への影響は、主として風による被害が多いと考えられる。また、県西部山沿いに局地的に大雨がもたらされ、犀川を經由して千曲川が増水することも予想されるため、警戒が必要である。

(ロ) 県の東側に接近して北東進する場合

雨・風とも強く、風水害の発生が予想される。台風の吹き返しによる北寄りの暴風が被害を拡大させるおそれがある。各河川が増水、がけ崩れ等に対する警戒が必要である。

## エ 地形による災害

(ア) 空気の上昇がしばしば起こるため、気層が局部的に不安定となり、地域的にひょう害が発生する素因となっている。

(イ) 概して春が遅く秋が早い、無霜期間が短く、農作物の凍霜害、低温障害等の被害が発生しやすい。

## 2 過去の地震災害と考慮すべき特性

### (1) 被害状況

長野県に被害を及ぼした主な地震は、資料14-5のとおりである。

過去、県内では浅い活断層の運動による地震が比較的多く発生してきた。そのうち、本市に最も大きな被害をもたらしたのが、善光寺地震である。弘化4年3月24日（西暦1847年5月8日）夜10時ごろに発生した地震は、県北部の各地に家屋の倒壊、焼失と、千曲川の洪水による家屋の流失を引き起こし、8,300人以上の死者と多数の負傷者を発生させた。

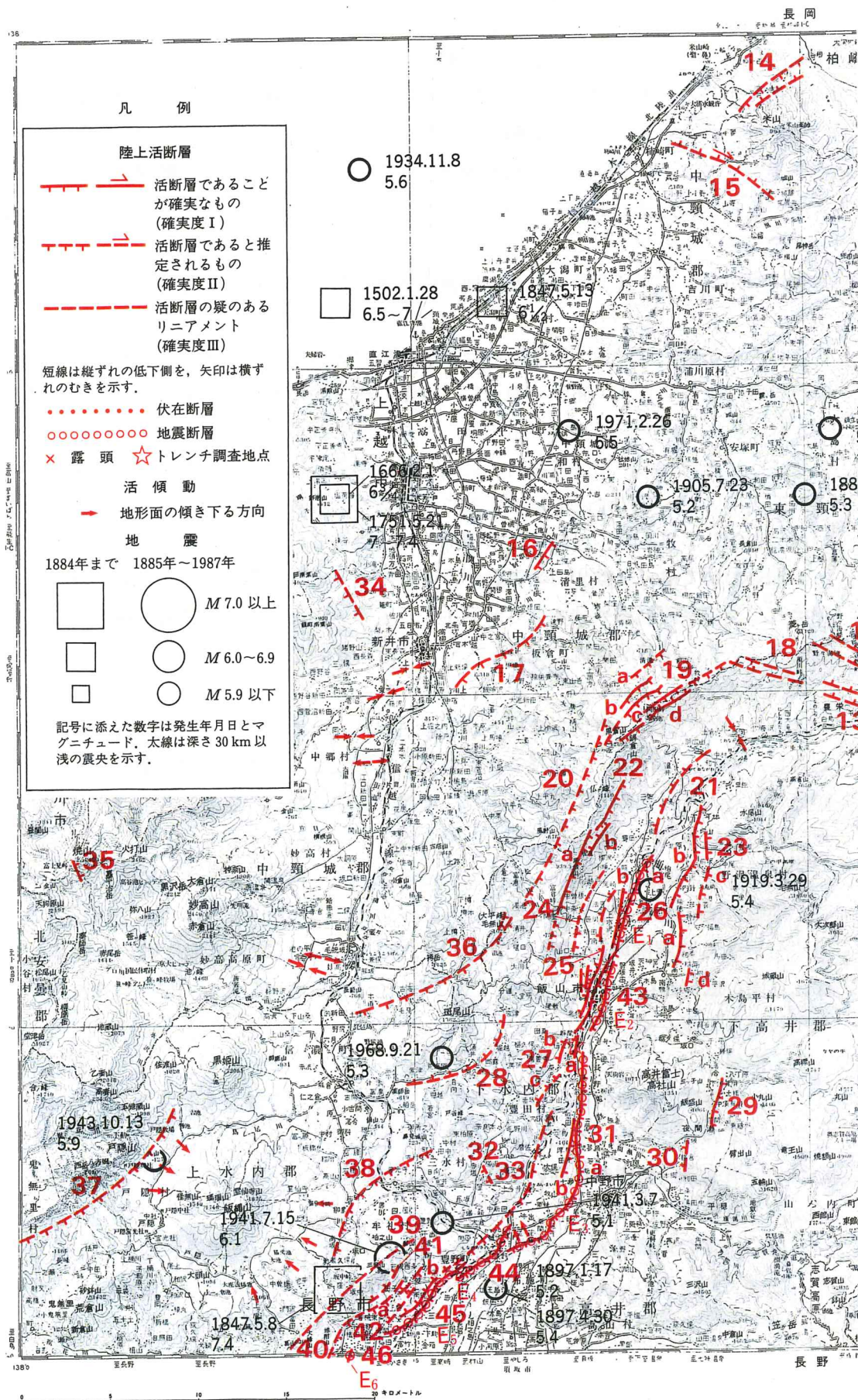
市域の被害としては、軟弱な沖積層の地盤により地震動の揺れが増幅された延徳沖低地の小沼・新保・江部、中野扇状地の扇端部である七瀬・片塩等で、地割れや液状化現象が発生したほか、各所で山腹崩壊、地すべりが起きた。特に長丘丘陵では大規模な崩壊が起き、壁田・大俣・厚貝などの地区はとりわけ大きな被害を受けた。また、地震によって県北部地域で発生した多数の山腹崩壊等により、千曲川上流の犀川がせき止められ、大量の水を貯えた後に決壊したため、川中島平を經由して市域南部の延徳沖低地に大洪水が押し寄せ、現在の小沼・大熊地区を中心に家屋の流失、全壊等の甚大な被害が生じた。

本市の地震災害では、地震動による地盤災害や斜面崩壊等のほかに、善光寺地震で発生した二次災害ともいべき河川の氾濫に対しても警戒が必要である。

### (2) 活断層の分布

過去に活動を繰り返し、今後も活動する可能性のある断層を活断層と呼ぶ。県内には糸魚川―静岡構造線断層帯がほぼ南北に縦断しており、それに関連して本市東縁部には、長野盆地付近から信濃川に沿って新潟県に延びていく信濃川断層帯に属する長丘断層がある。また、市の南西、長野盆地西縁部には、善光寺地震にかかわる一連の活断層が存在している。以下に、本市周辺の活断層を示した。（『〔新編〕日本の活断層』東京大学出版会発行）

# 中野市周辺の活断層





### (3) 考慮すべき特性

現在までの学術的研究によって、地震を引き起こす活断層の位置と断層活動の詳細は次第に解明されてきている。しかし、活断層の活動間隔は1000年以上と長いため、活動時期の予測は数百年の誤差を生じる長期予想とならざるを得ない。また、長期にわたって活動を止めている断層でも、休止期の終わりとともに再活動する可能性も考えられる。さらに、局地的に大きな被害をもたらす地震であっても、通常の活断層調査でとらえることのできない断層もあることから、地震災害の発生は常に想定しておく必要がある。

#### ア 地盤災害

大地震が発生し、種々の地震波が地表に到達する時、地形の特性に応じて災害の形態は異なってくる。

低地の沖積地・扇状地・氾濫原では軟弱地盤であるところが多く、地割れが発生したり、震動が大きくなって人家・建物・構造物・道路の被害が増大する。また震動により地盤の不等沈下が起こり、地中での滞水・排水不良ということも起こることがある。

台地や段丘などの洪積層は相対的には良好な地盤ではあるが、崖錐や段丘崖などの崩壊によって崖下の人家・道路などを損壊することがある。丘陵地は、段丘と同様に比較的固結度が高いので安定しているが、丘陵地の末端部では崩壊する可能性が高い。

山地においては、基盤岩での震動が小さくても、層理の発達状況・亀裂の様相・風化の進行程度によって斜面崩壊や地すべりが発生し、人家・田畑・道路（路盤や擁壁）などの破壊が生じたり、大量の土石が溪流に流入したりして水害を発生させることもある。

#### イ 地盤の液状化

地盤の液状化は、砂質地盤で地下水位の比較的高い地層において大きな地震波が地表付近に到達した際に、砂粒同士の結びつきが弱まって起こるもので、噴砂・噴泥・噴水といった現象が見られる。地層全体の流動化により、地盤は軟弱になり、建造物等の傾斜、倒壊が発生したり、地下埋設施設に被害が生じることがある。

地形的には、低地の沖積地、扇状地、氾濫原、埋立地などで発生しやすい。本市で地震災害時、地盤の液状化が予想される地域は、千曲川・夜間瀬川流域のほか、中野扇状地の扇央部の竹原付近から扇端部の間長瀬・江部にかけて、また、延徳沖低地に属する篠井・三ツ和・新保・草間と広範囲にわたっている。このほか、今井新堀川のある大俣から栗林にかけても、発生が予想される。

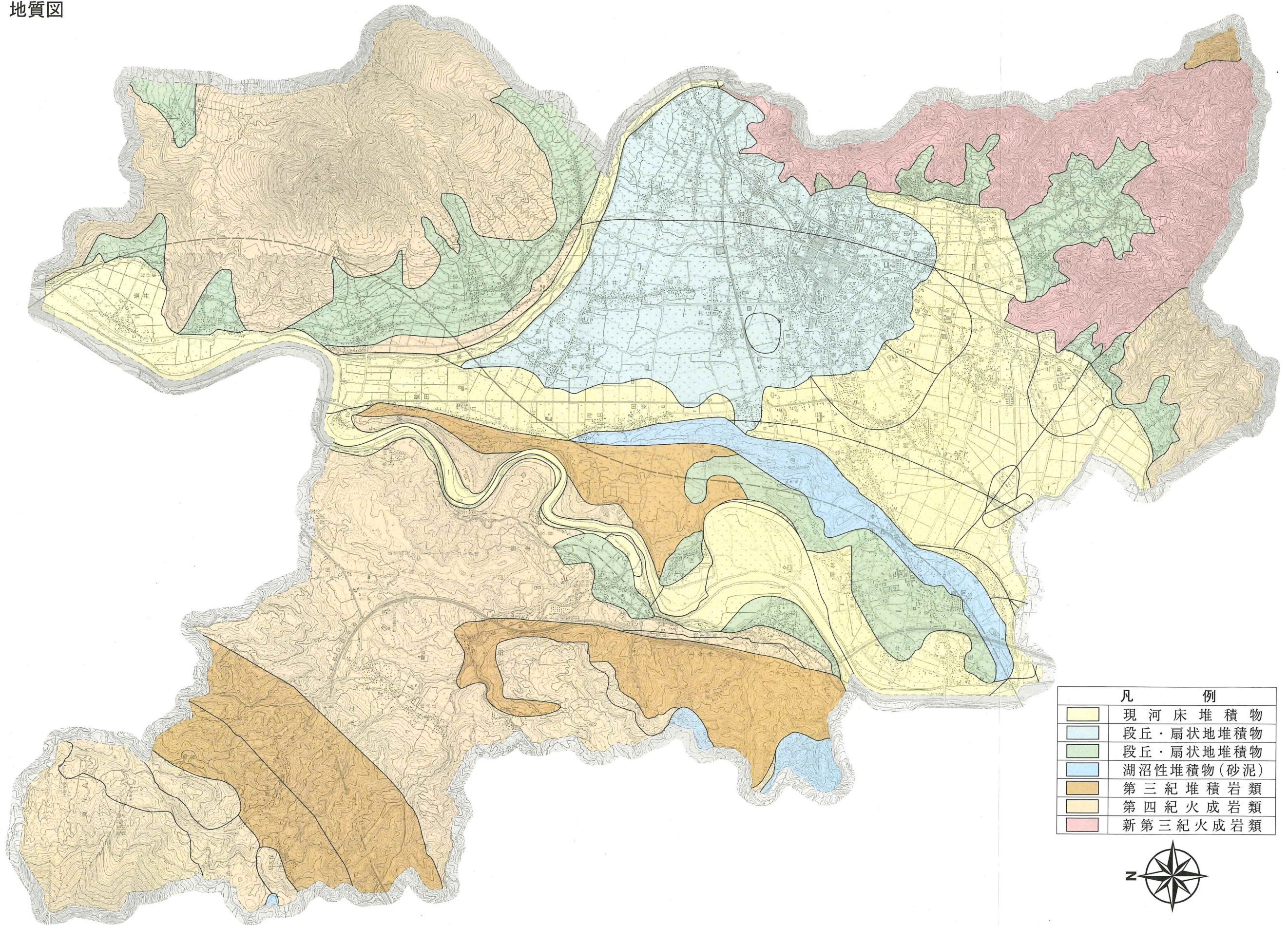
#### ウ 斜面崩壊


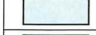
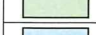
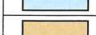



大きな地震波が山腹斜面、山地末端部、崖などの斜面を激しく揺さぶると、層理や亀裂がよく発達しているところ、風化が進行しているところ、固結度が小さいところなどでは、岩石や地層が崩壊する。植樹や各種の崩壊防止工が施工されている場合は、この崩壊をある程度抑止することもある。

市域の山地の地質組成は、溶岩地帯、安山岩質地帯、石英閃緑岩地帯、ひん岩地帯等であり、脆弱であったり、斜面勾配が大きいようなところでは、この斜面崩壊の可能性が高くなる。また、段丘崖や丘陵地の下部でも、斜面が崩壊する危険性がある。



地質図



凡 例	
	現河床堆積物
	段丘・扇状地堆積物
	段丘・扇状地堆積物
	湖沼性堆積物(砂泥)
	第三紀堆積岩類
	第四紀火成岩類
	新第三紀火成岩類





### 3 災害危険箇所等の状況

#### (1) 重要水防区域

市内における河川の重要水防区域は資料13-1に示すとおり、国土交通省管理の千曲川、県管理の河川では夜間瀬川・篠井川・斑尾川等及び市管理の河川に存在する。予想される危険としては、堤防余裕高・堤防断面・堤防高不足、護岸等の決壊、越水等がある。

#### (2) 土石流危険渓流

豪雨時に山間地の渓流で発生する土石流は、下流域で大災害をもたらす可能性がある。資料13-2に示すとおりであり、大部分が土石流危険渓流Ⅰに分類される。

渓流の分布地域としては、深沢から岩井にかけての夜間瀬川・千曲川東岸地域及び更科・新野・間山から大熊・桜沢までの東部山地沿いである。保全対象には、人家のほか、市道、県道、学校等がある。

#### (3) 急傾斜地崩壊危険箇所

本市の急傾斜地崩壊危険箇所は資料13-3に示すとおりで、東部の高遠・大熊・桜沢と長丘丘陵の壁田に分布している。傾斜は30°～50°の範囲で、長さは大熊の500m以外では80～150mである。また高さは、低いものは10mであるが、壁田では90mとなっている。

#### (4) 地すべり危険箇所

長野県は、地質組成や地質構造の特異性から全国的にも屈指の地すべり地帯である。本市では資料13-4に示したとおり地すべり危険箇所がある。

危険箇所の分布区域は、中野地域は、東部山地沿いの更科・間山・新野・大熊・桜沢等のほか、長丘丘陵の壁田・七瀬から、大俣・栗林・草間・立ヶ花に、豊田地域は、郷露・梨久保・小割・道光寺・美沢に集中している。

#### (5) 崩壊土砂流出危険地区

豪雨時に河川の山地流域で発生した崩壊等が、異常な土砂流出となって下流域に被害をもたらすことがある。本市には資料13-5に示すとおり崩壊土砂流出危険地区があり、中野地域には、岩井から赤岩までの千曲川・夜間瀬川東岸、東山・更科・間山・三ツ和・桜沢の東部山地沿いに、豊田地域には、上今井・永江・豊津・穴田に分布している。

#### (6) 山腹崩壊危険地区

風水害又は地震災害発生時に、山腹崩壊の危険性がある地区は資料13-6に示すとおりで、中野地域においては、高社山麓沿いの岩井から柳沢・越、長丘丘陵では北部の壁田・七瀬、また南部では大俣・栗林・立ヶ花、東部山地の東山・更科から間山にかけて分布している。また、豊田地域においては、永江・豊津・上今井・穴田に分布している。

#### (7) 雪崩危険箇所

本市における雪崩危険箇所は資料13-7に示すとおりで、中野地域では、東部山地の山沿いと長丘丘陵の壁田、高社火山群の岩井東と柳沢等である。また、豊田地域では、涌井・梨久保・道光寺等が挙げられる。各箇所とも多くの人家が含まれており、東山団地や柳沢では200戸に上っている。

#### (8) 落石等危険箇所

風水害又は地震災害発生時に落石等の危険箇所となっているのは、資料13-8に示すとおりである。危険内容は、地すべり、落石、崩壊、路肩軟弱である。

#### (9) 農業用ため池

農業用水確保を目的として造られたため池は、農家の水利には重要な役割を果たすが、災害時には決壊等により、配水域に被害を与えることも考えられる。本市のため池は資料13-9のとおりであり、最大は永江の大池である。

(10) 火災（山林）

林野面積が広大なことから、中野市では過去にも山林火災を経験しており、今後も発生が予想される。

## 第2 風水害による危険性の検討

### 1 水害

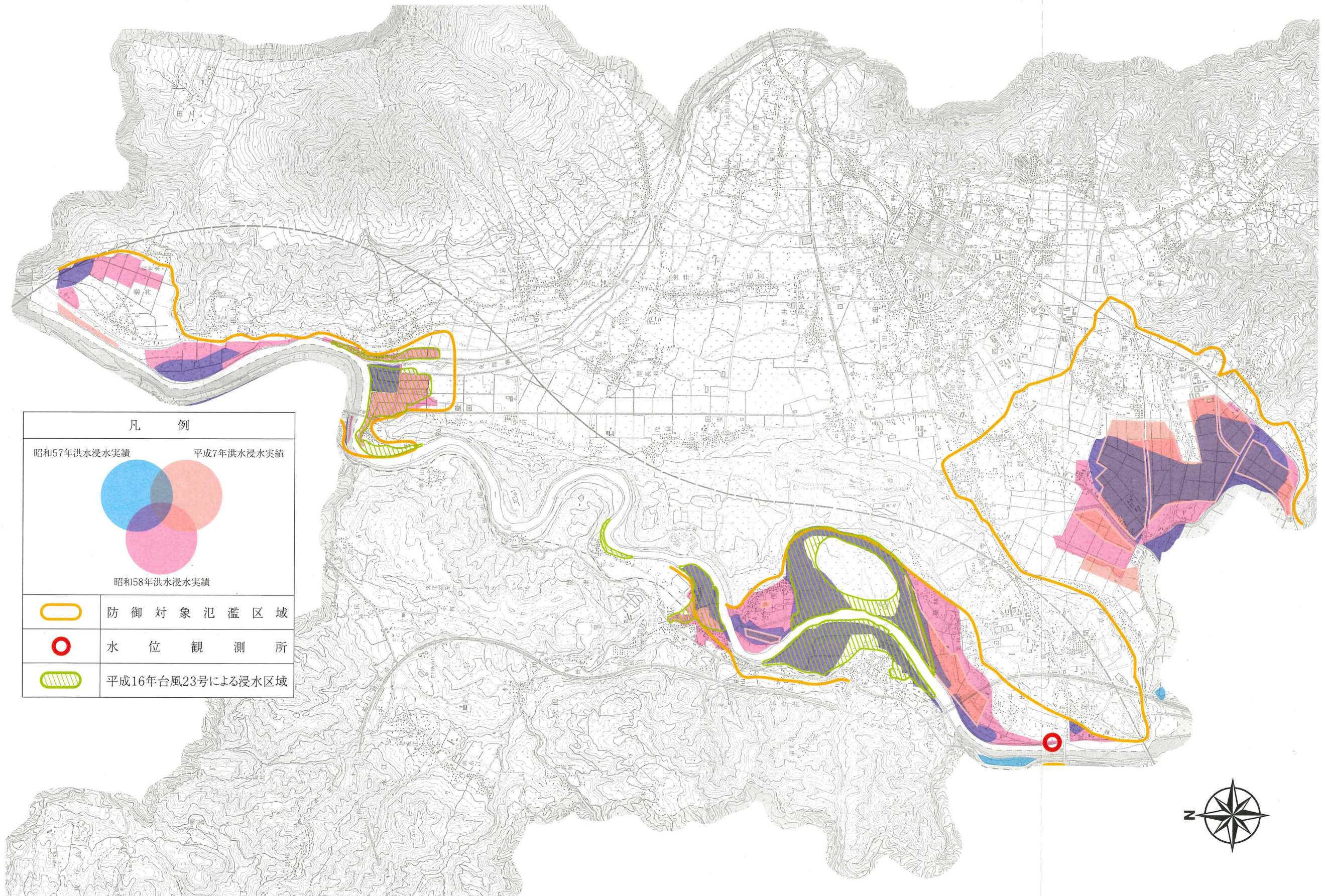
本市南部の延徳沖低地は、千曲川と篠井川による沖積地帯で、過去に氾濫を繰り返してきた水害地である。そのため防災対策として千曲川・篠井川の築堤、立ヶ花樋門の建設、大排水施設の建設等の治水事業が施行されており、水害の危険性は以前より減ってきている。しかし、国土交通省直轄沿川浸水実績図（千曲川）に示されるように昭和57年・58年及び平成7年・16年・18年には三ツ和・新保等の地区で大規模な浸水が発生している。

国土交通省では、平成28年6月1日、水防法に基づき、千曲川流域の浸水想定区域を指定した。市域においては、篠井川・草間川・真引川の流域から千曲川への合流地点までの地区（草間・安源寺・片塩・西江部・東江部・西条・新保・篠井・北大熊・大熊・桜沢・小沼）とその下流部（大俣・栗林・牛出・立ヶ花・上今井・豊津）、及び夜間瀬川の千曲川への合流地点付近（柳沢・古牧）とその下流部（岩井・岩井東・田上）が該当地域とされている。

該当地域については、浸水のおそれのない安全な避難場所を地区ごとに指定するなどの対策を講じているが、指定地域が広範囲にわたっていることから、住民の安全確保のためには、迅速な情報伝達と避難誘導措置が不可欠である。



直轄沿川浸水実績図



凡 例	
昭和57年洪水浸水実績	平成7年洪水浸水実績
昭和58年洪水浸水実績	
	防 御 対 象 氾 濫 区 域
	水 位 観 測 所
	平成16年台風23号による浸水区域





## 2 土砂災害

豪雨や大雨に際しては、水害以外にも急傾斜地の崩壊、山腹斜面の崩壊、土石流の発生等があり、大量の水とともに土砂の崩壊・流出が災害の原因となる。大地震に際しても土砂災害が発生する危険性はあるが、豪雨に伴う土砂災害の場合には、土砂と水とが合体して災害を引き起こすという特性がある。とりわけ高社山麓沿いの岩井・柳沢・田上・赤岩・越・深沢、長丘丘陵の壁田・七瀬・草間・栗林・大俣、東部山地沿いの東山・更科・新野・間山・大熊・桜沢及び西部山地沿いの豊田地域では、急傾斜地崩壊、山腹崩壊、土石流などの素因が複合することにより、人家、道路、公共施設、田畑等で大きな被害が発生する危険性がある。

## 3 その他の災害

過去の災害歴史からも分かるように、異常気象としては豪雨や大雨以外に、風害、ひょう害、凍霜害などがあり、その時々気圧配置、風向・風速、放射冷却などによって災害となり得る。さらに内陸性の気候特性から、日中は地面が暖まりやすく、夜間は冷え込みが厳しいという地形の性状によっても、これらの気象現象は増幅されるものである。

風害は家屋の破損や農作物の倒伏、果樹の落果という事態を招き、ひょう害は農作物を直接傷つけ、凍霜害は農作物の生育を即座に停止させてしまう。

これらの災害は、農産物への影響が大であるので、農業従事者の被害は深刻なものとなってしまう。これらの異常気象による大規模な災害は数年間に一度は起きているが、今後も発生する危険性は存在する。



### 第3 地震災害による危険性の検討

#### 1 基本方針

長野県では、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震のようなこれまで想定していなかった規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県及び各市町村の防災対策の新たな基礎資料となる実践的な被害想定を策定し、平成27年3月、『第3次長野県地震被害想定調査報告書』を公表した。

この調査による被害想定結果は、本市における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進に当たって有用な資料となるものである。

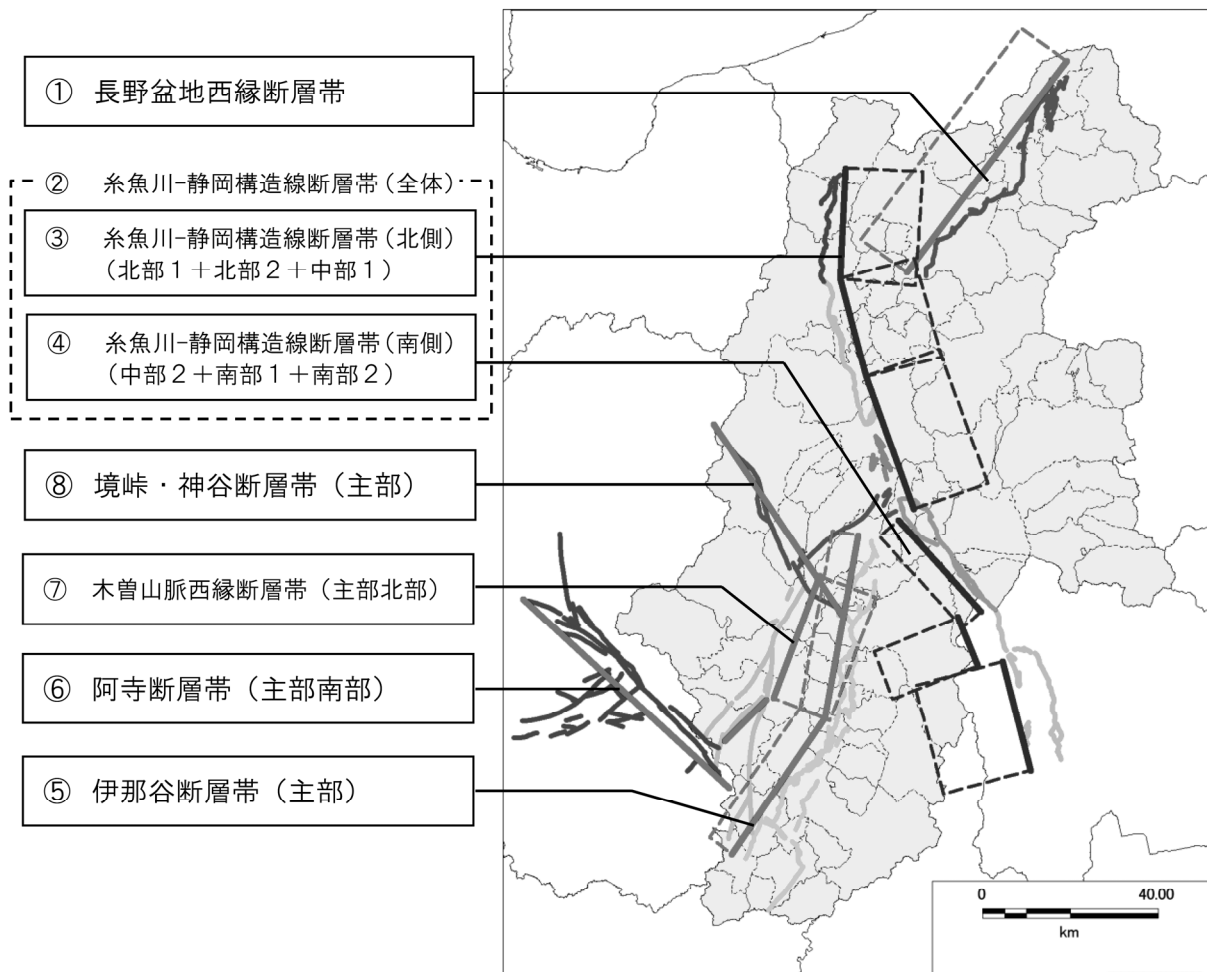
本節においては、この報告書のうち、本市に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

#### 2 想定地震

『第3次長野県地震被害想定調査報告書』における想定地震及びその諸元は、次のとおりである。

想定地震の諸元

想定地震	震源諸元	マグニチュード	市における最大震度	長さ (km)	位置等
長野盆地西縁断層帯		7.8	7	58	飯山市～長野市
糸魚川―静岡構造線	全体	8.5	6弱	150	小谷村～富士見町
	北側	8.0	5強	84	小谷村～松本市
	南側	7.9	4	66	安曇野市～富士見町
伊那谷断層帯		8.0	5弱	79	辰野町～平谷村
阿寺断層系 (南部)		7.8	4	79	岐阜県中津川市 (旧山口村)～岐阜県下呂市
木曾山脈西縁断層帯 (北部)		7.5	4	40	木曾町～南木曾町
境峠・神谷断層帯		7.6	5弱	47	松本市～伊那市
想定東海地震		8.0	5弱		
南海トラフ		9.0	5弱		



この中で、本市に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「長野盆地西縁断層帯の地震」である。このため、以下、「長野盆地西縁断層帯の地震」についての想定結果を記述する。

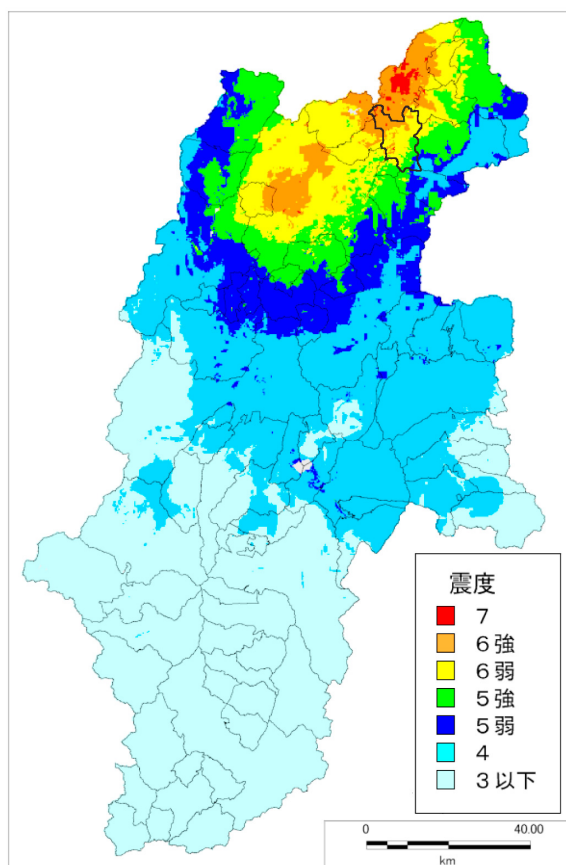
なお、地震動の予測も、科学的な知見に基づいて一定の条件で設定しているものであって、次にその想定地震において発生する地震動を具体的に予測したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

### 3 被害想定結果

本想定地震における中野市の被害想定結果は、次のとおりである。

#### (1) 予測震度

市域において、最大震度7の非常に強い揺れが予測されているほか、市全域で5強以上と予想されている。



長野盆地西縁断層帯の地震の地表震度分布

(2) 建物被害

ア 冬深夜・強風時及び平常風速時

(棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
10	90	360	1,310	270	20	60	0	400	1,460

イ 夏12時・強風時及び平常風速時

(棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
10	90	270	1,400	270	20	60	0	310	1,550

ウ 冬18時・強風時及び平常風速時

(棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
10	90	360	1,310	270	20	60	0	400	1,460

※1 数字は集計結果を四捨五入して示しているため、合計が合わない場合がある。

※2 「断層変位」による全壊棟数は、「揺れ」による全壊棟数の内数

(3) 人的被害

ア 死者・負傷者・重傷者数

(7) 冬深夜・強風時及び平常風速時 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	20(0)	*(*)	*(*)	0(0)	*(*)	30(*)
負傷者数	320(10)	30(20)	*(*)	0(0)	*(*)	320(10)
重傷者数	180(*)	10(*)	*(*)	0(0)	*(*)	180(*)

(i) 夏12時・強風時及び平常風速時 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	10(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(*)	20(*)
負傷者数	240(10)	30(10)	*(0)	0(0)	*(*)	250(10)
重傷者数	130(*)	10(*)	*(0)	0(0)	*(*)	130(*)

(ウ) 冬18時・強風時及び平常風速時 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	20(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(0)	20(*)
負傷者数	280(10)	20(10)	*(0)	0(0)	*(0)	280(10)
重傷者数	150(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(0)	150(*)

※1 「\*」は「わずか」を示す。

※2 数字は、集計結果を四捨五入して示しているため、合計が合わない場合がある。

※3 ( )は観光客を考慮しない場合との差を示す。

※4 屋内収容物の倒壊による死者数は、建物倒壊による死者数の内数

イ 避難者数

被災1日後			被災2日後			被災1週間後			被災1か月後		
避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
790	470	320	3,710	1,860	1,860	2,390	1,190	1,190	1,440	430	1,000

※1 冬18時・強風時

※2 避難者数は、集計結果を1の位で四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

ウ 避難所に避難する要配慮者数

被災1日後		被災2日後		被災1週間後		被災1か月後	
避難所	うち要配慮者数	避難所	うち要配慮者数	避難所	うち要配慮者数	避難所	うち要配慮者数
避難者数		避難者数		避難者数		避難者数	
470	90	1,860	350	1,190	230	430	80

※ 冬18時・強風時

エ 自力脱出困難者数

冬深夜・強風時	夏12時・強風時	冬18時・強風時
50(10)	40(10)	50(10)

※ ( )は自力脱出困難者のうち要配慮者数を示す。

(4) 物資不足量

ア 食料過不足量

避難所避難者数			食料過不足量（食）		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
474	1,857	1,634	2,594	△4,091	△9,974

※1 避難者数が最も多い「冬18時・強風時」で算出

※2 △は不足量を示す。正の数は需要量を上回る主要備蓄量を示す。

イ 飲料水過不足量

断水人口			飲料水過不足量（リットル）		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
15,546	11,898	10,084	△39,006	△74,701	△104,954

※1 △は不足量を示す。正の数は需要量を上回る給水可能量を示す。

※2 断水人口は全想定条件で同じ。

ウ 毛布の過不足量

避難所避難者数			生活必需品（毛布）過不足量（枚）		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
474	1,857	1,634	1,459	△1,307	△861

※1 △は不足量を示す。正の数は需要量を上回る主要備蓄量を示す。

※2 避難者数が最も多い「冬18時・強風時」で算出

(5) 災害廃棄物

災害廃棄物の発生量想定：30,190トン

※ 建物被害が最も多い「冬18時・強風時」で算出

(6) 孤立集落数

孤立の可能性がある集落	震度6強以上が想定されている地域の集落	アクセス困難のおそれがある集落	重複	合計
28	2	8	0	10

(7) 道路施設被害

延長：49km

緊急輸送路における道路施設被害箇所数：4箇所

(8) ライフライン被害

ア 上水道の断水人口・断水率

給水人口（人）	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）
43,620	31,770	73	14,860	34	6,210	14	700	2

※ 給水人口は、「平成23年度長野県の水道」を活用

イ 下水道の機能支障人口・機能支障率

処理人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
	機能支障 人口 (人)	機能 支障率 (%)	機能支障 人口 (人)	機能 支障率 (%)	機能支障 人口 (人)	機能 支障率 (%)	機能支障 人口 (人)	機能 支障率 (%)
44,960	34,110	76	17,540	39	6,730	15	840	2

※ 処理人口は、平成24年度末長野県汚水処理人口普及状況（下水道処理人口＋農排整備人口）を活用

ウ 停電軒数・停電率

(7) 被災直後

想定条件		電灯軒数 (軒)	被災直後停電 軒数 (軒)	被災直後停電 率 (%)	配電線被害による 停電軒数 (軒)
平常時	冬深夜	26,720	16,880	63	50
	夏12時		16,880	63	40
	冬18時		16,880	63	50
強風時	冬深夜		16,880	63	50
	夏12時		16,880	63	40
	冬18時		16,880	63	50

(1) 復旧予測

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
16,880	63	3,490	13	260	1	40	0

※ 冬18時・強風時

エ 固定電話不通回線数・不通回線率

(7) 停電の影響がない場合

想定条件		回線数 (回線)	被災直後の不通回線数 (回線)	被災直後の不通回線率 (%)
平常時	冬深夜	10,750	30	0
	夏12時		20	0
	冬18時		30	0
強風時	冬深夜		30	0
	夏12時		20	0
	冬18時		30	0

(1) 停電の影響が50%及び100%の場合

被災直後 (停電の影響が 50%)		被災直後 (停電の影響が 100%)		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)
3,400	32	6,790	63	1,400	13	20	0	0	0

※ 回線数は1の位を四捨五入している。

オ 携帯電話停波基地局率・不通ランク

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波 基地局率 (%)	不通ランク	停波 基地局率 (%)	不通ランク	停波 基地局率 (%)	不通ランク	停波 基地局率 (%)	不通ランク
9	A	24	—	2	—	0	—

※ A：非常につながりにくい

B：つながりにくい

C：ややつながりにくい

# 第1章 災害予防計画

## 防災関係機関等の役割分担表

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第1節 風水害に強いまちづくり</b>				
風水害に強い郷土づくり	全部局		全部局	交通・通信施設管理機関
風水害に強いまちづくり	全部局			
<b>第2節 災害発生直前対策</b>				
住民に対する情報の伝達体制の整備	総務部		全部局	
避難誘導體制の整備	総務部			
災害未然防止活動	全部局			水防管理者、河川・農業用排水施設管理者
<b>第3節 情報の収集・連絡体制計画</b>				
情報の収集・連絡体制の整備	総務部		全部局	岳南広域消防組合、郵便局
情報の分析整理	総務部			
通信手段の確保	総務部	アマチュア無線局開局者		
<b>第4節 活動体制計画</b>				
職員の参集・活動体制	全部局		全部局	
組織の整備	総務部			
防災中枢機能等の確保	全部局			
複合災害への備え	全部局			
業務継続性の確保	総務部			
<b>第5節 広域相互応援計画</b>				
防災関係機関相互の連携体制整備	総務部		危機管理部	
県内全市町村間の相互応援協定	総務部			県内各市町村
県内全消防本部間の消防相互応援体制	消防部			県市長会、県町村会、県消防長会、岳南広域消防組合
公共機関及びその他事業者との相互応援協定	総務部 健康福祉部 くらしと文化 経済部 建設水道部 消防部	関係事業者		公共機関
広域防災拠点の確保	総務部			



施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第6節 救助・救急・医療計画</b>				
救助・救急用資機材の整備	総務部 消防部		危機管理部 健康福祉部 県警察本部	自衛隊、岳南広域消防組合、日赤 県支部
医療用資機材等の備蓄	健康福祉部			日赤県支部、県医師会、中高医師 会、飯水医師会、県歯科医師会、 中高歯科医師会、飯水歯科医師会、 災害拠点病院
災害拠点病院を中心とした災害医 療支援体制の整備	健康福祉部			日赤県支部、県医師会、中高医師 会、飯水医師会、県歯科医師会、 中高歯科医師会、飯水歯科医師会、 災害拠点病院
消防及び医療機関相互の連絡体制 の整備	総務部 健康福祉部 消防部			岳南広域消防組合、医療機関
<b>第7節 消防活動計画</b>				
消防活動計画	消防部	住民、自主防 災組織	危機管理部	岳南広域消防組合、消防団
<b>第8節 水防活動計画</b>				
水防活動計画	総務部 建設水道部 消防部		建設部	北陸地方整備局、岳南広域消防組 合、水防管理団体
<b>第9節 要配慮者支援計画</b>				
要配慮者支援計画の作成	総務部 健康福祉部 子ども部 経済部 教育委員会	住民、民生・ 児童委員		岳南広域消防組合、消防団、社会 福祉協議会、社会福祉施設、自主 防災組織
在宅者対策	総務部 健康福祉部	住民、民生・ 児童委員	危機管理部	社会福祉協議会、社会福祉施設、 医療機関、ボランティア団体
要配慮者利用施設対策	健康福祉部 子ども部 経済部 教育委員会		危機管理部 健康福祉部	要配慮者利用施設
外国籍住民、外国人旅行者等、観 光客対策	総務部 くらしと 文化 経済部	観光関連事業 者(旅館・ホ テル等)	危機管理部 県民文化部 観光部	医療機関
土砂災害警戒区域、土砂災害危険 箇所等及び浸水想定区域内の要配 慮者利用施設対策	総務部 健康福祉部 子ども部 教育委員会		危機管理部 県民文化部 健康福祉部 農政部 林務部 建設部 教育委員会	要配慮者利用施設の管理者
<b>第10節 緊急輸送計画</b>				

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
緊急交通路確保計画	経済部 建設水道部		農政部 林務部 建設部 県警察本部	東日本高速道路㈱
緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画	総務部 くらしと文化部		危機管理部 産業労働部 建設部	
輸送体制の整備計画	総務部	輸送事業者	危機管理部	北陸信越運輸局長野運輸支局、県トラック協会、県タクシー協会
<b>第11節 障害物の処理計画</b>				
障害物除去体制の整備	経済部 建設水道部	住民	危機管理部 農政部 林務部 建設部 県警察本部	
<b>第12節 避難の受入活動計画</b>				
避難計画の策定等	総務部 健康福祉部 子ども部	住民	危機管理部 健康福祉部 県警察本部	
避難場所の確保	総務部		施設管理部局 教育委員会	
避難所の確保	総務部 健康福祉部		施設管理部局 教育委員会	
住宅の確保体制の整備	建設水道部	建設業者	危機管理部 建設部	
学校等における避難計画	子ども部 教育委員会 学校長		県民文化部 教育委員会	
在宅避難者等の支援	全部局		危機管理部	
<b>第13節 孤立防止対策</b>				
通信手段の確保	総務部 消防部	アマチュア無線局開局者	危機管理部	
災害に強い道路網の整備	経済部 建設水道部	住民	農政部 林務部 建設部	
孤立予想地域の実態把握	総務部 健康福祉部 経済部	住民		
自主防災組織の育成	総務部 消防部		危機管理部	
避難所の確保	総務部			
備蓄	総務部	住民、観光・宿泊施設等		
<b>第14節 食料品等の備蓄・調達計画</b>				
食料品等の備蓄・調達体制の整備	総務部	食料品等取扱業者、住民、企業等	危機管理部 産業労働部 農政部	
食料品等の供給計画	くらしと文化部			赤十字奉仕団、協定締結先

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第15節 給水計画</b>				
飲料水等の備蓄・調達体制の整備	建設水道部	住民	危機管理部	
飲料水等の供給計画	建設水道部		環境部 企業局	
<b>第16節 生活必需品の備蓄・調達計画</b>				
生活必需品の備蓄・調達体制の整備	総務部	流通業者、住民	危機管理部 産業労働部	
生活必需品の供給計画	くらしと文化部			協定締結先
<b>第17節 危険物施設等災害予防計画</b>				
危険物施設災害予防計画	消防部	危険物取扱事業者、住民	危機管理部 健康福祉部 産業労働部	岳南広域消防組合
その他危険物施設等災害予防計画	総務部	危険物取扱事業者、住民	県警察本部	岳南広域消防組合
<b>第18節 電気施設災害予防計画</b>				
施設・設備の安全性の確保			企業局	中部電力パワーグリッド(株)
職員の配置計画				中部電力パワーグリッド(株)
関係機関との連携				中部電力パワーグリッド(株)
<b>第19節 都市ガス施設災害予防計画</b>				
都市ガス施設災害予防対策			企業局	長野都市ガス(株)
<b>第20節 上水道施設災害予防計画</b>				
施設の安全性の充実	建設水道部	水道事業者	環境部 企業局	
施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施	建設水道部	水道事業者		
応急復旧応援受入れ体制の整備	建設水道部	水道事業者		
<b>第21節 下水道施設等災害予防計画</b>				
下水道施設等の風水害に対する安全性の確保	建設水道部		環境部	
雨水流出抑制施設整備	建設水道部			
緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立	建設水道部	下水道事業者		
緊急用、復旧用資材の計画的な確保	建設水道部			
下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳の整備・拡充	建設水道部			
管渠及び処理場施設の系統の多重化	建設水道部			
<b>第22節 通信・放送施設災害予防計画</b>				
緊急時のための通信確保、防災行政無線の整備	総務部 消防部			
電気通信施設災害予防				電気通信事業者各社

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
放送施設の災害予防				NHK、各放送局
道路埋設通信施設災害予防	建設水道部	通信事業者等		電気通信事業者各社、道路管理者
<b>第23節 災害広報計画</b>				
被災者及び住民等への情報の提供体制	総務部		危機管理部 企画振興部	
報道機関への情報提供及び協定	総務部		総務部	報道機関
<b>第24節 土砂災害等の予防計画</b>				
地すべり対策	経済部 建設水道部	住民	農政部 林務部 建設部	
山地災害危険地区対策	経済部 建設水道部		林務部	
土石流対策	建設水道部	住民	建設部	
急傾斜地崩壊防止対策	経済部 建設水道部	住民	農政部 建設部	農業用排水路等の管理団体
要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策	総務部 健康福祉部 子ども部 経済部 建設水道部 教育委員会		危機管理部 県民文化部 健康福祉部 農政部 林務部 建設部 教育委員会	要配慮者利用施設の管理者
土砂災害警戒区域の対策	総務部 健康福祉部 子ども部 経済部 建設水道部 教育委員会		危機管理部 農政部 林務部 建設部	
<b>第25節 防災都市計画</b>				
都市計画法に基づく用途地域等の指定	建設水道部		建設部	
防災空間の整備拡大	建設水道部			
市街地再開発事業による都市整備	建設水道部			
<b>第26節 建築物災害予防計画</b>				
建築物の風害対策	総務部 建設水道部	建築物の所有者等	建設部	
建築物の水害対策	建設水道部	建築物の所有者等	建設部	
文化財の風水害予防	教育委員会	文化財の所有者	教育委員会	
<b>第27節 道路及び橋梁災害予防計画</b>				
道路及び橋梁の風水害に対する整備	建設水道部		危機管理部 建設部	東日本高速道路株
関係団体との協力体制の整備	総務部 建設水道部		企業局 県警察本部	建設業各団体

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第28節 河川施設等災害予防計画</b>				
河川施設災害予防	経済部 建設水道部 消防部		農政部 建設部 企業局	
浸水想定区域内の災害予防	総務部 健康福祉部 子ども部 教育委員会		建設部	要配慮者利用施設の管理者
<b>第29節 ため池災害予防計画</b>				
ため池災害予防対策	経済部		農政部	ため池管理団体
<b>第30節 農林産物災害予防計画</b>				
農産物災害予防計画	経済部	住民	農政部	農業農村支援センター、農協
林産物災害予防計画	経済部	住民	林務部	中部森林管理局、森林組合
<b>第31節 二次災害の予防計画</b>				
構造物に係る二次災害予防対策	建設水道部		林務部 建設部 企業局	
危険物施設等に係る二次災害予防対策	総務部 消防部	危険物取扱事業者	危機管理部 健康福祉部 産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
倒木の流出対策	経済部		林務部	
山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策	経済部 建設水道部		建設部	
<b>第32節 防災知識普及計画</b>				
住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動	総務部 消防部	住民、自主防災組織、企業等	全部局	岳南広域消防組合、消防団
防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及	総務部	防災上重要な施設の管理者等		岳南広域消防組合
学校等における防災教育の推進	子ども部 教育委員会			岳南広域消防組合
市職員に対する防災知識の普及	総務部			
大規模災害の教訓や災害文化の伝承	総務部	住民		
<b>第33節 防災訓練計画</b>				
防災訓練の種別及び実施時期	総務部 消防部	住民、企業等	全部局	岳南広域消防組合、消防団
実践的な訓練の実施と事後評価	総務部	住民、自主防災組織、企業		岳南広域消防組合、消防団
<b>第34節 災害復旧・復興への備え</b>				
市政の業務継続計画の策定	全部局		全部局	
災害廃棄物の発生への対応	全部局			
データの保存及びバックアップ	全部局			
罹災証明書の発行体制の整備	総務部			
<b>第35節 自主防災組織等の育成計画</b>				
地域住民等の自主防災組織の育成	総務部 消防部	住民、事業所等	全部局	岳南広域消防組合

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
自主防災組織の課題	総務部 健康福祉部 くらしと文化部 消防部	自主防災組織	全部局	
自主防災組織の活動内容		自主防災組織	全部局	
活動環境の整備及び組織の活性化	総務部	自主防災組織		
各防災組織相互の協調	消防部	自主防災組織		
<b>第36節 企業防災に関する計画</b>				
企業による防災活動の推進	総務部 経済部	企業	全部局	
<b>第37節 ボランティア活動の環境整備</b>				
災害救援ボランティアの事前登録	くらしと文化部		危機管理部	社会福祉協議会、日赤県支部、ボランティア関係団体
ボランティア活動の環境整備	くらしと文化部			社会福祉協議会、ボランティア関係団体
ボランティア団体間の連携	くらしと文化部			社会福祉協議会、ボランティア関係団体
ボランティアコーディネーターの養成	くらしと文化部			社会福祉協議会、日赤県支部、ボランティア関係団体
<b>第38節 災害対策に係る基金等積立及び運用計画</b>				
災害対策に係る基金等の積立及び運用	総務部		危機管理部 総務部	
<b>第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測</b>				
風水害対策に関する調査研究及び観測	全部局		危機管理部 林務部 建設部	
<b>第40節 鉄道施設災害予防計画</b>				
鉄道施設災害予防計画			建設部	東日本旅客鉄道株、長野電鉄株
<b>第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b>				
住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	総務部	住民、事業所	危機管理部	
<b>第42節 観光地の災害予防計画</b>				
観光地での観光客の安全確保	全部局	住民、事業所	観光部	
外国人旅行者の安全確保	全部局		県民文化部 観光部	

# 第1節 風水害に強いまちづくり

(全部局)

## 第1 基本方針

市は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

## 第2 計画

### 1 風水害に強い郷土づくり

#### (1) 市

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から土地の保全と住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。

ウ 風水害に強い郷土の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。

(ア) 当面の目標として、主要河川の整備及び中小河川の整備を推進する。

(イ) ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。

(ウ) 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の造成を図る。

エ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

#### (2) 関係機関（交通・通信施設管理機関）

基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、風水害に対する安全性の確保に努める。

### 2 風水害に強いまちづくり

#### (1) 市

ア 風水害に強いまちの形成

(ア) 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設があるときは、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のため、その施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(イ) 土砂災害警戒区域については、当該区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、

救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

- (ウ) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。
- (エ) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- (オ) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- (カ) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
  - a 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進
  - b 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機とするための、分かりやすい水害リスクの提供
  - c 河川、下水道について、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
  - d 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
  - e 洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定時における当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項の市地域防災計画への規定
  - f 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のうち、所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについての市地域防災計画への規定
  - g 上記施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法の規定
  - h 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について記載した印刷物の配布その他の必要な措置
  - i 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の公表による、安全な郷土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
  - j 土石流危険渓流箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進



- k 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び医療機関等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
  - l 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進
  - m 山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成施設の整備
  - n 農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
  - o 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進
- イ 風水害に対する建築物等の安全性
- (ア) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に配慮する。
  - (イ) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
  - (ウ) 強風による落下物の防止対策を図る。
  - (エ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- ウ ライフライン施設等の機能の確保
- (ア) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
  - (イ) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
  - (ウ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- エ 災害応急対策等への備え
- (ア) 風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
  - (イ) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
  - (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共

用地等の活用を図る。

- (イ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

- (ロ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

- (ハ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

- (ニ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

## (2) 関係機関

### ア 風水害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

### イ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

- (イ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

### ウ 災害応急対策等への備え

- (ア) 風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災知識の向上を図る。

- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

- (ロ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

- (イ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

- (ロ) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

## 第2節 災害発生直前対策

(全部局)

### 第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象情報、警報等の伝達体制、住民の避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

### 第2 計画

#### 1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象情報、警報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

#### 2 避難誘導體制の整備

- (1) 市及び県は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。(本章第12節「避難の受入活動計画」参照)
- (2) 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- (4) 市及び県は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- (5) 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (6) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- (7) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

#### 3 災害未然防止活動

- (1) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。
  - ・ 所管施設の緊急点検体制の整備
  - ・ 応急復旧のための体制の整備
  - ・ 防災用資機材の備蓄
  - ・ 水防活動体制の整備（水防管理者）
  - ・ せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
  - ・ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備
- (3) 委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

## 第3節 情報の収集・連絡体制計画

(総務部)

### 第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

### 第2 計画

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### (1) 市

ア 被害状況等の調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。

イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練・保守点検を実施する。

ウ 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備に努める。

エ 情報収集手段としてインターネット等の整備、活用に努める。

オ 市内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換を図る。(資料3-6参照)

カ 総合的な情報収集を行うため、「モニター情報制度」の設置について検討していく。

キ 雨量情報、土砂災害警戒情報及び河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努める。また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

ク 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

##### (2) 岳南広域消防組合

災害時における消防活動を効果的に実施するため、住民からの通報、参集する消防職団員、情報収集班の派遣、ヘリコプターによる情報及び防災関係機関相互の情報交換等、あらゆる手段を講じて情報の収集に努める。

##### (3) 関係機関

ア 被害状況等の調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。

#### 2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の

周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

### 3 通信手段の確保

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、その他災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するほか、登録制メール「中野市すぐメール」等新たな災害時通信網の整備に努める。
- (2) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。
- (3) 携帯電話、防災行政無線等の応急対策機器及び非常用電源設備の整備を図る。
- (4) 非常時に市役所と各地区を結ぶ通信手段の確保について検討していく。

## 第4節 活動体制計画

(全部局)

### 第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。このため、職員の非常参集体制の整備と防災関係組織の整備・防災会議の設置等、発災時における活動体制の整備を図る。また、防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保及び災害時の防災中枢機能の確保を図る。

### 第2 計画

#### 1 職員の非常参集体制の整備

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策の実施が必要となる。

##### (1) 市

職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、職員の安全確保に十分に配慮の上、次の対策を推進する。

ア 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

イ 勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、当直者等による24時間体制で対応する。

ウ 消防機関及び消防団員についても各組織に定められた配備計画に基づき、組織及び機能の総力を挙げて災害応急対策に当たることができるようその体制を整備する。

エ 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

オ 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

##### (2) 関係機関（全機関）

職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行う。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

#### 2 組織の整備

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制と組織間の応援協力体制の整備を図る。

防災会議の円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る。

##### (1) 市

災害対策基本法第16条により設置した市防災会議により、それぞれの地域の災害特性及び地域

特性に対応した市地域防災計画の作成・修正を行い、その計画の実施を推進する。

(2) 岳南広域消防組合

迅速な消防活動を行うため、関係機関相互の連携体制について、調整を図る。

(3) 関係機関

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

### 3 防災中枢機能等の確保

(1) 災害対策活動拠点施設の整備

市は、災害対策活動の第一線の拠点となる市役所庁舎及び災害対策活動の拠点となる施設について、その機能を十分果たすことができるよう、建物の耐震化・堅牢化を図るとともに、通信施設等の整備や、非常食・飲料水の備蓄等を図る。

また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

(2) 災害対策本部の代替機能の確保

市では、市役所本庁舎が被災し、使用不能となった場合の代替施設として、豊田支所庁舎を指定している。これらの施設が災害対策本部機能を果たすためには、次のような設備が必要である。

- ・作業スペース（会議室、机、イス）
- ・パソコン、プリンタ、ネットワーク
- ・電話、FAX、防災行政無線
- ・電源

このため、市は、代替施設における必要な準備について、検討を行う。また、災害発生時に必要となる資料やデータ（被害状況調査様式等）等についても、代替施設にバックアップをしておくとともに、長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

### 4 複合災害への備え

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

### 5 業務継続性の確保

(1) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

(2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

(3) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優



先業務の整理について定めておく。

## 6 NPO・NGO等との連携

大規模災害発生時には、行政による被災者支援には限界があることから、NPO・NGO等の市民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援が期待される場所である。

そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう連携体制の構築に努める。

- (1) 県と連携し、災害時における民間団体からの支援の在り方やNPO・NGO等との連携体制の在り方について検討する。
- (2) 県と連携し、国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるNPO・NGO等との連携体制の構築に努める。
- (3) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

## 第5節 広域相互応援計画

(総務部・健康福祉部・くらしと文化部・経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

災害時には、市のみでは十分な応急・復旧活動が実施できない場合も考えられる。

このため、市は、平常時から防災関係機関等と災害時の応援・協力体制について協議し、必要に応じて協定を締結するとともに、そのための体制の整備を図る。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

### 第2 計 画

#### 1 防災関係機関相互の連携体制整備

- (1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整える。
- (2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。
- (3) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。
- (4) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (5) 訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

#### 2 県内全市町村間の相互応援協定

- (1) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。
- (2) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。
- (3) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (4) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等として、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。

#### 3 県内全消防本部間の消防相互応援体制

県内13消防本部を4ブロックに編成し、県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う協定に基づき、平常時から連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

##### (1) 市

ア 消防部においては、協定に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

イ 関係消防機関における消防力の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援

の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。

(2) 関係機関（県市長会、県町村会、県消防長会、岳南広域消防組合）

県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。

#### 4 公共機関及びその他事業者との相互応援協定

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

現在、本市が締結している協定は、資料3のとおりである。

#### 5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

県と県内市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

#### 6 広域防災拠点の確保

市は、県及び関係機関と協力し、次のとおり広域防災拠点の確保に努める。

- (1) 地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。
- (2) 選定された拠点ごとに、面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。
- (3) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

## 第6節 救助・救急・医療計画

(総務部・健康福祉部・消防部)

### 第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、医療機関、医薬品備蓄施設、消防署等の災害対応機能の強化を図る。

また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を図る。

### 第2 計画

#### 1 救助・救急用資機材の整備

##### (1) 市

消防団詰所、公民館、防災拠点施設等に救助・緊急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。また、平常時から住民に対して、これらを使用した救急方法及び応急手当の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

##### (2) 岳南広域消防組合

ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に行うとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」による装備の整備を推進する。

イ 救急自動車は、救急救命士の養成状況を考慮しながら、高規格化を促進する。

ウ 住民等に対する応急手当の普及講習会を実施し、救急処置の普及啓発に努める。

エ 消防団、自主防災組織等の指導育成に努め、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

オ 家庭、施設、事業所等に応急救急資機材、バール、ジャッキ等応急救助器具の設置を奨励する。

カ 関係機関の資機材保有状況の把握及び資機材のマニュアルに基づく訓練の指導を行う。

##### (3) 関係機関

ア 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班当たりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。(日本赤十字社長野県支部)

イ 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。(日本赤十字社長野県支部)

ウ 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入する。(自衛隊)

#### 2 医療用資機材等の備蓄

##### (1) 市

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達について、災害医療体制全体の中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整すると

もに、地域での中心的な役割を果たす災害拠点病院である北信総合病院における備蓄体制の強化に配慮する。

## (2) 関係機関

ア 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、中高医師会、飯水医師会、長野県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、災害拠点病院（北信総合病院）等は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。

イ 長野県医薬品卸協同組合は、次に掲げる事項を行うものとする。

(ア) 備蓄業者間の備蓄状況が常時把握できるシステムの構築に努める。

(イ) 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。

(ウ) 使用施設の風水害に対する安全性の確保に努める。

## 3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

### (1) 市

災害拠点病院である北信総合病院を中心に、市町村の枠を超えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ県及び近隣の市町村と調整を図る。

### (2) 関係機関

日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、中高医師会、飯水医師会、長野県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、長野県看護協会等は、災害拠点病院（北信総合病院）を中心とした災害医療への協力体制の整備に努める。

## 4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

### (1) 市

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立する。

また、医療機関の患者受入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した輸送についても緊急輸送関係機関と事前に調整する。

ア 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

(ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等

(イ) 最先到着隊による措置

(ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

(エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等

(オ) 各活動隊の編成と任務

(カ) 消防団の活動要領

(キ) 通信体制

(ク) 関係機関との連絡

(ケ) 報告及び広報

(1) 訓練計画

(イ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関との連携がとれるよう関係機関を交え、調整を図る。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、長野県市町村災害時相互応援協定（資料3-2参照）を締結しており、それら機関との連絡を平常時から緊密にとり、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。

ウ 関係機関の協力を得て、救急・救助訓練を毎年1回以上実施する。

(2) 岳南広域消防組合

ア 消防機関・医療機関相互の連絡体制

圏域における救急医療体制の充実を図るため、各機関が協力して、災害時の多数傷病者事故等の対応の研究等を進めるとともに、平常時から、岳南広域消防組合と医療機関等、機関相互の連携体制を強化推進する。

イ 近隣消防機関及び医療機関との協力体制を整備する。

(3) 関係機関

ア 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

イ 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

## 第7節 消防活動計画

(消防部)

### 第1 基本方針

大規模災害発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第2 計 画

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制による協力体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要である。

#### (1) 市

##### ア 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態、及び防火水槽が損壊する事態、さらに道路の損壊による消防車両の進入障害が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及びプール、ため池等の活用等による消防水利の多様化を図る。

##### イ 消防団の充実強化

中野市消防団活性化計画に基づき、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員の確保と消防団施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防団活性化の推進を図るとともに、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

##### ウ 消防地理、水利及び危険区域の把握

岳南広域消防組合と連携し、消防地理、消防水利及び危険区域の調査を実施して、消防体制の整備、消防水利の確保等に努める。

##### エ 応援協力体制の確立

長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県消防相互応援協定に基づき、岳南広域消防組合と調整を図り、応援の要請及び応援の受入れ体制を確立する。

##### オ 自主防災組織等の育成促進

発災初期における消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動が不可欠なことから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

#### (2) 岳南広域消防組合

##### ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に適合するように、消防施設、設備及

び人員の確保を図るとともに、装備の近代化を促進する。

#### イ 防災関係機関等の連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、圏域内の防災関係機関との連携協力関係を深め、初動時の連携体制の具体的な調整を実施する。

また、自主防災組織等のリーダー研修及び防災訓練の実施により、平常時から消防機関と自主防災組織等の連携強化を行い、発災時に一体の活動ができる体制の構築を図る。

#### ウ 火災予防

##### (ア) 防火思想、知識の普及

大規模災害発生時の同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する災害発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想・知識の普及啓発を図る。

##### (イ) 予防消防の充実

消防法第8条に規定する、事業所等防火対象物の権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導を実施する。

また、消防法第4条の予防査察を計画的に実施し、災害時の人命危険がある場合には、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の充実を図る。

##### (ロ) 危険物保有施設への指導

化学実験室、研究室、薬局等多種類の危険物を少量管理する施設の管理者に対し、火災防止について指導する。

なお、次に掲げるような混触発火が予想される物品の管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

#### エ 活動体制の整備

大規模災害発生時における、消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

##### (ア) 関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整

##### (イ) 大規模な同時多発火災に対しての火災防ぎょ計画

#### (3) 住民及び自主防災組織

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具は、直ちにその使用を中止して、火災発生の防止に努めるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない等、平常時から火災予防に留意し、さらに火災発生時には初期消火活動が実施できるように努める。



## 第8節 水防活動計画

(総務部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

大規模災害発生時等において、堤防その他の施設が損壊し、浸水等のおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備・監視及び警戒活動体制の整備等について、あらかじめ計画を定める。

### 第2 計 画

千曲川をはじめ夜間瀬川、篠井川、江部川、斑尾川、本沢川等の主要な河川は、順次改修が進められてきているが、集中豪雨時には家屋の浸水、地すべり等の災害に見舞われる地区もある。

今後、開発等による保水機能の低下により、水害発生の危険も増大しており、引き続き河川等の整備に努める。

このため、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

#### (1) 市

市は、水防が十分に行われるように、次の事項を実施する。

- ア 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- イ 水防倉庫の整備（資料5－8～10参照）及び水防用・応急復旧資機材、排水対策用の移動ポンプの備蓄ほか、次に掲げる事項
  - (ア) 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
  - (イ) 資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- ウ 通信連絡系統の整備・活用、警報等の住民への伝達体制の整備
- エ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- オ 河川ごとの水防工法の検討
- カ 居住者への立退きの指示体制の整備
- キ 洪水時における水防活動体制の整備
- ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- ケ 浸水想定区域に係る洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- コ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地の指定及び洪水予報等の伝達体制の整備
- サ 浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地の指定及び洪水予報等の伝達体制の整備
- シ 水防機関の整備
- ス 水防計画の策定
- セ 水防協議会の設置

ソ 水防訓練の実施（年1回以上）

- ・水防技能の熟練
- ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
- ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

タ 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

(2) 岳南広域消防組合

- ア 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- イ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- ウ 風水害時の水防対象箇所の警戒及び巡視
- エ 洪水時における水防活動体制の整備

(3) 関係機関（千曲川河川事務所、北信建設事務所、水防管理団体）

- ア 水防用・応急復旧資機材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。
- イ 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の啓発を図るため、水防訓練等を実施するものとする。
- ウ 排水樋門等、水防関連施設の管理をする団体では、その操作方法の習熟と緊急時の協力体制がとれるよう努めるものとする。

## 第9節 要配慮者支援計画

(総務部・健康福祉部・子ども部・くらしと文化部・経済部・教育委員会)

### 第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、要配慮者である高齢者、障がい者、傷病者、外国籍住民、児童、乳幼児、妊産婦等が被害を受ける可能性が高まっている。このため、市及び医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等（資料7－5参照）の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るため「中野市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、平常時から災害時における円滑かつ迅速な避難支援体制を構築し、防災対策の一層の充実を図る。

また、市内の地理に不案内な観光客等に対しても、緊急時の避難方法及び避難場所等を周知する必要がある。

### 第2 計画

#### 1 要配慮者支援計画の作成

##### (1) 要配慮者支援に関する計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、要配慮者についての避難支援計画の作成に努める。

また、市は、要配慮者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

##### (2) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるとともに、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市が定める事項は、以下を必須とする。

#### ア 避難支援等関係者となる者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、この限りでない。

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ・ 区長
- ・ 民生・児童委員
- ・ 自主防災組織等の避難支援等関係者となる者
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 消防機関

- ・警察機関

イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。

- ・介護保険法に規定する要介護認定3以上の在宅生活者
- ・身体障害者手帳1級及び2級所持者のうち、視覚障がい者、聴覚障がい者並びに下肢・体幹の機能障がい者
- ・療育手帳A所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ・支援を必要とする難病患者
- ・療養負担過重患者
- ・75歳以上の者のみの世帯に属するもの
- ・上記以外で援助を必要とする者のほか、市長が認めた者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部署で把握している情報を集約するよう努める。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・緊急時連絡先
- ・上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ 名簿の更新に関する事項

市は、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- ・避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 避難支援等関係者の安全確保

市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない

い。

(3) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人が名簿情報の提供の拒否を申し出たときを除き、又は、市の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとる。

(5) 避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

## 2 在宅者対策

(1) 指定避難所の整備

市は、災害発生時において指定避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、看護師、介護職員、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(4) 緊急通報装置等の整備

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(5) 居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の協力を得て、プライバシ

一の保護については十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

#### (7) 支援協力体制の整備

市は、県保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の要配慮者の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、保健福祉サービスの提供、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

### 3 要配慮者利用施設対策

#### (1) 市

##### ア 防災設備等の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、入院入所等施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

##### イ 組織体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

##### ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

##### エ 応援体制及び受援体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び他市町村における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

さらに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者のため、介護保険サービス施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

オ 市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

カ 市は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療

用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

キ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

ク ホテル・旅館等の確保

市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。

## (2) 要配慮者利用施設等

ア 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、市及び県の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

イ 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、施設そのものの災害に対する安全性を高めるための整備等に努めるとともに、災害に備えて、入院入所等施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度）を行う。

ウ 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

エ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

オ 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

カ 災害時の入院患者の安全確保

(ア) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、中高医師会、飯水医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師・看護師等の確保、医薬品、医療

用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整する。

(f) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図る。

(g) 医療機関においては、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(h) 医療機関においては、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討しておく。

#### 4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

##### (1) 市

###### ア 観光客の安全対策の推進

(ア) 市は、関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

(イ) 市は、観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して、外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう指導する。

###### イ 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備

市内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図る。

###### ウ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

市は、外国人旅行者等観光客や市内に居住する外国籍住民等に対して指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の周知を図る。

###### エ 外国籍住民、外国人旅行者への被災時の情報提供体制の整備

市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

###### オ 防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料作成・配布、防災教育、防災訓練等への観光客及び外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図るとともに、観光客の被災拡大を防ぐための努力を講ずる。

##### (2) 関係機関

ア 旅館など多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など、外国籍住民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図る。

イ 医療機関においては、外国籍住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図る。

#### 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避



難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

- (2) 市は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携して、災害発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

- (3) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

- (4) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

また、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、本防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施する。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努める。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する。

# 第10節 緊急輸送計画

(総務部・くらしと文化部・経済部・建設水道部)

## 第1 基本方針

大規模災害発災時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や各種ヘリコプター、トラック協会等との輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

## 第2 計画

### 1 緊急交通路確保計画

#### (1) 市

ア 本市を通る上信越自動車道（信州中野 I C・豊田飯山 I C）、国道、県道は、災害時において緊急交通のための主要路線となる。このため、基幹道路網の整備を促進するとともに、災害時には適切な交通規制によって効率的な運用が図れるよう警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。また、市道についても、拡幅工事や危険箇所の改良等の整備を進める。

イ 市は、放置車両や立ち往生車両の発生により、緊急車両の通行の妨げが生じる場合は、県に協力を依頼し、災害対策基本法第76条に基づく運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行う体制を構築しておく。

#### (2) 関係機関

各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進する。

### 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

大規模災害時においては、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用する。（ヘリポート、物資輸送拠点については、資料6-1参照）

#### (1) 市は、最低1か所以上の物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポートを確保、指定する。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となり得るスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となり得る場所を選定する。

#### (2) 隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなり得る「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

#### (3) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

### 3 輸送体制の整備計画

大規模災害時には、前記ヘリコプターを活用した空からの輸送はもちろんのこと、陸上における

輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立する必要がある。

そのため、管内及び近隣の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。(資料6-2参照)

- (1) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。
- (2) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- (3) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

## 第11節 障害物の処理計画

(経済部・建設水道部)

### 第1 基本方針

河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木などにより、道路は一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策については関係機関と事前協議するなど、有事に備える。

### 第2 計 画

(1) 市

緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。

(2) 関係機関（各機関）

道路上の障害物の処理等を行うために必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておく。(資料3参照)

## 第12節 避難の受入活動計画

(全部局・学校長)

### 第1 基本方針

風水害発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を実施するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

### 第2 計画

#### 1 避難計画の策定等

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

なお、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

##### (1) 市

##### ア 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

(ア) 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

(イ) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

##### イ 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

(ア) 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

- (イ) 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法（本編第2章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」を参照）
- (ウ) 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- (エ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- (オ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (カ) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - a 給食措置
  - b 給水措置
  - c 排せつ措置
  - d 毛布、寝具等の支給
  - e 衣料、日用品、生理用品の支給
  - f 負傷者に対する救急救護
- (キ) 指定避難所の管理に関する事項
  - a 避難受入れ中の秩序保持
  - b 避難者に対する災害情報の伝達
  - c 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - d 避難者に対する各種相談業務
- (ク) 広域避難地等の整備に関する事項
  - a 避難施設
  - b 給水施設
  - c 情報伝達施設
- (ケ) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
  - a 平常時における広報
    - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
    - 住民に対する巡回指導
    - 防災訓練等
  - b 災害時における広報
    - 防災行政無線・音声告知放送、広報車、登録制メール「中野市すぐメール」、市公式ホームページ、ケーブルテレビコミュニティチャンネル等による周知
    - 避難誘導員による現地広報
    - 住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。

#### ウ 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者として定めた区長、民生・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者、社会福祉協議会、消防機関、警察機関に対し、避難行動要支援者本人が名簿情報の提供の拒否を申し出たときを除き、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動

要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

#### エ 千曲川の氾濫に備えた避難計画の周知

千曲川が氾濫した場合の浸水想定区域については、それぞれの該当地区について、洪水時の避難場所を定めるなど、避難計画を策定している。(資料7—4参照)

市は、これを市民に周知するとともに、災害時に迅速な避難対策活動が実施できるよう、関係機関との調整・協議等を行う。

#### オ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等へ確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

#### カ 安全確保措置に関する事項

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

#### キ 「率先安全避難者」制度

市は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。

### (2) 関係機関

ア それぞれの管理施設についての避難計画を作成する。(全機関)

イ 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

### (3) 住民

ア 家族が慌てず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

(ア) 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか。

a 指定緊急避難場所への立退き避難

b 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難

c 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

(イ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか。

(テレビ、ラジオ、インターネット等)

(ウ) 家の中でどこが一番安全か。

(エ) 救急医薬品や火気などの点検

(オ) 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。

(カ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。

- (キ) 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。
  - (ク) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
  - (ケ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

## 2 避難場所の確保（資料7-1参照）

### (1) 市

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

ア 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

ウ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

オ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

カ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

キ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

### (2) 関係機関

ア 管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力する。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者等に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。



### 3 避難所の確保（資料7-2、7-3参照）

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平常時から指定しておく必要がある。

#### (1) 市

ア 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。

また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の住民が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。

エ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

また、避難所の感染症対策については、第2章第18節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から検討するよう努める。

オ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

カ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

キ 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。

ク 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

ケ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

コ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域におい

ても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めている。

サ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

シ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ス 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

セ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

## (2) 関係機関

ア 管理施設について、市の指定避難所の指定に協力する。

イ 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者等に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

ウ 避難場所（避難路）については住民へ周知徹底する。

## 4 住宅の確保体制の整備

(1) 利用可能な市営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

(2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

(3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

(5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

(6) 周辺市町村が被災した場合、利用可能な市営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

## 5 学校等における避難計画

災害発生時、学校等においては、乳幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長等は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

### (1) 防災計画

ア 学校長等は、災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (ア) 風水害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 風水害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法
- (ウ) 市（市教育委員会）、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ク) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (リ) 風水害時における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長等が必要とする事項

#### (2) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、以下の事項に留意し、適切に行う。

ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が災害発生時にどのような破損につながりやすいか留意して点検する。

イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

#### (3) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

ア 日常点検は、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を点検する。

#### (4) 避難誘導

ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

- (ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。
- (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
- (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。

(イ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

## 6 在宅避難者等の支援

(1) 以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

## 第13節 孤立防止対策

(総務部・健康福祉部・経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との情報伝達が断絶しないよう通信手段の確立や孤立予想地域に通ずる道路の防災対策、林・農道等の迂回路の確保に努めるとともに、救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、公民館等の施設の整備や食料品等の備蓄を図り、平常時から地域住民の間で準備する。

また、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等の孤立予測について、平常時から把握に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

### 第2 計画

#### 1 通信手段の確保

市は、防災行政無線の整備及び更新を計画的に行い、市と孤立地域との情報伝達が途絶しない通信手段の確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。

また、アマチュア無線局の協力確保について、市内のアマチュア無線局開局者の取りまとめを行い、組織づくりなどの体制確保を図る。

#### 2 災害に強い道路網の整備

##### (1) 市

市道の防災対策を推進するとともに、農道、林道等の迂回路線に配慮した整備を推進する。

##### (2) 住民

道路に面した工作物、立木等について、災害時に道路封鎖等の原因にならないよう配慮する。

#### 3 孤立予想地域の実態把握

##### (1) 市

援護を必要とする者を優先して救護するため住民の実態を把握しておく。

また、観光地等にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

##### (2) 住民

各地区において、地区内の要配慮者について平常時から把握するように努める。

#### 4 自主防災組織の育成

##### (1) 市

大規模災害時には、人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

したがって、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、要配慮者等の把握と、平日ごろの防災教育の推進を図る。

##### (2) 住民

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

## 5 避難所の確保

市は、市内の孤立予想地区における指定避難所として予定している公民館等の施設の実態把握に努める。

## 6 備蓄

### (1) 市

備蓄計画については本章第14節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、特に、食料品等の分散配置に配慮する。

### (2) 住民

孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄について配慮する。また、観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄に努める。

## 第14節 食料品等の備蓄・調達計画

(総務部・くらしと文化部)

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、援助物資が届くまでの発災直後は、輸送手段等が限られるため、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・調達は重要である。

### 第2 計画

#### 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

##### (1) 市

ア 第1編第5節「被害想定」に示す被害想定結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等を勘案し、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料（現物備蓄）の必要量の備蓄を進め、保存期限に応じて更新する（資料8-1参照）。

イ 調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料の調達を可能にするため、関係業者等との協定を進め、災害時に備える。

ウ 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。

エ 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

オ 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

##### (2) 住民

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当面の食料として、1人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）及び飲料水として1人当たり6ℓ（3ℓ×2日分）程度を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

##### (3) 企業等

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行う。

#### 2 食料品等の供給計画

食料の供給を行うため、物資供給協定等により調達体制の整備が図られている。

市は、これらの食料を住民に対して円滑に供給できるよう、体制の整備を図る。

なお、市のみでは十分な調達ができない場合は、「広域応援協定」等に基づき対応する。

# 第15節 給水計画

(建設水道部)

## 第1 基本方針

飲料水の備蓄については、稼働できる浄水場や取水可能な河川等に浄水器を設置し、調達体制を整える。また、各施設の維持管理に努めるとともに、常日ごろより水質等の検査を行い、災害時に備える。

このほか、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を図るとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

また、本市のみでの供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保に努める。

## 第2 計 画

### 1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

#### (1) 市

ア 現在、市内には、中野地域において中野第1水源をはじめとする14か所の水源があり、豊田地域においては、涌井水源をはじめとする4か所の水源がある。

取水量は、中野地域が17,804m<sup>3</sup>/日、豊田地域が1,800m<sup>3</sup>/日で、総取水量は19,604m<sup>3</sup>/日が確保されている。取水可能な水源地の状況については、資料8-3参照。

イ 住民への支援や県への協力、予備水源・電源の確保、プール等飲料水以外の貯水状況の把握に努める。

#### (2) 住 民

ア 風呂の残り湯の活用を習慣づける。

イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。

ウ ポリタンク等給水用具の確保を図る。

エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

### 2 飲料水等の供給計画

(1) 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図る。

(2) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。

(3) 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。

(4) 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保に努める。



## 第16節 生活必需品の備蓄・調達計画

(総務部・くらしと文化部)

### 第1 基本方針

災害発生時には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じることが予想される。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。

(災害時の主な生活必需品)

- 寝具（タオルケット、毛布等）
- 衣類（下着、靴下、作業衣等）
- 炊事道具（なべ、包丁、卓上こんろ等）
- 身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
- 食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
- 日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- 光熱材料（電池、発電機、マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(必要量)

人口の5%程度が生活必需品について、自力で確保できない状況を想定し、備蓄・調達体制を整備するよう努める。

### 第2 計 画

#### 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

##### (1) 市

生活必需品の備蓄・調達のため関係業者等との協定を進め、災害時に備える。

##### (2) 住 民

住民は、災害に備えて、災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持ち出し袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努める。

#### 2 生活必需品の供給計画

生活必需品の供給を行うため、物資供給協定等により調達体制の整備が図られている。

市は、これらの生活必需品を住民に対して円滑に供給できるよう、体制の整備を図る。

なお、市のみでは十分な調達ができない場合は、「広域応援協定」等に基づき対応する。

# 第17節 危険物施設等災害予防計画

(総務部・消防部)

## 第1 基本方針

大規模災害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。(資料9-1参照)

## 第2 計 画

### 1 危険物施設災害予防計画

#### (1) 市・岳南広域消防組合

##### ア 規制及び指導の強化

- (ア) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- (イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- (ウ) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
  - ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
  - イ 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

##### イ 自主防災組織の整備促進

- (ア) 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。
- (イ) 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。

##### ウ 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

##### エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

##### オ 県警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

#### (2) 危険物施設を有する事業所等

##### ア 消火薬剤等の資機材の整備をする。

- イ 従業員等を対象にした保安教育等の講習会を実施する。
- ウ 災害発生時における周辺住民への周知伝達方法等の策定をする。
- エ 危険物災害に対する自衛体制の強化を図り、隣接する危険物施設等との間に相互応援に関する協定を締結する。

(3) 住 民

- ア 災害発生時の避難、通報、初期消火等の災害対応方法の習得に努める。
- イ 少量危険物施設の防油堤の設置を促進する。

**2 その他危険物施設等災害予防計画（火薬類製造施設・高圧ガス製造施設・毒物、劇物保管貯蔵施設・放射性物質使用施設等）**

市においては、直接の管理権限はないが、施設が災害により被害を受けた場合は、火災、爆発等により従業員及び施設等の周辺住民に重大な影響を与えるおそれがあるため、次の対策に努める。

- (1) 施設の所在等、現況の把握に努める。
- (2) 県及び関係機関と協力し、災害予防の対策を確立する。

## 第18節 電気施設災害予防計画

### 第1 基本方針

電気は現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進する。

### 第2 計 画

#### 1 施設・設備の安全性の確保

##### (1) 関係機関（中部電力パワーグリッド株）

水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準、指針等に基づいた耐災設計を行う。

#### 2 職員の配置計画

##### (1) 関係機関（中部電力パワーグリッド株）

非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立する。

#### 3 関係機関との連携

##### (1) 市

本計画等の定めるところにより、関係機関との連携を図る。

##### (2) 関係機関（中部電力パワーグリッド株）

平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備する。

## 第19節 都市ガス施設災害予防計画

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、予期せぬ事態が予想されるので、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。

災害の発生により、供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発・生ガス中毒事故の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性の向上を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

### 第2 計 画

#### (1) 関係機関（長野都市ガス株）

ア 大規模災害を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行う。

イ 製造供給施設及び導管については、安全性の向上を図るとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

ウ 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害発生時の対応を迅速に行う。

エ 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

## 第20節 上水道施設災害予防計画

(建設水道部)

### 第1 基本方針

水の確保は災害時の生命線であり、水道施設・設備の安全性の確保については、施設の強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、被災を受けにくいものとする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分配慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る（古牧水源、田麦浄水場の発電機は、借上げとする。）。

### 第2 計 画

#### 1 施設の安全性の充実

##### (1) 市

- ア 石綿セメント管及び老朽化した塩化ビニール管・铸铁管等の布設替えを進める。
- イ 配水管の管網化の整備充実を図る。
- ウ 断水等の影響を最小限にとどめるため、二系統水源及び受水二経路化を行い、配水系統間の相互融通性の強化を図る。

#### 2 施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施

##### (1) 市

- ア 次の事項を基本に水道施設応急復旧活動マニュアルを作成する。
  - (ア) 指揮命令系統の確立
    - ・職員の非常招集
    - ・情報伝達の確保
    - ・班編成の強化
  - (イ) 水道施設の被害状況調査、把握の方法
  - (ロ) 復旧用資機材の備蓄及び調達方法
  - (ハ) 応急復旧の具体的作業、手順、方法
  - (ニ) 応急復旧活動内容の周知方法
  - (ホ) 施設管理図面等の管理及び活用方法
- イ 水道施設応急復旧活動の予行演習を実施する。

#### 3 応急復旧応援受入れ体制の整備

##### (1) 市

- 次の事項を基本に、応急復旧応援受入れ体制の整備を図る。
  - ア 国、県及び関係機関等との連携
  - イ 水道事業者等関係団体との連携
  - ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携

## 第21節 下水道施設等災害予防計画

(建設水道部)

### 第1 基本方針

下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、系統の多重化等災害に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

本市の下水道事業は、「中野市生活排水等施設整備計画」に基づき、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業による下水道化を推進している。

今後とも、市民の生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、計画的に整備を推進する必要がある。

したがって、災害による被害が予想される地域には特に注意を払いながら、今後、建設する施設については、安全性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、緊急用・復旧用資材の確保、復旧体制の確立を図る。

### 第2 計 画

#### 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保

重要な管渠及び処理場施設のうち、河川に隣接している等低地に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて、補強等の対策を講ずる。また、浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水区域として位置付けるとともに、都市下水路による整備も行う。

#### 2 雨水流出抑制施設整備

雨水浸透型の排水設備の設置を図るとともに、住民への啓発活動等を行う。

#### 3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

- (1) 迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、関係機関との緊急連絡体制の整備を図る。
- (2) 復旧体制について、被災時には、関係職員・業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する等の広域応援体制、民間業者との協力体制を確立する。

#### 4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

被災時に、被災の状況を的確に把握し、また、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するために、緊急用資材が必要となることから、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材について、平常時から計画的に購入、備蓄に努める。

## 5 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳の整備・拡充

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられており、下水道施設等が災害により被災した場合、被害状況を的確に把握できるよう、台帳のデータベース化を図り、当該台帳等から確実かつ迅速に、データの調査、検索等を実施する。

## 6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

下水道施設等は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一、被災を受けた場合でも、ライフラインとしての機能を確保でき得る体制を整えておく必要がある。

市は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。



## 第22節 通信・放送施設災害予防計画

(総務部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置をとる。

### 第2 計 画

#### 1 緊急時のための通信確保、防災行政無線の整備（資料11-1参照）

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため、各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動系通信機器の整備を図る。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達できる手段についても配慮する。

##### (1) 防災行政無線の整備

本市では、災害時の情報伝達・報告の手段として、防災行政無線を活用することとしている。市は、無線の適正配置・運用に努めるとともに、定期的な施設の点検整備及び更新を行う。

##### (2) 非常通信体制の確保

災害により、市が保有する通信施設が使用不能となったときには、無線通信施設を保有する他の防災関係機関に対し、非常通信を依頼することができる。この場合、あらかじめ通信依頼先との協議が必要であることから、市は、平常時から関係機関と非常通信に関する協議を行う。

#### 2 電気通信施設災害予防

##### (1) 関係機関（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取組を推進することに努める。

また、確保器材災害に強い通信サービスの実現に向けて次の施策を逐次実施する。

##### ア 被災状況の早期把握

県及び市町村等との情報連絡の強化を図る。

##### イ 通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- b 主要な交換機を分散設置する。
- c 通信ケーブルの地中化を推進する。
- d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

### 3 放送施設の災害予防

#### (1) 関係機関（放送各局）

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。

### 4 道路埋設通信施設災害予防

架空の通信ケーブルは、台風等による強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し、緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。

したがって、道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電気及び通信ケーブル等の地中化を検討する。

## 第23節 災害広報計画

(総務部)

### 第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等（以下「住民等」という。）に対し、プライバシーの十分な保護のもと、様々な媒体での積極的な情報公開と情報通信の環境整備に努めるとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

### 第2 計 画

#### 1 住民等への情報の提供体制

- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) 市ホームページ等を整備し、住民等に対して、地域に密着した各種の情報を提供できる体制の整備を図る。
- (3) 災害情報共有システム（Lアラート）、防災行政無線、音声告知放送、ケーブルテレビ及び登録制メール「中野市すぐメール」、公衆無線LAN等を活用した情報を提供するための体制を整備する。
- (4) 住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民等への普及啓発に努める。
- (5) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

#### 2 報道機関への情報提供及び協定

- (1) 災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。
- (2) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、その窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (3) 災害発生時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。
- (4) 大規模災害ラジオ放送協議会を活用し、住民に対して各種の情報を提供するための体制を整備する。

## 第24節 土砂災害等の予防計画

(総務部・健康福祉部・子ども部・経済部・建設水道部・教育委員会)

### 第1 基本方針

長野県は、地質構造の特異性から全国屈指の地すべり地帯であり、風水害に起因する地すべり、土砂崩壊等による被災が懸念される。

本市の地すべり分布状況は、西部丘陵に多く、民家、耕地、公共施設等の利害に密接な関連を有することから、大規模災害時の土砂災害を防止するためには、平素から、危険箇所を点検・把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、総合的・長期的な対策を講ずる。

### 第2 計画

#### 1 地すべり対策

##### (1) 市

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災ガイドブックを配布しその他必要な措置をとる。また、地すべり危険箇所（資料13-4参照）を住民に周知するものとする。

##### (2) 住民

地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深める。

#### 2 山地災害危険地区対策

市内には、山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区として、資料13-5・13-6に示すとおり、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び土砂崩壊危険箇所があり、毎年、県が実施している見直し調査に協力する。また、その調査結果を治山事業に反映させていく。

#### 3 土石流対策

##### (1) 市

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災ガイドブックを配布しその他必要な措置をとる。また、土石流危険溪流（資料13-2参照）を住民に周知するものとする。

##### (2) 住民

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

#### 4 急傾斜地崩壊防止対策

##### (1) 市

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知する

ため、これらの事項を記載した防災ガイドブックを配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所（資料13-3 参照）を住民に周知し、次の事項を実施する。

ア 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。

イ 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難指示を行えるような基準及び伝達方法などについて避難計画を確立する。

ウ 避難のための立退きの万全を図るため、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ住民に周知する。

## (2) 関係機関

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市に緊急連絡ができるようにする。

## (3) 住民

日ごろから危険箇所についての知識を深めるとともに、指定緊急避難場所の確認をして、警戒避難体制の確立を図る。（本章第12節「避難の受入活動計画」参照）

## 5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

### (1) 市

防災ガイドブックの配布や研修会等の機会を通じて、施設管理者等に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。

### (2) 関係機関

防災ガイドブック等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を積極的に行い、土砂災害等が多発する出水期前に施設に隣接した裏山等において、山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し施設管理者に通知する。

### (3) 要配慮者利用施設の管理者

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に所在する要配慮者利用施設の管理者は、警戒避難体制の確立を図るため、避難確保計画を作成し、市長へ報告するとともに、避難誘導等に係る訓練を実施する。

## 6 土砂災害警戒区域の対策

### (1) 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

イ 指示による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

### (2) 土砂災害警戒区域については、次の措置を講ずる。

ア 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定め、それらを住民に周知する。

イ 土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設については、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ウ 土砂災害警戒区域内の大規模盛土造成地については、スクリーニング調査を実施し、調査結果に基づき必要な措置を講じていく。

# 第25節 防災都市計画

(建設水道部)

## 第1 基本方針

人口や産業の集中に伴う都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

## 第2 計 画

### 1 都市計画法に基づく用途地域等の指定

市街地の土地について、用途地域の指定を図り、建物用途、建蔽率及び容積率等について規制し、秩序ある市街地の形成を図っている。

今後の市街化の動向等を踏まえ、適切な土地利用、計画的な市街地の形成が図られるよう、適宜、用途地域の見直しを行い、防火地域、準防火地域の指定等について検討する。

### 2 防災空間の整備拡大

#### (1) 市

ア 「都市計画マスタープラン」に基づき、防災対策に資する公園・緑地・防災遮断帯等を効果的に計画配置するとともに、都市公園の積極的な整備に努める。

イ 幹線道路について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

### 3 市街地再開発事業による都市整備

#### (1) 市

木造密集地や都市基盤整備の遅れている地域について、防災性の高い安全な都市づくりを推進する。

災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災の向上を図り、安心して住める都市づくりを推進する。

## 第26節 建築物災害予防計画

(総務部・建設水道部・教育委員会)

### 第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による落下物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

### 第2 計 画

#### 1 建築物の風害対策

##### (1) 市

ア 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて改修を行う。

イ 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

ウ 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。

##### (2) 建築物の所有者等

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。

#### 2 建築物の水害対策

##### (1) 市

出水によりがけ地の崩壊等、土砂災害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。

建築基準法の規定に基づき、市長は、出水により災害を被る危険性が高い区域を災害危険区域として指定し、その区域内において建築物の建築に関し一定の制限をする。

##### (2) 建築物の所有者等

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ、盛土等の必要な措置を講ずる。

#### 3 文化財の風水害予防

##### (1) 市

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災意識の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災設備の設置促進を行う。

##### (2) 所有者

防災管理体制及び防災設備の整備をするとともに災害予防に努める。

## 第27節 道路及び橋梁災害予防計画

(総務部・建設水道部)

### 第1 基本方針

災害時に生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行い安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

### 第2 計 画

#### 1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

##### (1) 市

落石、盛土、橋梁等の点検に基づき、施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮して、緊急度の高い箇所から順次整備する。

##### (2) 関係機関（道路管理者）

ア 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努める。

イ 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について、現場点検に努め、緊急を要するものから、逐次、必要な対策を実施する。

ウ 災害に備え、防災訓練を実施する。

#### 2 関係団体との協力体制の整備

##### (1) 市

建設業協会等と事前に災害時における応急復旧に関する業務協定を締結しておき、協力体制の整備と交通の確保を図る。

##### (2) 関係機関

ア 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、協力体制を整備するとともに、市・県の協定等に協力するものとする。

イ 災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結するものとする。



## 第28節 河川施設等災害予防計画

(総務部・健康福祉部・子ども部・経済部・建設水道部・消防部・教育委員会)

### 第1 基本方針

河川施設等は、災害の発生に伴い破堤等につながるものが予測されるため、安全度の向上を図るとともに、点検、整備等を行い、安全の確保に努める。

### 第2 計 画

#### 1 河川施設災害予防

過去の災害の実績や堤防の強度等を勘案し、特に注意を必要とする地域が重要水防区域に設定されている。

風水害に強い郷土づくりを目指し、未改修河川の整備が必要である。

このため、市は、水防計画に基づく体制づくりを図るとともに、施設整備計画により、河川管理施設等の整備を図る。

#### 2 浸水想定区域内の災害予防

- (1) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称・住所・管理者等を把握し、施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定めるとともに、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。
- (2) 避難施設、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

## 第29節 ため池災害予防計画

(経済部)

### 第1 基本方針

市内には、24か所の農業用ため池があり、築後かなり経過して老朽化の可能性が予想される。

万一、災害等により、これが決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等に被害が及ぶおそれがある。

そこで、被害発生を未然に防止するために、定期的な点検等により、現状を把握するとともに、補強工事を実施する。

### 第2 計 画

#### (1) 市

ア ため池の諸元、施設の構造、下流の状況、施設の改修履歴等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は、県に報告する。(資料13-9参照)

イ ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。

ウ 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。

エ 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

オ 人家や重要施設等に影響を及ぼしうるため池に対し、ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。

#### (2) 関係機関

ア 管理団体において、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市に緊急連絡ができるようにする。

イ 巡回点検をし、施設の状況について調査するとともに、市に結果を報告する。

## 第30節 農林産物災害予防計画

(経済部)

### 第1 基本方針

風水害による農林産関係の被害は、水稲、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス等の生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜の斃死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

### 第2 計 画

#### 1 農産物災害予防計画

##### (1) 市

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

##### (2) 関係機関

市等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

##### (3) 住 民

農作物等災害対策指針に基づき、以下の災害予防対策を実施する。

〈作目別の主な予防技術対策〉

##### ア 水稲

(ア) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。

(イ) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

##### イ 果樹

(ア) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

(イ) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

(ウ) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

##### ウ 野菜及び花き

(ア) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により被害の未然防止に努める。

(イ) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

#### 2 林産物災害予防計画

##### (1) 市

中野市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

## 第31節 二次災害の予防計画

(総務部・経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

### 第2 計 画

#### 1 構造物に係る二次災害予防対策

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備を進めるとともに、被災時に迅速な点検が行えるように体制を整備する。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

##### (1) 市・岳南広域消防組合

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事務所との協定の締結の促進等の指導

#### 3 倒木の流出対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

##### (1) 市

ア 情報収集体制の整備に努める。

イ 流木除去体制の整備に努める。

#### 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

## 第32節 防災知識普及計画

(総務部・子ども部・消防部・教育委員会)

### 第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、市は、災害文化の伝承や体系的な教育により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

### 第2 計 画

#### 1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動

##### (1) 市

ア 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の意味及び発令時にとるべき行動のほか、要配慮者に対する配慮、食料等の備蓄等防災思想の普及徹底を図る。

イ 市では、これまでに「防災ガイドブック」を作成し、全戸配布している。このマップの内容については、今後も様々な手段を通じて周知を図っていく。

ウ 自主防災組織等に対し、「防災ガイドブック」等をもとに各地区の防災上の課題を検討し、必要な対策を実施するよう指導するとともに、これに協力する。

エ 住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。

オ 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

カ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

キ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

## (2) 岳南広域消防組合

ア 自主防災組織等の防災知識の普及、組織の育成に努める。

イ スライド、写真展、防災講話等の開催による防災知識の普及を図る。

## (3) 住民・自主防災組織・企業等

地区別防災マップ等を作成し、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応を図る。

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、次のような活動を通じて防災意識を高める。

ア 危険箇所、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

イ 発災時の連絡方法

ウ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

エ 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認

オ 備蓄食料の試食及び更新

カ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

キ 男女のニーズの違いに配慮した対策の推進

ク 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則の周知や安否確認手段の検討

ケ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び避難所を記載した地域の防災マップの作成

コ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

サ 避難生活に関する知識の習得

また、企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

## 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

### (1) 市

市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

### (2) 岳南広域消防組合

旅館、ホテル等の防災上重要施設等における訓練時期をとらえて、災害時における配慮すべき事項等、防災意識の普及徹底に努める。

### (3) 防災上重要な施設の管理者等

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

## 3 学校等における防災教育の推進

(1) 学校等においては、大規模災害にも対処できるように、市及び関係機関と連携した、より実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等

について指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険箇所

オ 要配慮者に対する配慮

(3) 教職員向けの指導資料の活用や研修の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

#### 4 市職員に対する防災知識の普及

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災担当の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても、各種防災訓練、防災に関する研修・講習会等への参加を通じて防災知識の普及・高揚に努める。

#### 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

##### (1) 市

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

##### (2) 住民

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

## 第33節 防災訓練計画

(総務部・消防部)

### 第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、そのためには、災害時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。市及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

### 第2 計画

#### 1 防災訓練の種別及び実施時期

##### (1) 市

本市は、防災の日（9月1日）を挟む防災週間等を中心に、防災訓練を実施しているが、今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

##### ア 総合防災訓練

防災関係機関、住民、事業所、その他関係団体等の協力を得て、防災週間に合わせ、総合防災訓練を実施する。

##### イ その他の訓練

下記の訓練については、必要に応じて、関係機関と連携して実施する。

##### (ア) 水防訓練

市内の円滑な水防活動の遂行を図るため、水防管理者（市長）は、県及び関係機関の指導により、独自に、又は共同して水防訓練を実施する。

##### (イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて、他の関連した訓練と併せて行う。

##### (ロ) 災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救助と救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と合同であらかじめ作成された災害想定により、医療救護、人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

##### (ハ) 通信訓練

県、信越地方非常通信協議会、近隣の市町村、関係機関等の協力を得て、感度交換訓練を行い、もって通信可能な市町村、関係機関の把握及び通信運用の習熟を図ることを目的として通信訓練を実施する。

##### (ニ) 避難訓練



多数の人が利用する建物の防火管理者は、毎年、消防機関等と協力して避難訓練を実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的实施も検討する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(ク) 広域防災訓練

市は、県と連携し広域応援協定をより実効性のあるものとするため、広域防災訓練を実施する。

(ケ) 複合災害を想定した訓練

市は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

(2) 岳南広域消防組合

市、防災関係機関と連携して防災訓練を実施し、災害時の連携協力体制を円滑化する。

(3) 住 民

住民は、市等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

(4) 企業等

ア 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

イ 浸水想定区域内の事業所の所有者又は管理者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

## 2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

(1) 訓練の実施機関

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

- (イ) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。
- (ウ) 要配慮者支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて、改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

## 第34節 災害復旧・復興への備え

(全部局)

### 第1 基本方針

市は、災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

### 第2 計画

#### 1 市政の業務継続計画の策定

市は、災害が発生した場合、本計画に定める災害応急対策活動を行う一方で、それ以外の市の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が通常どおりに最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、市は、災害時に市の各部局の機能が最短の期間で復旧できるようにし、被害の影響を最小限に抑えることを目的として、全庁的な組織により、市政の業務継続計画を検討し、迅速な復旧体制を構築する。

#### 2 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- (3) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (4) 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (5) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

#### 3 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民情報（住民基本台帳）、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

市は、これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。

##### (1) データの保存

市は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておく。

##### (2) バックアップ体制の整備

市は、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、市で保管している公図等の写しを被災から回避するための手段を講ずる。

#### 4 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

## 第35節 自主防災組織等の育成計画

(総務部・健康福祉部・くらしと文化部・消防部)

### 第1 基本方針

災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が市や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における成果が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待されるなど、自主防災組織は、今日的な社会環境の中でも、その重要性を増しているといえる。今後、より積極的に自主防災組織の育成強化に努める。

### 第2 計 画

#### 1 地域住民等の自主防災組織の育成

市は、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と併せて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、主婦等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

#### 2 自主防災組織の課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。

#### 3 自主防災組織の活動内容

##### (1) 平常時の活動

ア 災害に対する日ごろの備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及

イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施

ウ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）

エ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

##### (2) 発災時の活動

ア 情報の収集及び伝達

イ 出火防止、初期消火

- ウ 避難誘導活動
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動

#### 4 活動環境の整備及び組織の活性化

##### (1) 活動環境の整備

コミュニティ助成事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

##### (2) 組織の活性化

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。

##### (3) 組織の育成強化

県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

##### (4) 男女共同参画

自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。

自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

#### 5 各防災組織相互の協調

- (1) 地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。
- (2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題の解消や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進する。
- (3) 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

## 第36節 企業防災に関する計画

(総務部・経済部)

### 第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

### 第2 計画の内容

#### 1 企業による防災活動の推進

##### (1) 市

ア 各種啓発活動や研修の実施により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組の積極的評価や、消防団協力事業所表示制度の周知等により、企業の防災力向上の促進及び防災活動への参加促進を図る。

イ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

ウ 事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行う等、管内企業の作成への取組を支援する。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

##### (2) 企業

ア 各企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

イ 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、事業所等の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への

貢献に努める。

エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

カ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。



## 第37節 ボランティア活動の環境整備

(くらしと文化部)

### 第1 基本方針

大規模災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、市は、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲をもった災害救援ボランティア、NPO、NGO及び企業等の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが必要なときに、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

### 第2 計 画

#### 1 災害救援ボランティアの事前登録

##### (1) 市

中野市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

##### (2) 関係機関（ボランティア関係団体）

災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

#### 2 ボランティア活動の環境整備

平常時から地域団体、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。

#### 3 ボランティア団体間の連携

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後、災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

そのため、既存のボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

#### 4 ボランティアコーディネーターの養成

県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等関係機関の指導と協力のもと、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、市におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

## 第38節 災害対策に係る基金等積立及び運用計画

(総務部)

### 第1 基本方針・計画

災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、その維持と的確な運用を図る。

## 第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測

(全部局)

### 第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

また、本県には、地質構造の特異性から全国屈指の地すべり地帯が存在し、特に県中北部の第三紀層地帯においては、中・小規模の崩積土すべりが多く、豪雨災害時には比較的規模の大きな岩盤すべりも発生している。また、県南部の中央構造線沿いには、大規模な破碎帯に由来する地すべり履歴地が存在し、豪雨災害等を誘因に大規模かつ急激な動きを示す地すべりが発生する場合が見られ、予測と機構把握の困難さが特徴となっている。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、県・市・各機関が連携し、風水害に関する情報収集整理、科学的な調査研究等を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

### 第2 計 画

#### (1) 市

国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

#### (2) 関係機関

ア 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、県、市町村への提供について協力する。

イ 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

## 第40節 鉄道施設災害予防計画

### 第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進する。

### 第2 計画

#### 1 鉄道施設災害予防

##### (1) 市

本計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。

##### (2) 東日本旅客鉄道株

###### ア 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的にすべての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講ずる。

###### イ 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

###### ウ 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

##### (3) 長野電鉄株

###### ア 計画目標

駅舎及び諸施設の改良・新設を推進して交通施設の整備強化を図り、安全輸送の確保に努めるとともに、災害に対して万全の処置を講じ被害の防止に努める。

###### イ 実施計画

###### (ア) 橋梁・電車線の鉄柱等整備

年1回定期的に点検・検査をして、不良箇所の補強を実施する。

###### (イ) 線路の整備

調査資料に基づき、防災工事が必要な箇所については、その対策工事を実施する。

###### (ウ) 災害発生に対し速やかに対応し、輸送の安全と旅客公衆の安全を確保するため、防災・復旧訓練を実施する。

###### (エ) 災害用資材の整備

###### (オ) 落石、雪崩等の危険箇所に設置してある落石警報装置の点検整備

## 第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(総務部)

### 第1 基本方針

市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、住民等の提案による各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の策定を推進する。

### 第2 計 画

#### (1) 市

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

#### (2) 住民及び事業所を有する事業者

市内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

## 第42節 観光地の災害予防計画

(全部局)

### 第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

### 第2 計画

#### 1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 市は、観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (2) 市は、それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

#### 2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 市は、災害時に外国人旅行者へ指定緊急避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化に努める。
- (2) 市は、関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備に努める。
- (3) 市は、観光地の観光案内所における災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図る。

## 第2章 災害応急対策計画

### 防災関係機関等の役割分担表

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第1節 災害直前活動</b>				
住民に対する警報等の伝達活動	総務部		全部局	
住民の避難誘導対策	総務部 健康福祉部 子ども部 教育委員会			
災害の未然防止対策	総務部 経済部 建設水道部			
<b>第2節 災害情報の収集・連絡活動</b>				
報告の種類	全部局		全部局	
被害状況等の調査と調査責任機関	全部局			岳南広域消防組合
災害情報の収集・連絡系統	全部局			防災関係機関
通信手段の確保	総務部	アマチュア無線局開局者		岳南広域消防組合、NTT東日本、通信事業者
<b>第3節 非常参集職員の活動</b>				
活動体制の確立	区長 全部局		全部局	防災関係機関
災害対策本部の設置	総務部			防災関係機関
<b>第4節 広域相互応援活動</b>				
応援要請	総務部 消防部		知事 危機管理部 県公安委員会 県警察本部	他都道府県、他市町村、各消防本部
応援体制の整備	総務部 消防部	関係事業者	危機管理部 関係各部署	関係機関
受援体制の整備	総務部 消防部	関係事業者	危機管理部 関係各部署	関係機関
経費の負担	総務部		危機管理部 関係各部署	
他の都道府県等への応援	総務部		危機管理部 関係各部署	
<b>第5節 ヘリコプターの出動要請計画</b>				
出動手続の実施	総務部		危機管理部 総務部 県警察本部	自衛隊、岳南広域消防組合
<b>第6節 自衛隊の災害派遣</b>				
派遣要請	総務部		知事 北信地域 振興局長 危機管理部	自衛隊、指定地方行政機関等
派遣部隊との連絡調整	総務部			自衛隊、指定地方行政機関等

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
派遣部隊の撤収要請	総務部		県警察本部	自衛隊、指定地方行政機関等
経費の負担	総務部			自衛隊
<b>第7節 救助・救急・医療活動</b>				
救助・救急活動	消防部	住民、自主防災組織	危機管理部 健康福祉部 県警察本部	岳南広域消防組合、日赤県支部、 県医師会、中高医師会、飯水医師 会、県歯科医師会、中高歯科医師 会、飯水歯科医師会、災害拠点病 院
医療活動	健康福祉部 消防部	住民	健康福祉部 県警察本部	日赤県支部、県医師会、中高医師 会、飯水医師会、県歯科医師会、 中高歯科医師会、飯水歯科医師 会、災害拠点病院
<b>第8節 消防活動</b>				
消防活動	消防部	住民、自主防災組織	危機管理部 県警察本部	自衛隊、岳南広域消防組合、消防 団
救助・救急活動	消防部	住民、自主防災組織		自衛隊、岳南広域消防組合、消防 団
<b>第9節 水防活動</b>				
水防活動	総務部 経済部 建設水道部 消防部		建設部 県警察本部	自衛隊、北陸地方整備局、岳南広 域消防組合、消防団
<b>第10節 要配慮者に対する応急活動</b>				
避難受入活動	総務部 健康福祉部 子ども部 くらしと 文化部		危機管理部 健康福祉部 建設部 県民文化部	医療機関、社会福祉施設等
在宅者対策	健康福祉部 子ども部			医療機関、社会福祉施設等
応急仮設住宅等の確保	総務部 健康福祉部 子ども部 建設水道部			医療機関、社会福祉施設等
広域相互応援体制等の確立	総務部 健康福祉部 子ども部			危機管理部 健康福祉部 県民文化部
<b>第11節 緊急輸送活動</b>				
緊急交通路確保のための応急復旧	総務部 経済部 建設水道部		農政部 林務部 建設部 県警察本部	東日本高速道路㈱、東日本旅客鉄 道㈱、長野電鉄㈱
緊急輸送車両	総務部	運送会社	危機管理部 県警察本部	
輸送手段の確保	総務部		危機管理部 県警察本部	自衛隊、北陸信越運輸局長野運輸 支局、県バス協会、県タクシー協 会
輸送拠点の確保	総務部 くらしと 文化部		危機管理部 県警察本部	
<b>第12節 障害物の処理活動</b>				

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
障害物除去処理	総務部 経済部 建設水道部		農政部 林務部 県警察本部	
除去障害物の集積、処分方法	総務部 経済部 建設水道部		建設部	
<b>第13節 避難受入れ及び情報提供活動</b>				
避難指示等	総務部		知事 県職員 県警察本部	自衛隊
警戒区域の設定	総務部		県警察本部	自衛隊、岳南広域消防組合、消防団
避難誘導活動	全部局	住民	県警察本部	自衛隊
避難所の開設・運営	総務部 健康福祉部 子ども部 くらしと文化部 教育委員会 学校長	住民、自主防災組織、ボランティア	危機管理部 教育委員会	日赤県支部
広域的な避難を要する場合の活動	総務部		危機管理部	
住宅の確保	建設水道部		危機管理部 建設部	
被災者等への的確な情報提供	総務部		危機管理部	
<b>第14節 孤立地域対策活動</b>				
孤立実態の把握対策	総務部		危機管理部	
救助・救出対策	全部局		危機管理部	岳南広域消防組合
通信手段の確保	総務部 消防部	アマチュア無線局開局者	危機管理部 県警察本部	N T T東日本、通信事業者
食料品及び生活必需物資等の搬送	総務部	住民	危機管理部	
道路の応急復旧活動	経済部 建設水道部		建設部	
<b>第15節 食料品等の調達供給活動</b>				
食料品等の調達	総務部 くらしと文化部	食料品等取扱事業者	危機管理部 産業労働部 農政部	協定締結先
食料品等の供給	くらしと文化部	住民	危機管理部 産業労働部 農政部	日赤県支部
<b>第16節 飲料水の調達供給活動</b>				
飲料水の調達	建設水道部	住民	環境部	
飲料水の供給	建設水道部		企業局	
<b>第17節 生活必需品の調達供給活動</b>				
生活必需品の調達	くらしと文化部		危機管理部 産業労働部	協定締結先
生活必需品の供給	くらしと文化部			日赤県支部
<b>第18節 保健衛生、感染症予防活動</b>				



施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
保健衛生活動	健康福祉部	住民	危機管理部 健康福祉部	県医師会、中高医師会、飯水医師会、看護協会、栄養士会、食生活改善推進協議会
感染症予防活動	健康福祉部	薬剤取扱業者		区長会
<b>第19節 遺体の捜索及び対策等の活動</b>				
遺体の対応	健康福祉部 くらしと文化部	寺院	危機管理部 健康福祉部 県警察本部	岳南広域消防組合、消防団、日赤県支部、県医師会、中高医師会、飯水医師会、県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、災害拠点病院
<b>第20節 廃棄物の処理活動</b>				
ごみ、し尿処理対策	くらしと文化部	住民、衛生自治会	環境部	
廃棄物処理の広域応援	くらしと文化部			近隣市町村
<b>第21節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</b>				
社会秩序の維持	くらしと文化部	自主防災組織	県警察本部	警備業協会
物価の安定、物資の安定供給	くらしと文化部 経済部	住民、流通業者	危機管理部 産業労働部	信州中野商工会議所
<b>第22節 危険物施設等応急活動</b>				
危険物施設応急対策	消防部	危険物取扱事業者	危機管理部 県警察本部	岳南広域消防組合
火薬類製造施設等応急対策	消防部	火薬類取扱事業者	産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
高圧ガス製造施設等応急対策	消防部	高圧ガス取扱事業者	産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
液化石油ガス施設応急対策	消防部	液化石油ガス取扱事業者	産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策	消防部	毒物劇物取扱事業者	健康福祉部 県警察本部	岳南広域消防組合
放射性物質使用施設応急対策	消防部	放射性物質取扱事業者	県警察本部	岳南広域消防組合
<b>第23節 電気施設応急活動</b>				
応急復旧体制の確立			企業局	中部電力パワーグリッド(株)
迅速な応急復旧活動				中部電力パワーグリッド(株)
二次災害防止				中部電力パワーグリッド(株)
<b>第24節 都市ガス施設応急活動</b>				
都市ガス施設応急復旧対策	建設水道部		建設部 企業局	長野都市ガス(株)
都市ガス施設応急供給計画				長野都市ガス(株)
<b>第25節 上水道施設応急活動</b>				
上水道施設応急活動	建設水道部	水道工事施工業者	危機管理部 環境部 建設部 企業局	

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第26節 下水道施設等応急活動</b>				
情報の収集連絡、被害規模の把握	建設水道部		環境部	
応急対策の実施体制	建設水道部			
応急対策の実施	建設水道部	住民		
<b>第27節 通信・放送施設応急活動</b>				
中野市防災行政無線通信の応急活動	総務部			
電信電話施設の応急活動				電気通信事業者各社
放送施設の応急活動				NHK、各放送局
<b>第28節 災害広報活動</b>				
住民等への的確な情報の伝達	総務部		危機管理部	NHK、各放送局、報道機関
住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応	総務部		総務部	
<b>第29節 土砂災害等応急活動</b>				
大規模土砂災害対策	総務部		農政部	
地すべり等応急対策	総務部 建設水道部	住民	林務部 建設部	岳南広域消防組合、消防団
土石流対策	総務部	住民	建設部	岳南広域消防組合、消防団
崖崩れ応急対策	総務部			
<b>第30節 建築物災害応急活動</b>				
建築物	建設水道部	建築物の所有者等	全部局	
文化財	教育委員会	文化財の所有者	教育委員会	
<b>第31節 道路及び橋梁応急活動</b>				
道路及び橋梁応急対策	経済部 建設水道部		危機管理部 建設部	
関係団体との協力	経済部 建設水道部		企業局 県警察本部	中野市建設業協会
<b>第32節 河川施設等応急活動</b>				
河川施設等応急対策	経済部 建設水道部 消防部		建設部	北陸地方整備局、岳南広域消防組合、中野市建設業協会
<b>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</b>				
構造物に係る二次災害防止対策	経済部 建設水道部	建築物の所有者等	建設部 企業局 県警察本部	道路管理者
危険物施設等に係る二次災害防止対策	総務部	危険物取扱事業者	危機管理部 健康福祉部 産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止	建設水道部 総務部 消防部		建設部	北陸地方整備局、岳南広域消防組合
風倒木対策	建設水道部		林務部	
山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	総務部 建設水道部		建設部	

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第34節 ため池災害応急活動</b>				
ため池災害応急活動	経済部		農政部	ため池管理団体
<b>第35節 農林産物災害応急活動</b>				
農産物災害応急対策	経済部	住民	農政部	農業農村支援センター、農協
林産物災害応急対策	経済部	住民	林務部	中部森林管理局、森林組合
<b>第36節 文教活動</b>				
児童生徒に対する避難誘導	教育委員会 学校長		県民文化部 教育委員会	
保育児童に対する避難誘導等	子ども部			
応急教育計画	教育委員会 学校長			
教科書の供与及び授業料の減免等	教育委員会			
P T A、地域に対する協力の要請	教育委員会			
<b>第37節 飼養動物の保護対策</b>				
保護対策の実施	くらしと 文化部 経済部	飼い主	健康福祉部 農政部 県警察本部	
<b>第38節 ボランティアの受入れ体制</b>				
被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保	くらしと 文化部		危機管理部 健康福祉部	社会福祉協議会、日赤県支部、赤十字奉仕団
ボランティア活動拠点の提供支援	くらしと 文化部		危機管理部 健康福祉部	社会福祉協議会、日赤県支部、赤十字奉仕団
<b>第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制</b>				
義援物資及び義援金の募集等	総務部 くらしと 文化部		危機管理部 健康福祉部 会計局	日赤県支部、社会福祉協議会、県共同募金会、報道機関
義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分	健康福祉部 くらしと 文化部	ボランティア		日赤県支部、社会福祉協議会、県共同募金会
義援物資及び義援金の管理	総務部 くらしと 文化部			危機管理部 健康福祉部 会計局
<b>第40節 災害救助法の適用</b>				
被害状況の把握	全部局		知事 危機管理部	岳南広域消防組合
災害救助法適用の判定				
適用の手続	健康福祉部			
救助の実施	全部局			日赤県支部
<b>第41節 鉄道施設応急活動</b>				
鉄道施設応急活動			建設部	東日本旅客鉄道株、長野電鉄株
<b>第42節 観光地の災害応急対策</b>				
観光地での観光客の安全確保	総務部 健康福祉部 経済部 消防部		危機管理部 観光部	
外国人旅行者の安全確保	くらしと 文化部 経済部		県民文化部 観光部	

# 第1節 災害直前活動

(総務部・健康福祉部・子ども部・経済部・建設水道部・教育委員会)

## 第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象情報、警報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

## 第2 対策

### 1 住民に対する警報等の伝達活動

気象情報、警報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、別紙2の「警報等伝達系統」により気象情報、警報等の伝達活動を行う。

#### (1) 市

ア 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

イ 住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

ウ 県、消防庁、東日本電信電話株から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知ったときは、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。

なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、登録制メール「中野市すぐメール」、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

#### (2) 関係機関

ア 長野地方気象台等

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、別紙1の「警報等の種類及び発表基準」により、気象警報・注意報等を発表する。

イ 放送局

各放送局は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため、放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行う。

ウ その他防災関係機関

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。

#### (3) 住民

以下のような異常を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報する。

ア 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

イ 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

## 2 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、「高齢者等避難」「避難指示」（以下「避難指示等」という。）を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

### (1) 市

ア 風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防機関等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合は、住民に対して避難のための避難指示等を行い、避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ 特に、避難行動要支援者については避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

ウ 住民に対する避難指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

エ 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

オ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

カ 災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難所とする。

キ 住民に対する避難指示等の伝達に当たっては、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、音声告知放送、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、登録制メール「中野市すぐメール」等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

ク 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

ケ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。

コ 避難指示等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

サ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(2) 住 民

避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日常品等の備蓄物資を携行する。

**3 災害の未然防止対策**

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 市

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、堰、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

(3) 道路管理者

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4) 住 民

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市又は警察署に通報する。

別紙 1

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく警報等

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報をいう。

〈特別警報発表基準〉

現象の種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 (参考 雨に関する中野市の50年に一度の値) (令和3年3月25日現在) 48時間降水量：224mm 3時間降水量：88mm 土壌雨量指数：159
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (飯山)) (令和3年10月28日現在) 50年に一度の積雪深：285cm 既往最深積雪深：257cm

〔注〕 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

〈警報・注意報発表基準〉

(令和3年6月8日現在)  
 発表官署 長野地方気象台

中野市	府県予報区	長野県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	中野飯山地域		
警 報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	10
		土砂災害	土壌雨量指数基準	107
	洪水		流域雨量指数基準	夜間瀬川流域＝17.6、斑尾川流域＝9.7、斑川流域＝5.4、篠井川流域＝5.2、江部川流域＝6.1
			複合基準※1	篠井川流域＝(5、4.5)、千曲川流域＝(5、46.6)
	指定河川洪水予報による基準	千曲川 [立ヶ花]		

	暴風	平均風速	17m/s	
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	77	
	洪水	流域雨量指数基準	夜間瀬川流域=14、斑尾川流域=7.1、斑川流域=4.3、篠井川流域=4.1、江部川流域=4.8	
		複合基準※1	斑尾川流域=(5、5.7)、篠井川流域=(5、4)、江部川流域=(5、3.8)、千曲川流域=(5、41.9)	
		指定河川洪水予報による基準	千曲川 [立ヶ花]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※2		
	なだれ	1 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上		
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温が15℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下		
	着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

※2 湿度は長野地方気象台の値



〈参考〉

土 壌 雨 量 指 数	土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。
流 域 雨 量 指 数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。

2 水防法に基づく警報等

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	洪水予報の標題 (洪水危険度レベル)	発 表 基 準
洪 水 警 報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪 水 注 意 報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区 分	発 表 基 準
避 難 判 断 水 位 到 達 情 報	氾濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるとき、長野地方気象台長が長野県知事に行う通報で、知事は直ちに市町村長に通報する。

区 分	発 表 基 準
	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。
--------	--

(2) 火災警報

消防法に基づき、市町村長が、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたととき、一般に火の使用を制限し警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項(1)の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

**警報の危険度分布等の概要**

種 類	概 要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1 km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階

の確度がある。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表される。この情報の有効期間は発表からおおむね1時間である。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

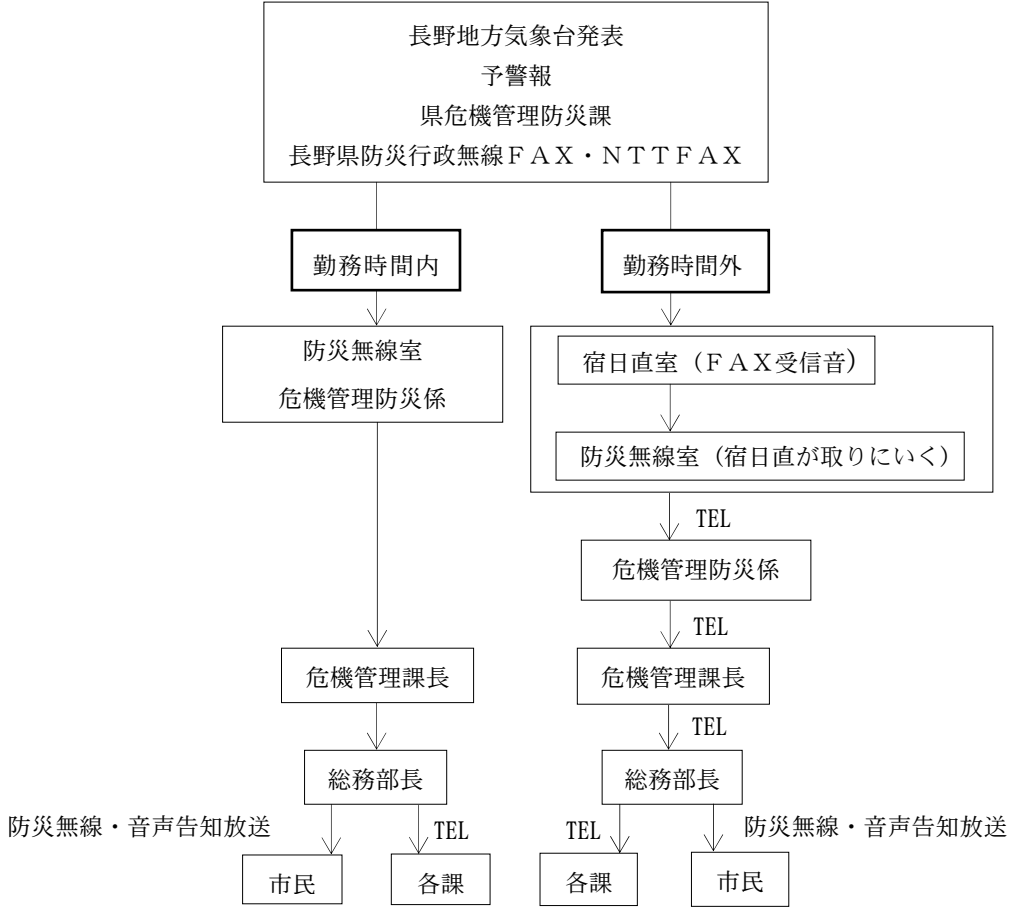
なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられる。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	市町村ごと
千曲川・犀川に対する 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が定めた河川（「洪水予報指定河川」という。）

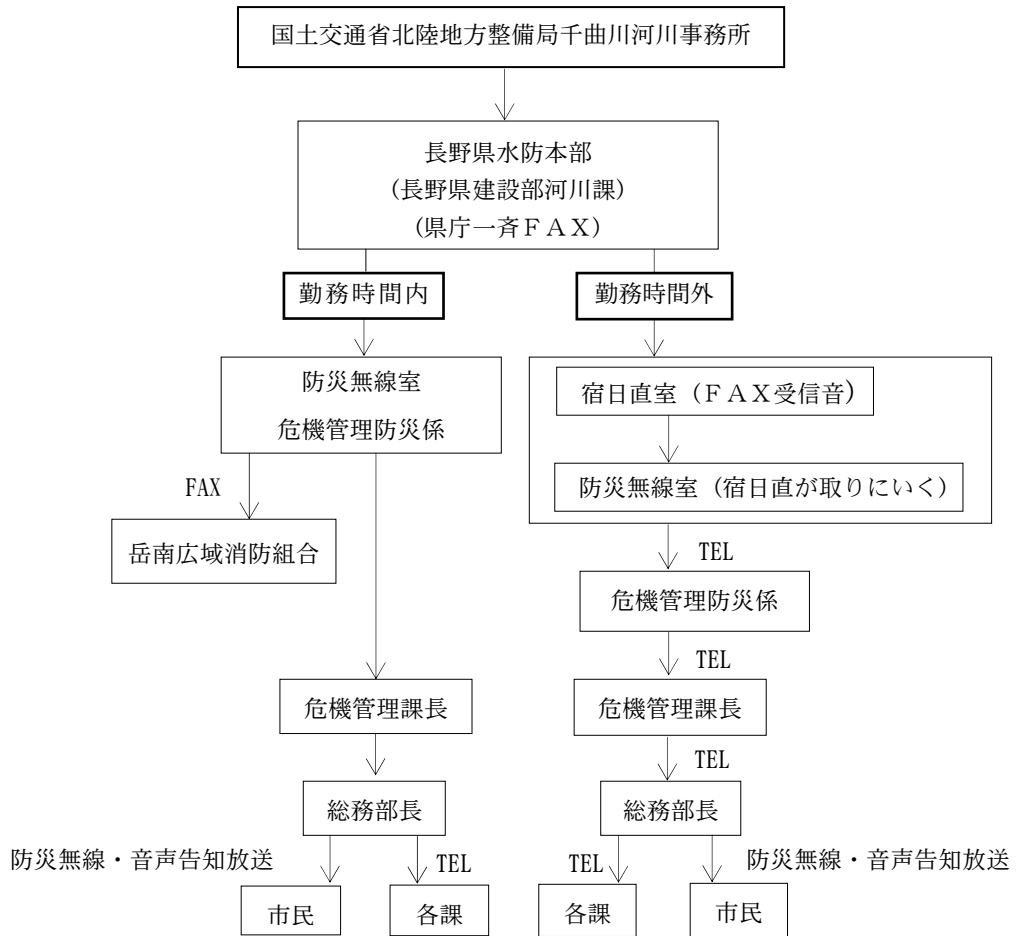
水 防 警 報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」という。）
	関係する県の建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火 災 警 報	市町村長	各市町村域
避難判断水位 到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係する県の建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川
土 砂 災 害 警 戒 情 報	長野地方気象台 県建設部砂防課      □ 共同	市町村ごと
記録的短時間 大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域

### 警報等伝達系統

#### 1 長野県防災行政無線FAX・NTT気象伝達票による予警報の伝達



2 国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所・長野地方気象台共同発表の洪水予警報による伝達（県庁一斉FAX）



## 第2節 災害情報の収集・連絡活動

(全部局)

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

### 第2 対 策

#### 1 報告の種別

##### (1) 概況速報

災害が発生したとき、及び災害対策本部を設置したとき、並びにその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を県及び関係機関に報告する。

##### (2) 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

##### (3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

#### 2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては関係各課は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明になった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。なお、被害が甚大であり、市において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求める。

#### 3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、資料1-2のとおりとする。

#### 4 災害情報の収集・連絡系統

##### (1) 被害報告等

###### ア 市

(ア) 市は、あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式により、県現地機関等に報告する。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知

後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(イ) 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、北信地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 次の場合は、消防庁に対して直接報告する。

a 県に報告できない場合

県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡可能となった時点で直ちに通常ルートに戻す。

b 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、市及び岳南広域消防組合は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うこととする。

### 連 絡 先

○長野県危機管理部

回線別		区 分	平日（8：30～17：15） ※危機管理部内	左記以外（夜間・休日） ※原則、職員携帯電話
N T T回線	電 話		026—235—7184	○気象通報等による警戒体制時 ・左欄と同じ  ○平常時 ・職員所持携帯電話
	F A X		026—233—4332	
長野県防災行政無線（地上系）	電 話		8—231—(5210) カッコ内5201～5216も可	
	F A X		8—231—8741	
長野県防災行政無線（衛星系） 【地域衛星通信ネットワーク】	電 話		1—231—(5210) カッコ内5201～5216も可	
	F A X		1—231—8741	

○消防庁

回線別		区 分	平日（9：30～17：45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話		03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X		03—5253—7537	03—5253—7553
消防防災無線	電 話		7527	7782
	F A X		7537	7789
地域衛生通信ネットワーク	電 話		T N—048—500—7527	T N—048—500—7782
	F A X		T N—048—500—7537	T N—048—500—7789

(注) T Nは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。



イ 関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関）

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県（危機管理防災課）に連絡する。

(2) 水防情報

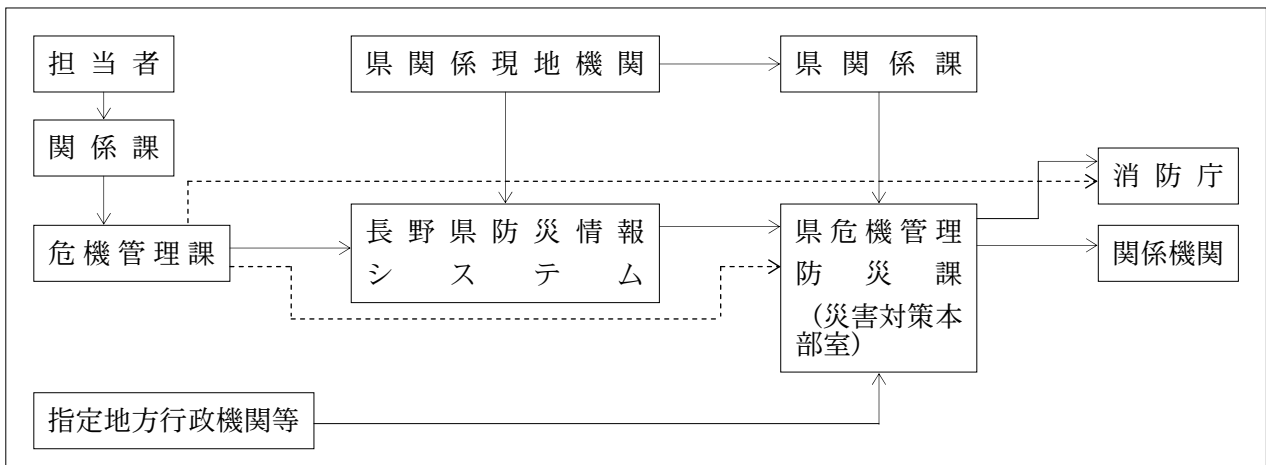
県水防本部、建設事務所、雨量（水位）観測員は、それぞれ雨量、水位を関係部署に通報する。

◎中野市の災害情報連絡系統図（資料 1-1 参照）

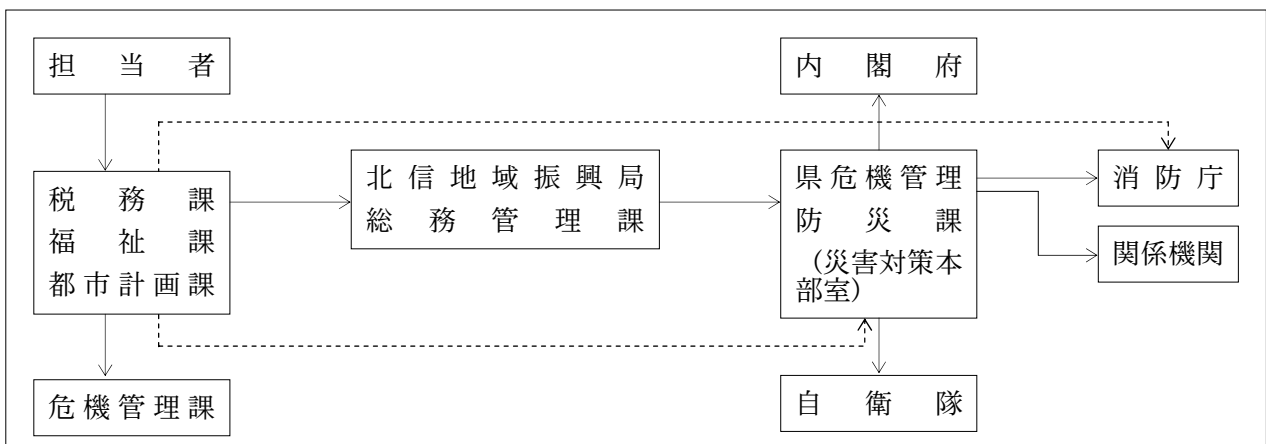
凡例	——→	正規の連絡ルート
	-----→	補助的な連絡ルート

- (1) 概況速報（様式 1） 長野県防災情報システム クロノロジーを使用  
 （消防庁への速報は消防庁第 4 号様式（その 1）（表 21 の 2））

市は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。

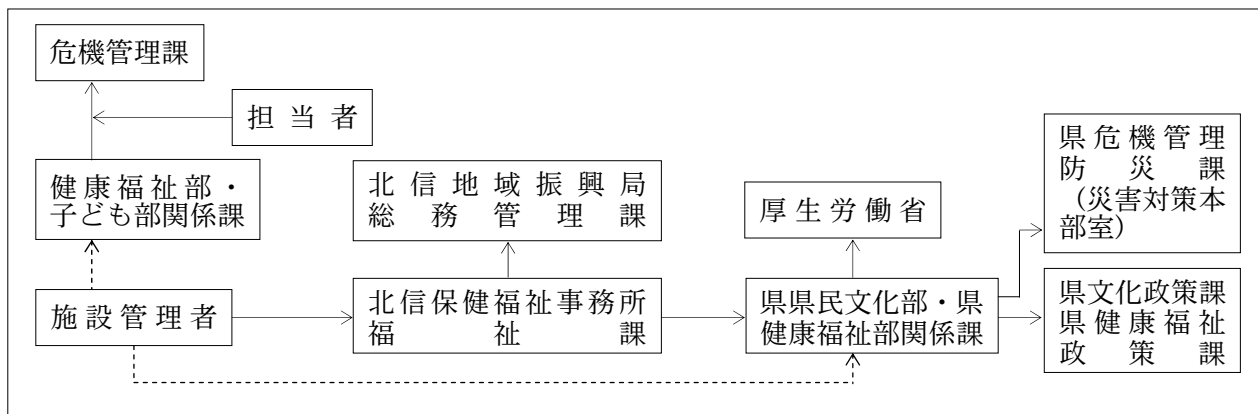


- (2) 人的及び住家の被害状況報告（様式 2 又は消防庁第 4 号様式（その 2））  
 避難指示等避難状況報告（様式 3 又は長野県防災情報システムにより報告）



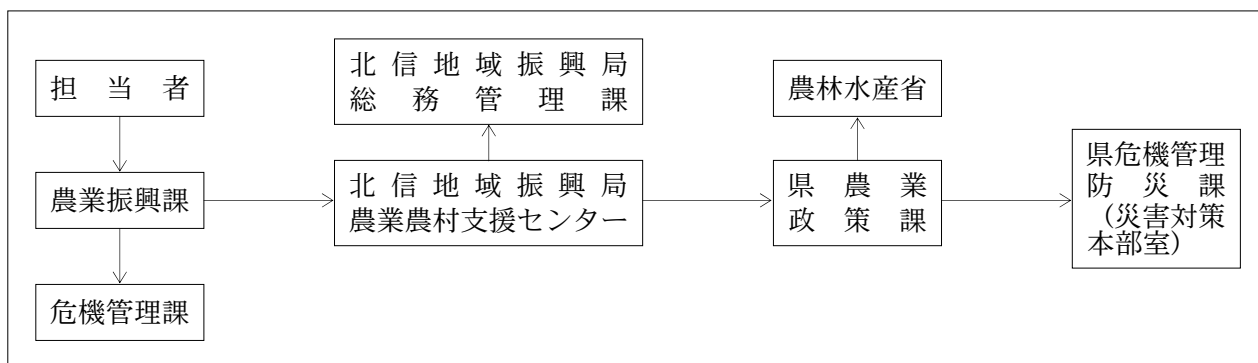
※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(3) 社会福祉施設被害状況報告（様式4）

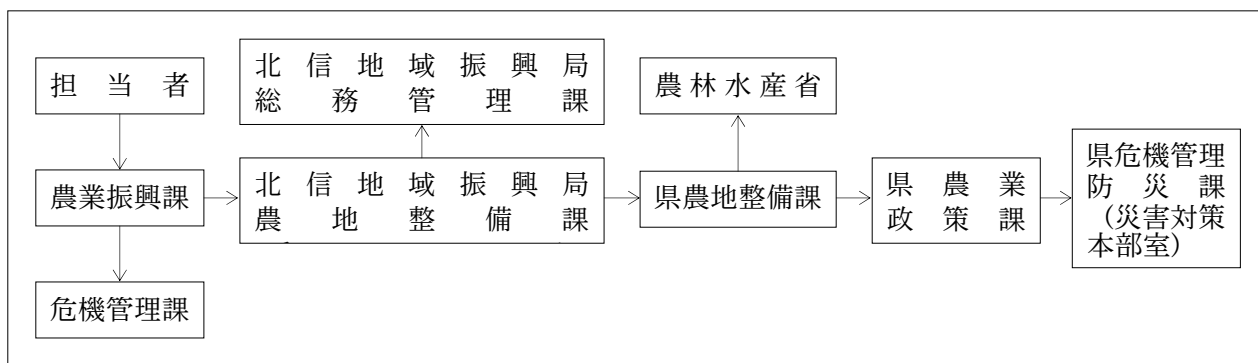


(4) 農業関係被害状況報告（様式5）

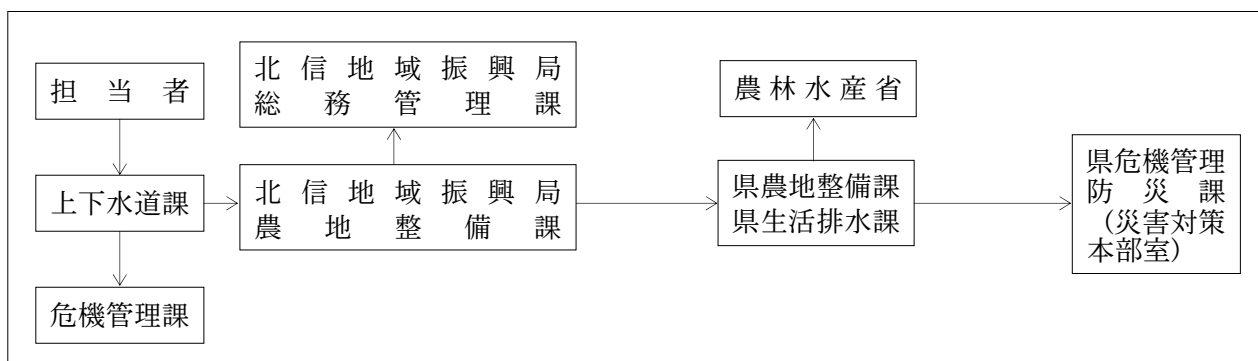
ア 農畜産物被害状況報告



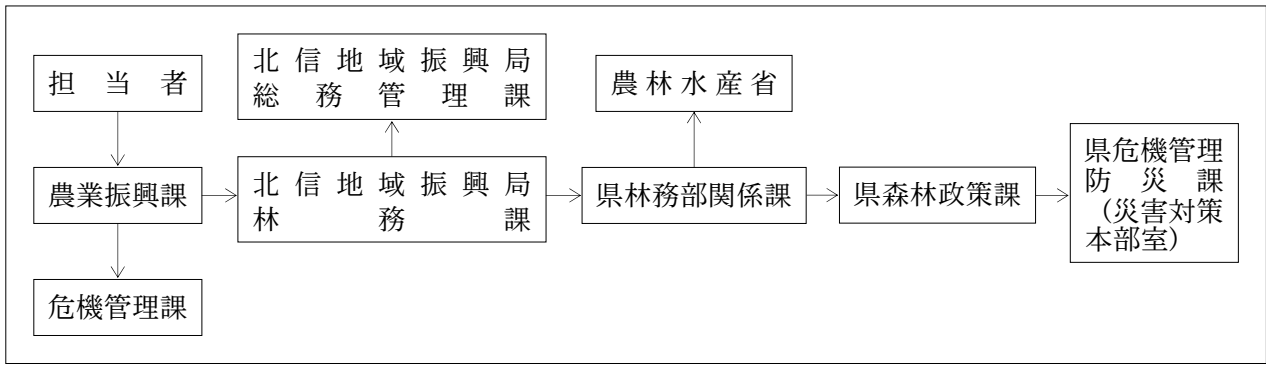
イ 農地・農業用施設被害状況報告



ウ 農業集落排水施設被害状況報告（様式10）

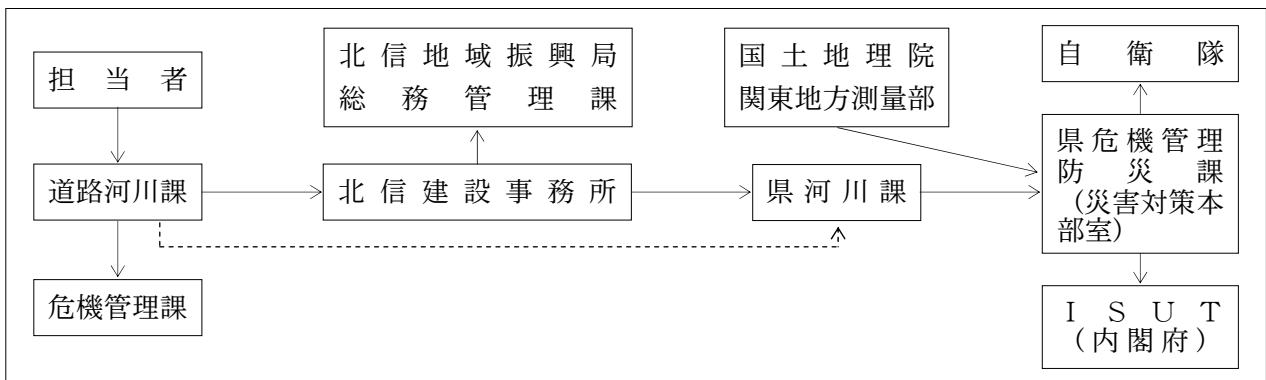


(5) 林業関係被害状況報告（様式6）

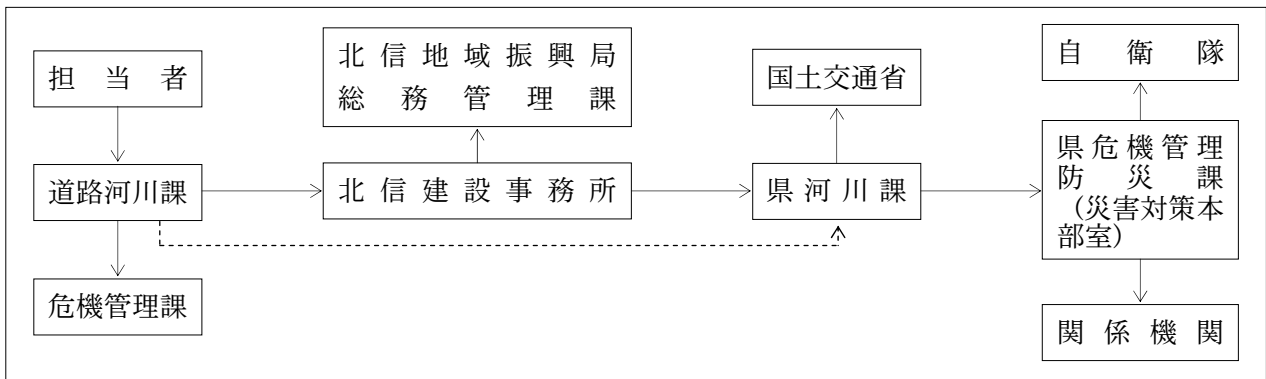


(6) 土木関係被害状況報告

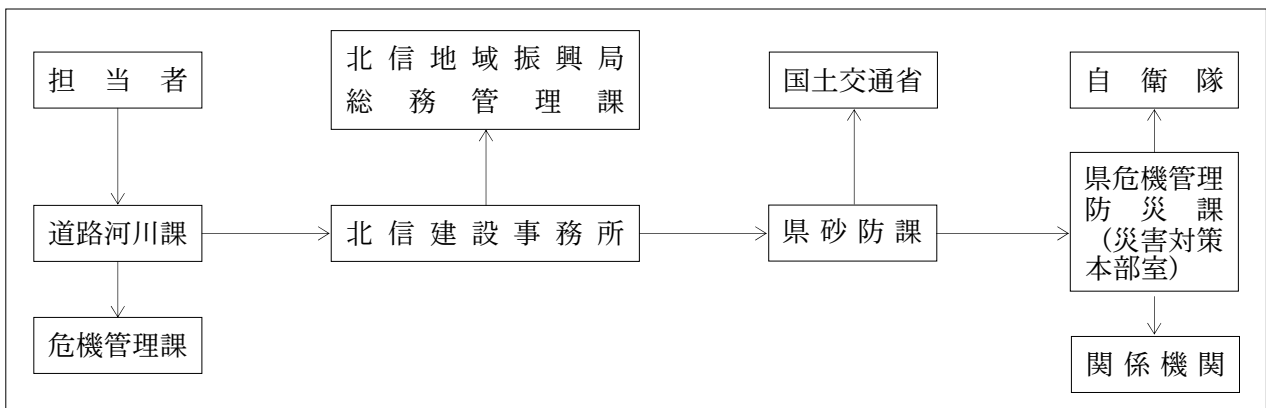
ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる



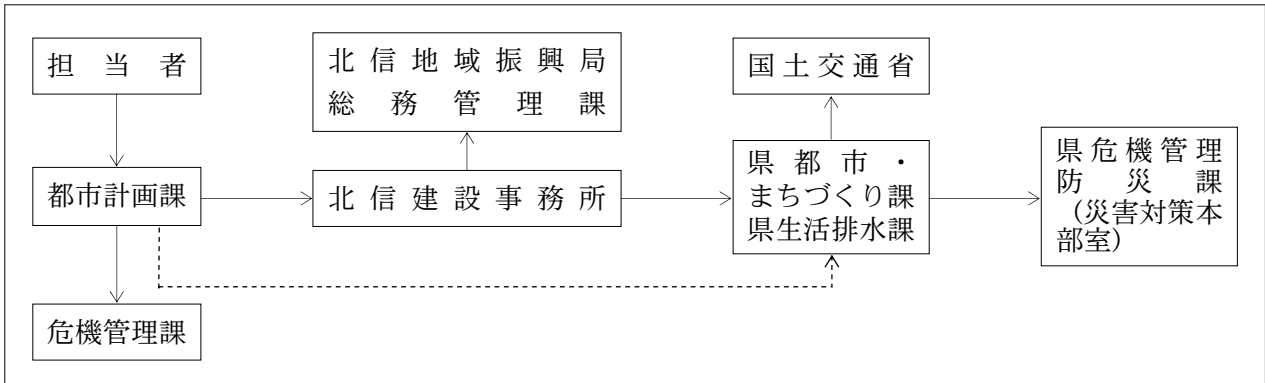
イ 公共土木施設被害状況報告等（様式7）



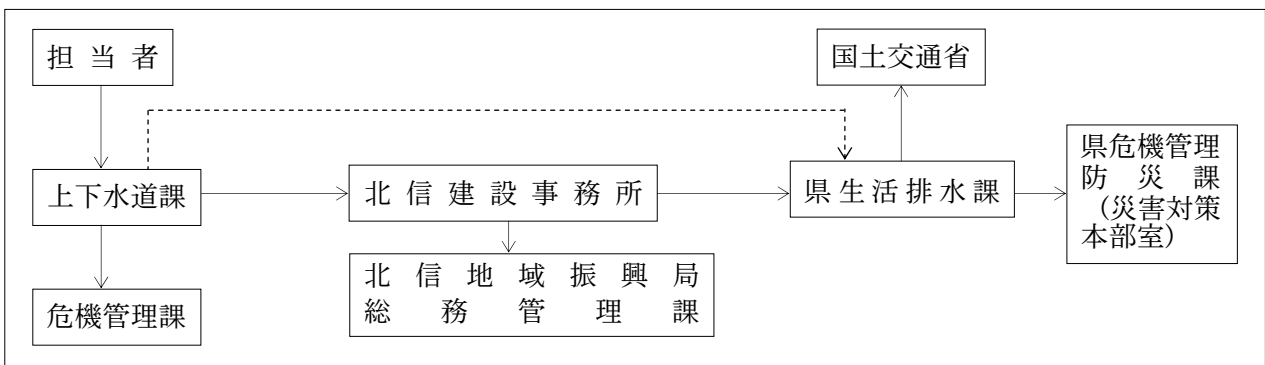
ウ 土砂災害等による被害報告（地図若しくはGIS又は様式8）



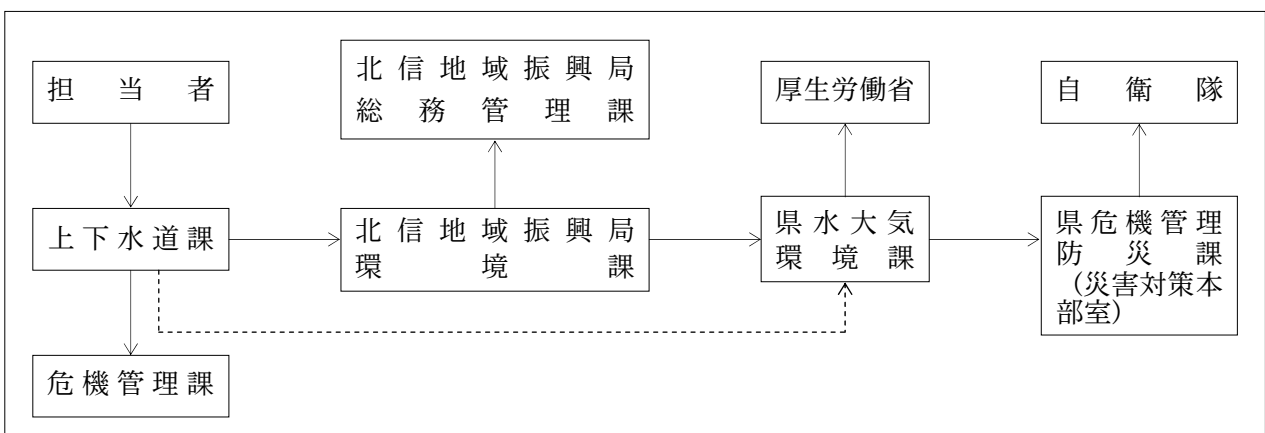
(7) 都市施設被害状況報告（様式9）



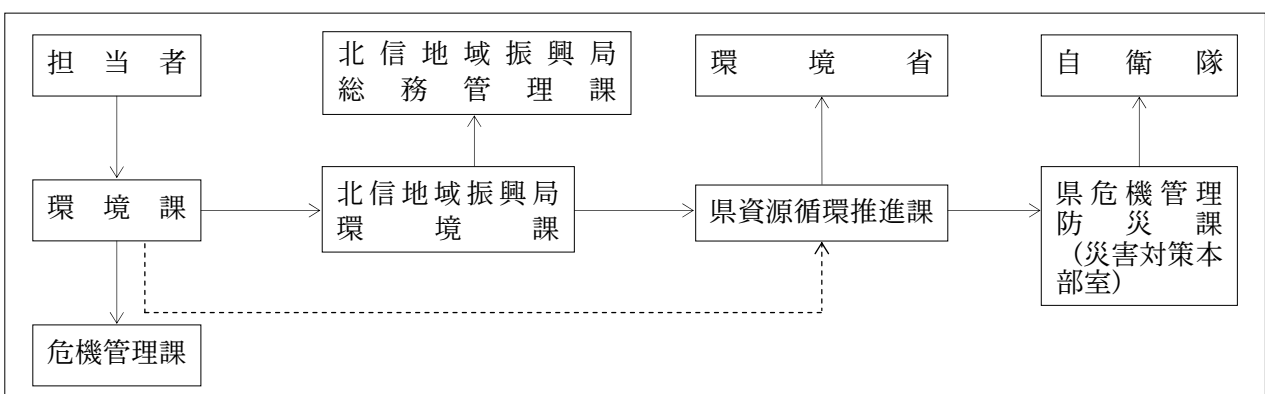
(8) 下水道施設被害状況報告（様式10）



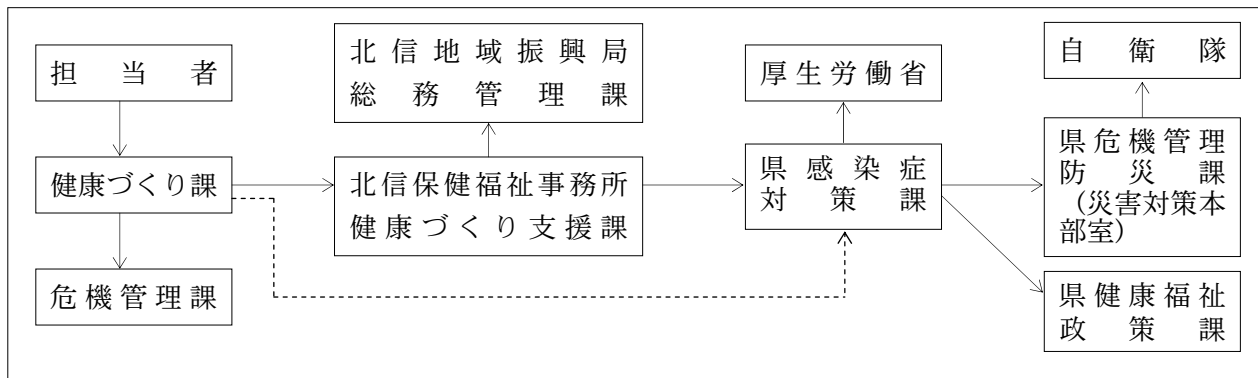
(9) 水道施設被害状況報告（様式11）



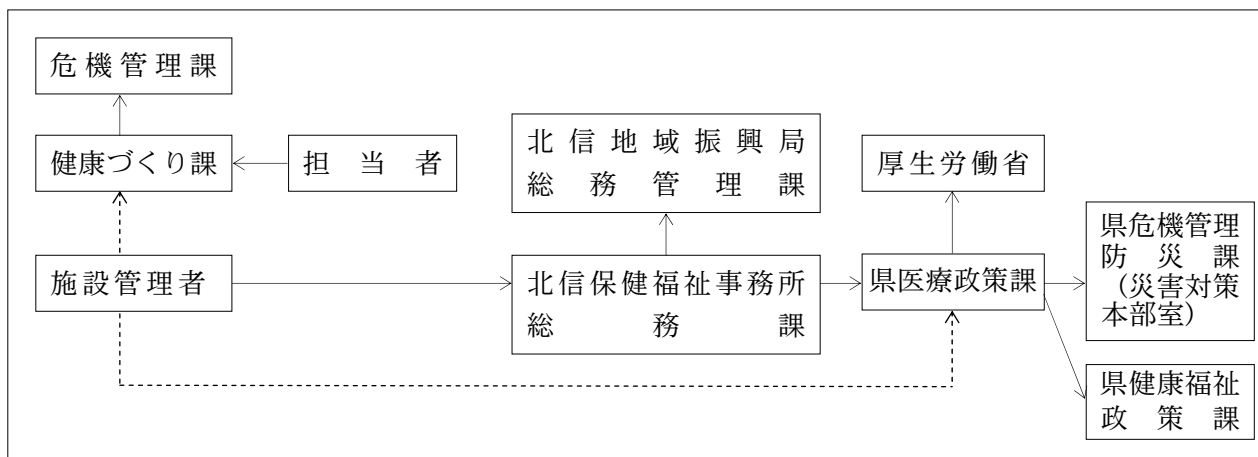
(10) 廃棄物処理施設被害状況報告（様式12）



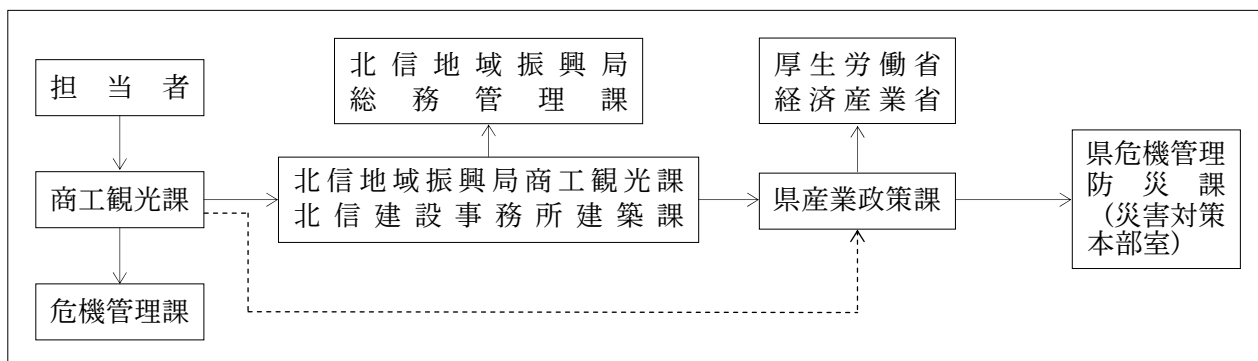
(11) 感染症関係報告 (様式13)



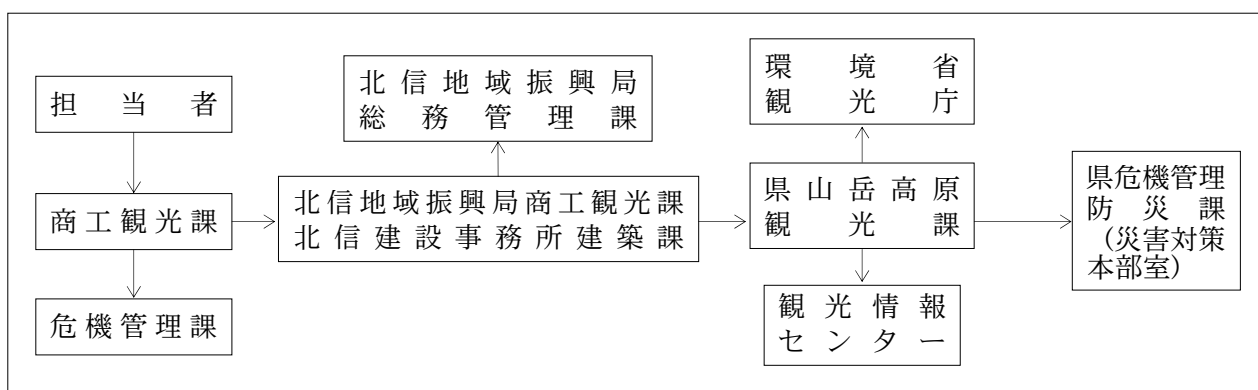
(12) 医療施設関係被害状況報告 (様式14)



(13) 商工関係被害状況報告 (様式15)

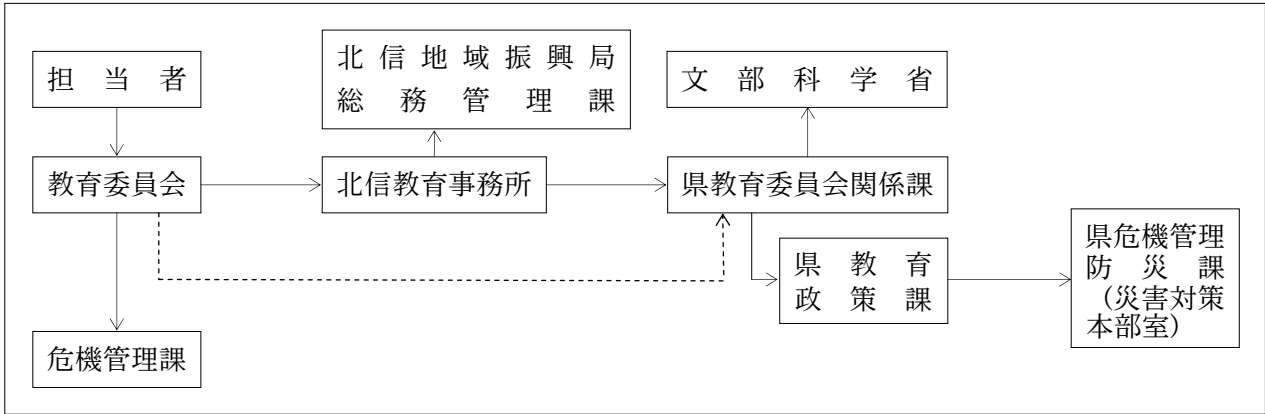


(14) 観光施設被害状況報告 (様式16)

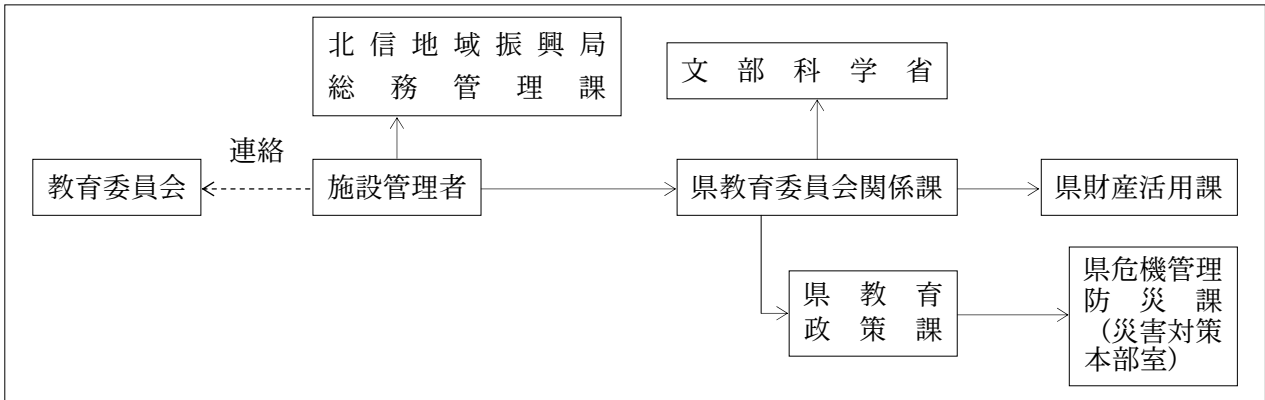


(15) 教育関係被害状況報告（様式17）

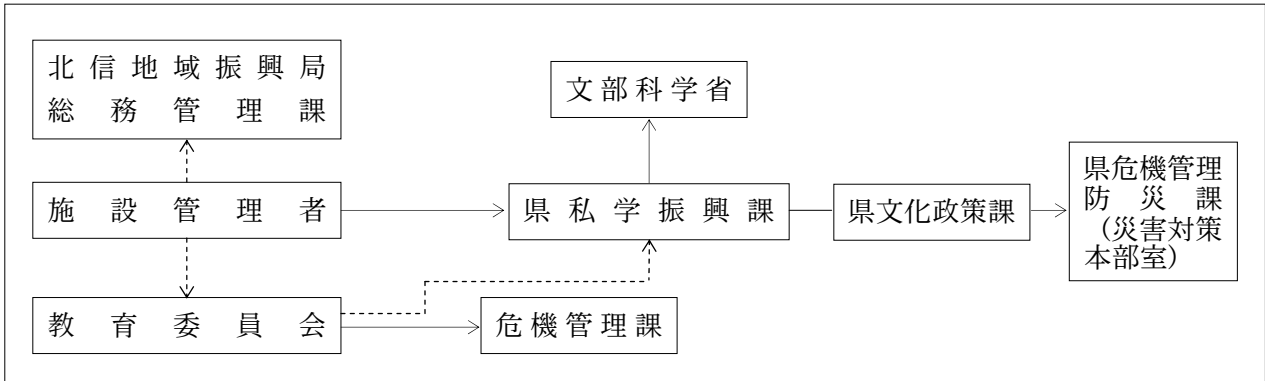
ア 市施設



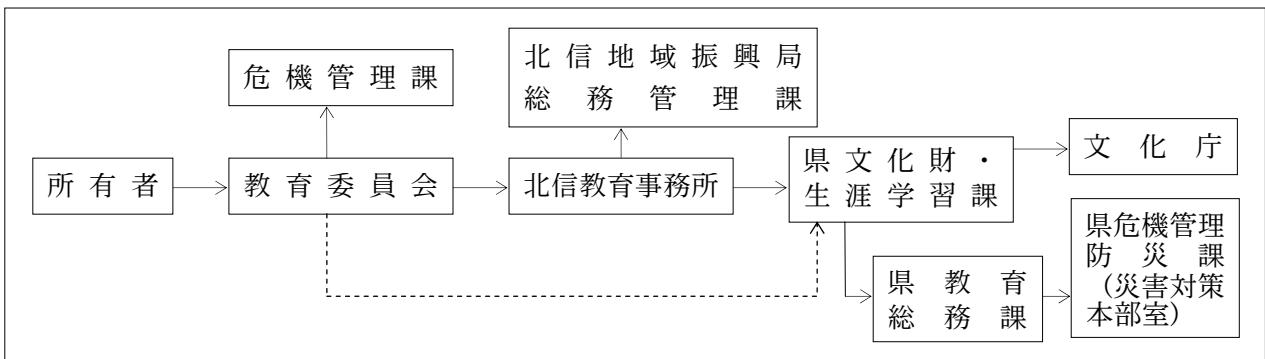
イ 県施設



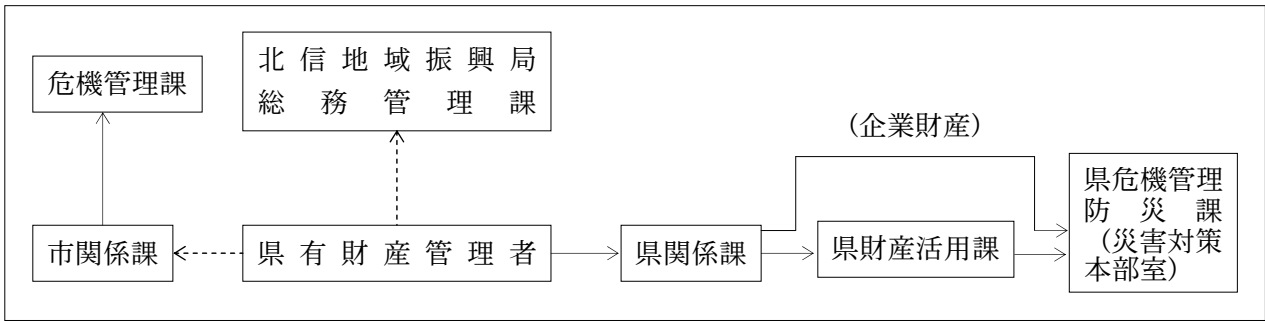
ウ 私立施設



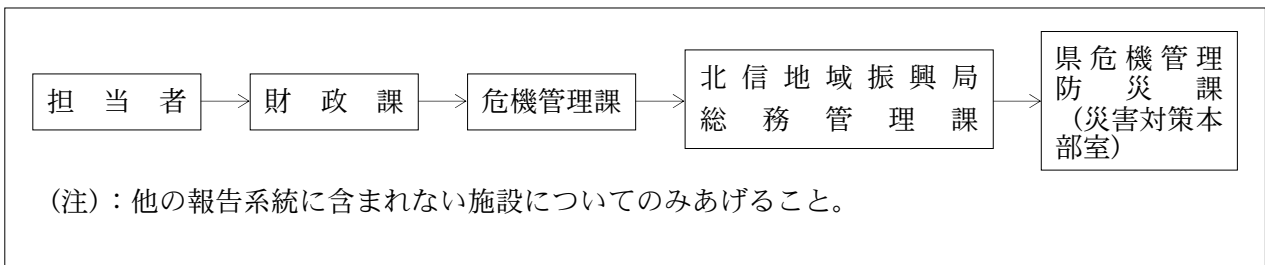
エ 文化財



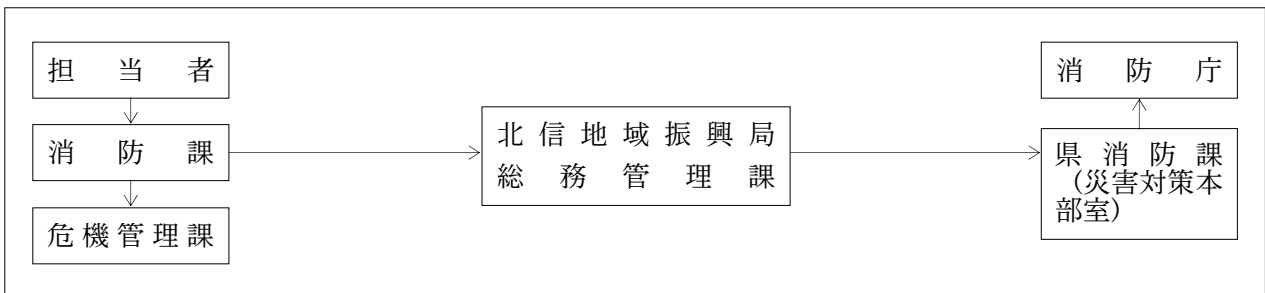
(16) 県有財産（企業財産を含む）



(17) 市有財産（様式18）



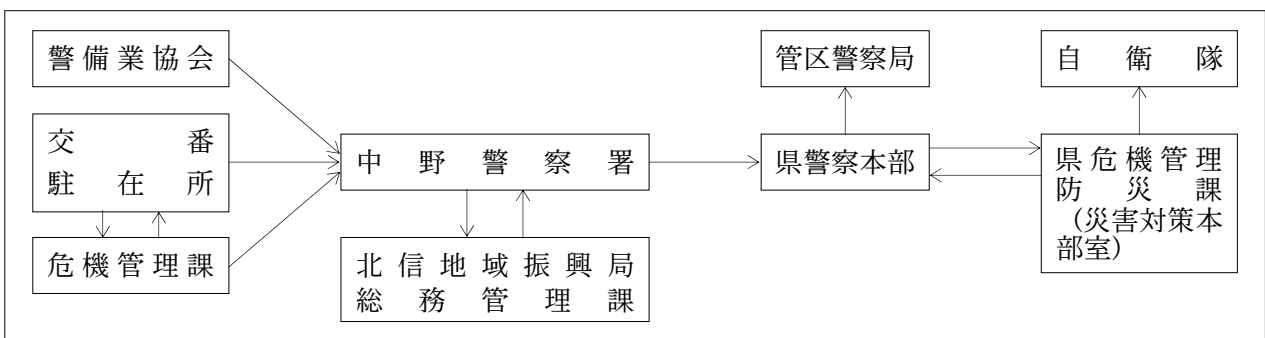
(18) 火災即報（様式19）



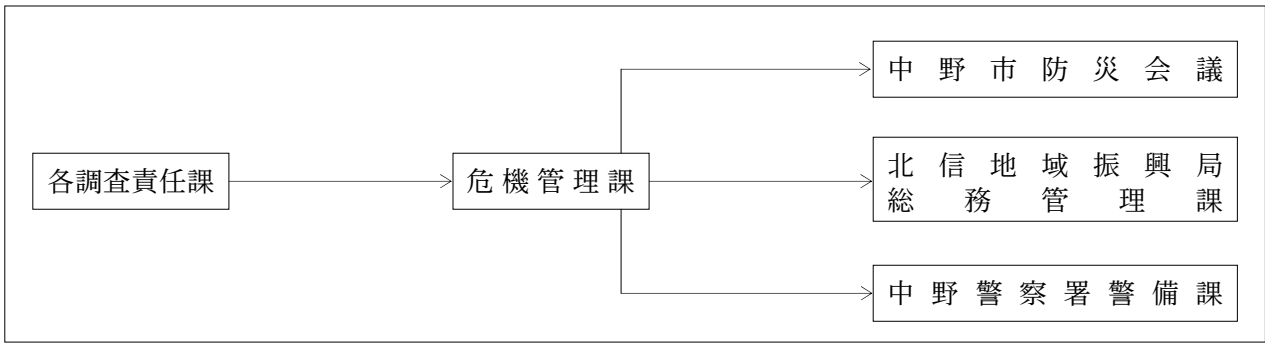
(19) 火災等即報（危険物に係る事故）（様式20）



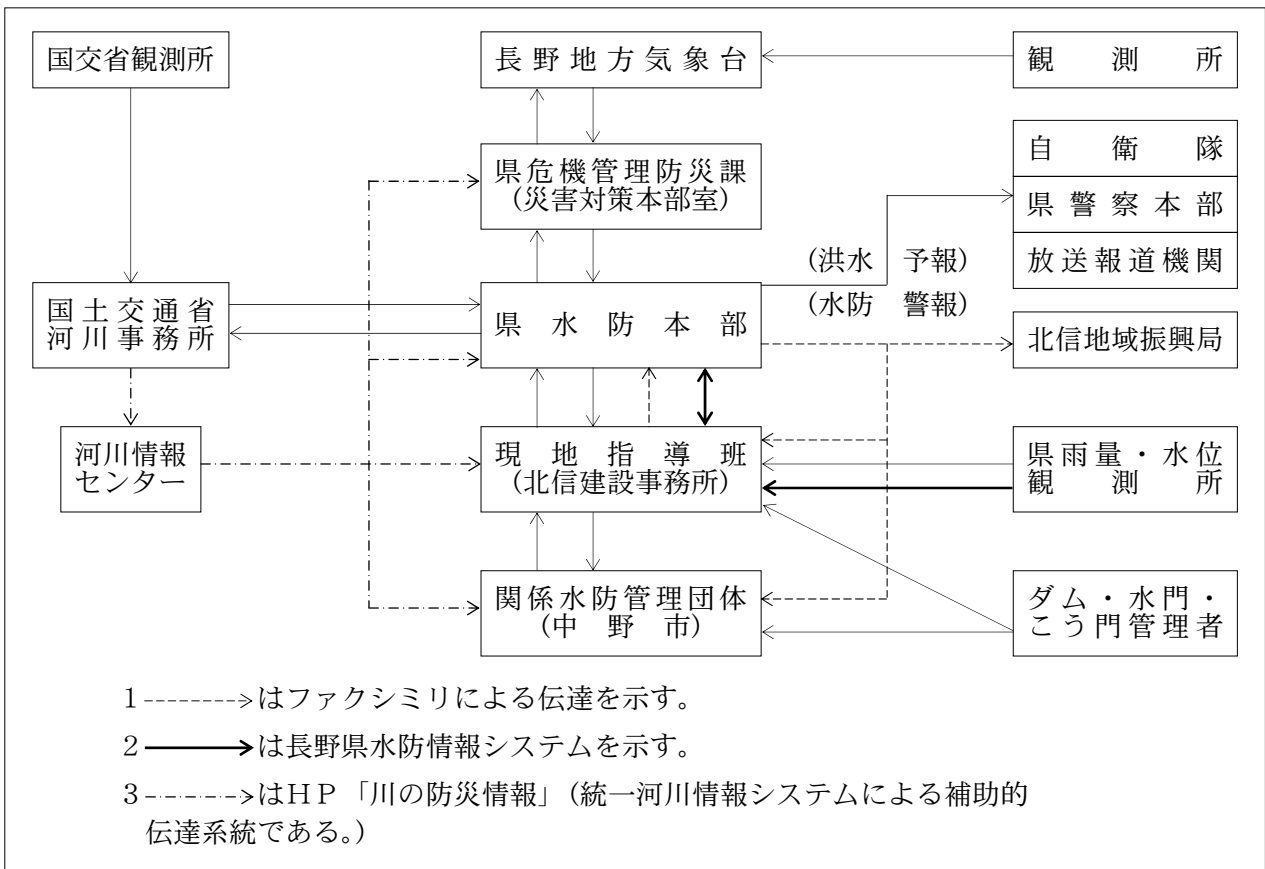
(20) 警察調査被害状況報告



(21) 被害状況総括（様式21）



(22) 水防情報  
雨量・水位の通報



5 通信手段の確保

(1) 市

- ア 災害情報の共有並びに通信手段確保のため市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- イ 災害情報の共有並びに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。
- ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 関係機関

電気通信事業者は、災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行う。



## 第3節 非常参集職員の活動

(全部局・区 長)

### 第1 基本方針

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び地域防災計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

### 第2 活動の内容

#### 1 市

##### (1) 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の活動体制をとる。

なお、各体制の人員については、「動員人員配備計画表」(資料2-7参照)による。

(活動開始基準欄の◎は、指示によらない参集の基準を示す。)

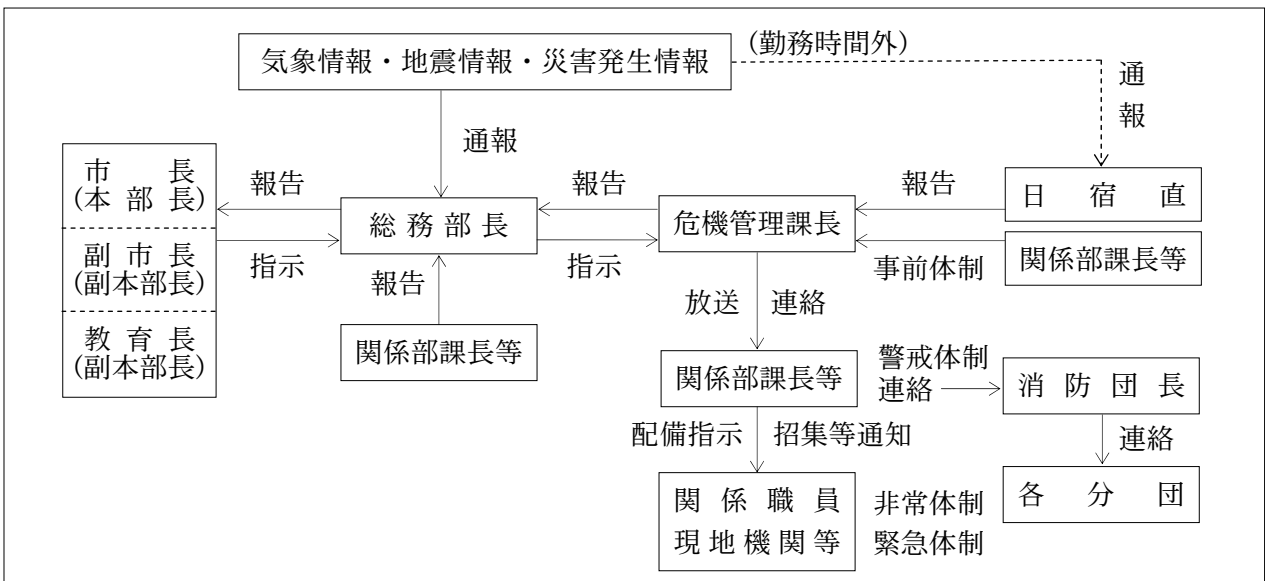
活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
事前体制	○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。 (警戒体制以降に継続するための事前対策)	右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、又は危機管理課長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで。	○次のいずれかの状況下で危機管理課長が必要と認めたととき ( ・大雨注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報が発表されたとき ・災害等が発生するおそれがあるとき
警戒体制 (部課長)	○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係部課等の部課長で情報収集活動が円滑に行う体制とする。	右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、又は総務部長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで。	○上記基準の状況下で総務部長が必要と認めたととき
非常体制 (係長職以上の職員及び各部長等が指定した職員)	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行う体制とする。	右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで。	○次のいずれかの状況下で市長が必要と認めたととき ( ・暴風・大雨・洪水警報・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・災害が発生したとき ・激甚な災害が発生するおそれのあるとき
緊急体制	○災害発生後の体制で、非	右の基準に該当し	◎次の気象特別警報のいずれかが

(全職員)	常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。	たときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	発表されたとき 〔大雨特別警報 暴風特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 ○大規模な災害が発生した場合、市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で市長が必要と認めたとき
-------	-------------------------------	---	---

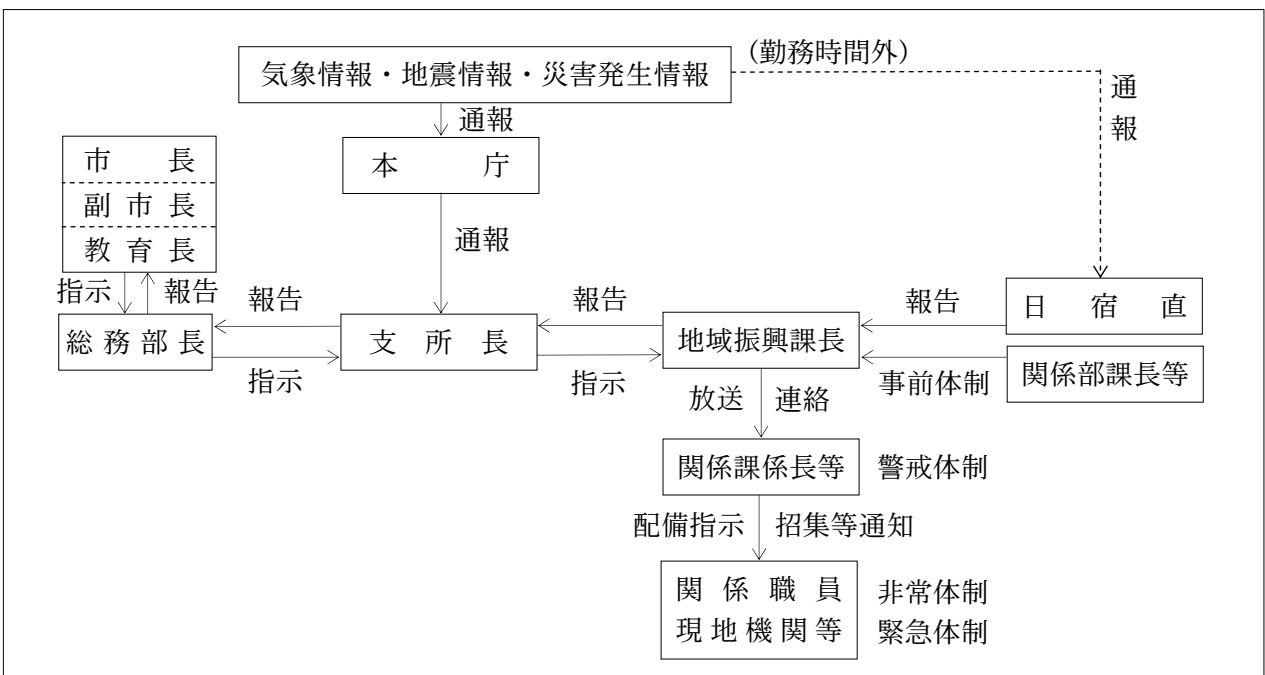
ア 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は、次のとおり行う。

(ア) 本 庁



(イ) 支 所



イ 伝達方法

配備決定に基づく危機管理課からの関係部課長等への配備指令の伝達は、原則として次の方

法による。

(7) 勤務時間内

庁内放送の他、電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。

(i) 勤務時間外

電話、携帯電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。

ウ 配備担当者の決定

関係部課長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

エ 現地初動要員の配置

市は、災害時における現地対応、避難行動を混乱なく円滑に行うため、地区ごとに、あらかじめ指名した現地初動要員を配置する。

オ 自主参集

職員は、日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁する。

道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの現地機関に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受ける。

カ 参集時の留意事項

参集時、職員は、次の点に留意する。

服 装	・ 応急活動ができる容易な服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋
携 行 品	・ 筆記具 ・ 携帯ライト ・ 携帯ラジオ ・ タオル ・ 飲料水、食糧 ・ 応急医薬品等
緊 急 措 置	・ 参集途上において、火災の発生、又は人身事故に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、その活動を引継ぎ、庁舎に直行する。
被害状況報告	・ 幹線道路、鉄道等の状況 ・ 建物の倒壊、損傷の状況 ・ 火災の発生、消火活動の状況 ・ 被災者、救助活動の状況 ・ ライフラインの状況

(2) 災害警戒本部の設置

市は、次の気象状況等により自然災害等の発生が予測され、防災体制の強化が必要な場合に、災害警戒本部を設置する。

ア 設置基準

高齢者等避難を発令する段階のほか、事前体制及び警戒体制時に総務部長が、次の事項等を総合的に判断し必要と認めたとき

(7) 水防法に基づき、国又は県が指定した洪水予報河川及び水位周知河川のうち、市内に存する河川（以下この節において「指定河川」という。）について、国又は県から市に対し氾

濫注意情報が通知されたとき

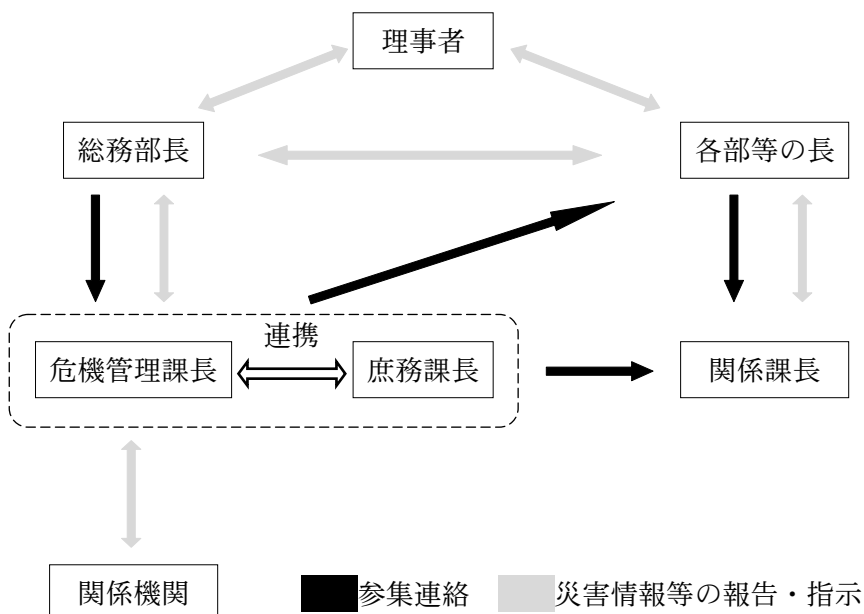
- (イ) 指定河川の水位観測所の水位が避難判断水位を超える見込みとなった場合  
千曲川 立ヶ花水位観測所 7.5m 夜間瀬川 星川水位観測所 1.4m
- (ウ) 市域に大雨警報が発表されたとき
- (エ) 台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市にかかると予測されている又は接近することが見込まれる場合
- (オ) 市内で震度5弱以下の地震が記録され、起因する災害の発生のおそれがある場合
- (カ) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合

イ 警戒本部体制

- (ア) 避難指示の発令を判断できる体制とする。
- (イ) 専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。
- (ウ) 指定緊急避難場所に受入れできる体制とする。

ウ 警戒本部の構成及び連絡体制

役職	構成員
本部長	総務部長
本部員	健康福祉部長
〃	子ども部長
〃	くらしと文化部長
〃	経済部長
〃	建設水道部長
〃	消防部長
〃	会計管理者
〃	教育次長
〃	議会事務局長
事務局	危機管理課



- 1 総務部長は、警戒本部設置の必要があると判断したときは、理事者に報告するとともに、危機管理課長に指示し、本部員を招集する。  
 連絡方法 【勤務時間内】 ①庁内放送 ②庁内情報システム及び非常参集システムメール ③電話等  
 【勤務時間外】 ①非常参集システムメール ②電話等
- 2 本部員は、必要に応じて情報収集及び連絡員となる人員を選出する。
- 3 本部員は、災害情報、活動状況等を本部長に報告し、情報の共有を図る。

(3) 災害対策本部の設置

市は、次の災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、中野市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内に設置する。

ア 設置基準

災 害	基 準
地震時	ア 市内で震度5強以上を記録したとき イ 市内で震度5弱以下の地震であっても、市長が被害状況から判断して必要があると認めたとき
風水害時 (雪害含む)	ア 市域に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき イ 洪水予報のうち、指定河川に氾濫危険情報が発表されたとき ウ 洪水予報のうち、指定河川に氾濫警戒情報が発表され、市長が必要と認めたとき エ 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき
その他災害時	ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合 イ 事故災害等（航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事、林野火災）により、多数の死傷者が発生した場合や、大規模な被害の発生又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき

イ 対策本部の構成

役 職	構 成 員	班 体 制※	
本部長	市長		
副本部長	副市長・教育長		
本 部 員	総務部	総務部長・会計管理者	庶務班・財政班
	健康福祉部	健康福祉部長	健康づくり班・福祉班
	子ども・教育部	子ども部長・教育次長	子ども班・教育班
	くらしと文化部	くらしと文化部長	市民班・環境班
	経済部	経済部長	農政班・商工班
	建設水道部	建設水道部長	建設班・都市班・上下水道班
	消防部	消防部長	消防班
	議会部	議会事務局長	
事務局	危機管理課		

※各班の班長、分掌事務は「災害対策本部組織及び事務分掌」参照

ウ 災害対策本部の組織

市本部の組織等は、「中野市災害対策本部条例」（資料2-6参照）に定めるところによる。

(ア) 本部長（市長）

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長（副市長・教育長）

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、副市長、教育長の順でその職務を代理する。

(ウ) 本部員は本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

なお、市本部を設置する施設、設備は、災害時に防災中枢機能を果たせるようその安全性の確保等に努めなくてはならないが、万一、市本庁舎が被災し使用不能となったときは、豊田支所庁舎に市本部を置く。

エ 現地災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、本部長が指名する者により、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。

現地災害対策本部長は、現地での指揮及び関係機関との連絡調整活動を行うとともに、現地の情報、対策活動の実施状況等を速やかに本部長に報告する。

(イ) 現地本部の廃止

本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるとき、現地本部を廃止する。

**災害対策本部組織及び事務分掌**

部（部長）	班（班長）	分 掌 事 務
<b>総務部</b> （総務部長） （豊田支所長） （会計管理者）	<b>庶務班</b> （庶務課長） （危機管理課長） （税務課長） （政策情報課長） （地域振興課長） （行政委員会事務局長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部設置の通知及び本部の運営に関する連絡調整並びに庶務に関すること。</li> <li>・現地災害対策本部に関すること。</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に関すること。</li> <li>・現地初動要員に関すること。</li> <li>・安否確認に関すること。</li> <li>・市民への広報に関すること（避難の指示等）。</li> <li>・災害に関する警報、予報等の伝達に関すること。</li> <li>・自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>・被害についての総合集計に関すること。</li> <li>・被害状況の発表に関すること。</li> <li>・職員等の動員、派遣及び応援に関すること。</li> <li>・市防災会議との連絡調整に関すること（各部署、関係機関、団体）。</li> <li>・無線通信に関すること。</li> <li>・災害記録に関すること。</li> <li>・渉外に関すること。</li> <li>・応援要請に関すること。</li> <li>・ヘリポートの設置に関すること。</li> <li>・家屋の被害調査に関すること。</li> <li>・罹災証明に関すること。</li> <li>・情報システムの復旧に関すること。</li> <li>・応援要員の宿泊に関すること。</li> <li>・報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・外国籍住民の団体に関すること。</li> <li>・交通機関との調整に関すること。</li> <li>・選管・監査委員等との連絡調整に関すること。</li> </ul>

	<b>財政班</b> (財政課長) (会計課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎の応急対策に関すること。</li> <li>・災害経費の予算措置に関すること。</li> <li>・市有財産、営造物等の災害対策に関すること。</li> <li>・緊急輸送に関すること。</li> <li>・応急対策物品資材の購入に関すること。</li> <li>・災害義援金の受入れに関すること。</li> <li>・物品の出納に関すること。</li> </ul>
<b>健康福祉部</b> (健康福祉部長)	<b>健康づくり班</b> (健康づくり課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係者の動員及び配置に関すること。</li> <li>・感染症対策に関すること。</li> <li>・食品衛生に関すること。</li> <li>・医薬品、衛生材料の供給に関すること。</li> <li>・医療施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・健康調査及びケアに関すること。</li> <li>・被災地関係者の健康調査に関すること。</li> </ul>
	<b>福祉班</b> (福祉課長) (高齢者支援課長) (中野社会就労センター所長) (豊田社会就労センター所長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法（災害弔慰金等）に関すること。</li> <li>・安否確認に関すること。</li> <li>・要配慮者に関すること。</li> <li>・災害義援金の供給に関すること。</li> <li>・日赤及び赤十字奉仕団との連絡調整に関すること。</li> <li>・罹災者の生業に関すること。</li> <li>・災害援護資金及び生活福祉資金の貸付けに関すること。</li> <li>・社会福祉・高齢者福祉施設の被害調査、応急対策及び報告に関すること。</li> <li>・障がい児（者）・独り暮らし高齢者等の生活・安全対策に関すること。</li> <li>・被災者生活再建支援に関すること。</li> </ul>
<b>子ども・教育部</b> (子ども部長) (教育次長)	<b>子ども班</b> (子育て課長) (子ども相談室長) (保育課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通園通学児童・生徒の安全対策に関すること。</li> <li>・保育所・児童福祉施設関係の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・子どもの生活・安全対策に関すること</li> <li>・避難所の運営に関すること。</li> </ul>
	<b>教育班</b> (学校教育課長) (生涯学習課長) (南部学校給食センター所長) (中央公民館長) (北部公民館長) (西部公民館長) (豊田公民館長) (図書館長) (博物館長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急教育に関すること。</li> <li>・教育施設関係の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・避難所の運営に関すること。</li> </ul>

<b>くらしと文化部</b> (くらしと文化部長)	<b>市民班</b> (市民課長) (市民協働推進室長) (消費生活センター所長) (文化スポーツ振興課長) (人権・男女共同参画課長) (中山晋平記念館長) (高野辰之記念館長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認に関する事。</li> <li>・食料、資材の調達及び炊出し等に関する事。</li> <li>・交通安全対策及び交通規制に関する事。</li> <li>・ボランティアの受け入れに関する事。</li> <li>・防犯対策に関する事。</li> <li>・災害義援物資の受け入れ及び供給に関する事。</li> <li>・体育・文化施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ul>
	<b>環境班</b> (環境課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃に関する事。</li> <li>・環境衛生施設等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ul>
<b>経済部</b> (経済部長)	<b>農政班</b> (農業振興課長) (農業委員会事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農協等関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・農畜産物の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・農地農業畜産用施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・農道・林道の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・被災農家等の営農指導に関する事。</li> <li>・被災農家等の災害融資に関する事。</li> <li>・農地農林業施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・地すべりの応急対策に関する事。</li> <li>・農業委員との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	<b>商工班</b> (商工観光課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・商工・観光・労政関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・被災商工業者の災害融資に関する事。</li> <li>・観光客の安全に関する事。</li> </ul>
<b>建設水道部</b> (建設水道部長)	<b>建設班</b> (道路河川課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木施設の被害調査及び応急対策資材の確保に関する事。</li> <li>・河川の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・道路橋梁の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・交通途絶時の迂回路等に関する事。</li> <li>・砂防施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・建設関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>・水防対策に関する事。</li> <li>・土木施設の応急資材、工事の確保に関する事。</li> </ul>
	<b>都市班</b> (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>と。</li> <li>・応急仮設住宅の建設等及び入居者選定に関する こと。</li> <li>・家屋の被害調査に関すること。</li> </ul>
	<b>上下水道班</b> (上下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の被害調査及び応急対策に関する こと。</li> <li>・災害現地の給水に関すること。</li> <li>・水道施設の被害調査及び応急対策に関する こと。</li> <li>・給水施設の被害調査及び応急対策に関する こと。</li> <li>・被災者への給水に関すること。</li> <li>・関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>
<b>消防部</b> (消防部長)	<b>消防班</b> (消防課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市消防団及び水防団との連絡調整に関する こと。</li> <li>・避難、誘導又は被災者の救助に関すること。</li> <li>・庶務班及び関係機関との連絡調整に関する こと。</li> <li>・行方不明者の捜索に関すること。</li> <li>・河川巡視、警戒に関すること。</li> <li>・火災、危険物にかかる事故等の報告に関する こと。</li> <li>・危険物施設の応急対策及び安全対策に関する こと。</li> <li>・災害時の情報収集及び広報活動に関すること。</li> <li>・火災警戒区域の設定に関すること。</li> <li>・消防無線に関すること。</li> </ul>
<b>議会部</b> (議会事務局長)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員との連絡調整に関すること。</li> <li>・議員への状況報告に関すること。</li> </ul>

オ 国の非常本部等の現地対策本部との連携

非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本市内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

カ 災害対策本部の廃止

本部長は、市内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- (ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき。
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

キ 県等への設置・廃止の通知公表

市災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表を行

う。

### 災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班	庁内放送	総務部長
住民	防災行政無線（同報）	総務部長
県本部	県防災行政無線	総務部長
地方部	県防災行政無線	総務部長

#### (4) 災害救助法が適用された場合の体制

市地域内に災害救助法が適用されたときは、市長は県知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

## 2 関係機関

### (1) 責務

#### ア 指定地方行政機関

市内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

#### イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

市内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

#### ウ 市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に基づく防災に関する責務を有する者

市内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、地域防災計画（県・市）及び受援計画（県・市）の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

### (2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 県に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び自衛隊は、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同現地本部に派遣する。

## 第4節 広域相互応援活動

(総務部・消防部)

### 第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から中野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別図1参照)

なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

### 第2 対策

#### 1 応援要請

##### (1) 市

ア 応援要請(消防関係は除く。)

##### (ア) 他市町村に対する応援要請(別図2参照)

市長は、大規模災害時の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、それぞれの協定に基づく応援を要請し、その旨を知事に連絡する。(資料3-2～3-5参照)

〈応援の要請事項〉

- ・ 応援を求める理由及び災害の状況
- ・ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- ・ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- ・ その他必要な事項

※ 市は、ブロック内の他の市町村から要請を受けたとき、被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。(市が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村が先遣隊の派遣を行う。)

※ 震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的に先遣隊を派遣する。

※ 被災した市町村は、先遣隊に対し、必要な情報を提供する。

##### (イ) 県に対する応援要請等

市長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(ウ) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

市長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は斡旋を求める。

イ 消防に関する応援要請

(ア) 県内市町村に対する応援要請

市長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定」(資料3-1参照)に基づき、速やかに他の市町村の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

市長は、この「長野県消防相互応援協定」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

a 緊急消防援助隊

b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

c その他、他都道府県からの消防の応援

(2) 関係機関（公共機関、その他事業者）

大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請する。

## 2 応援体制の整備

(1) 市・関係機関（公共機関、その他事業者）

ア 情報収集及び応援体制の確立

応援側地方公共団体等（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。

なお、市は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応

援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

(2) 関係機関（指定地方行政機関）

被災により市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

### 3 受援体制の整備

(1) 市・関係機関（公共機関、その他事業者）

他の地方公共団体等に応援要請する場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

### 4 経費の負担

(1) 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

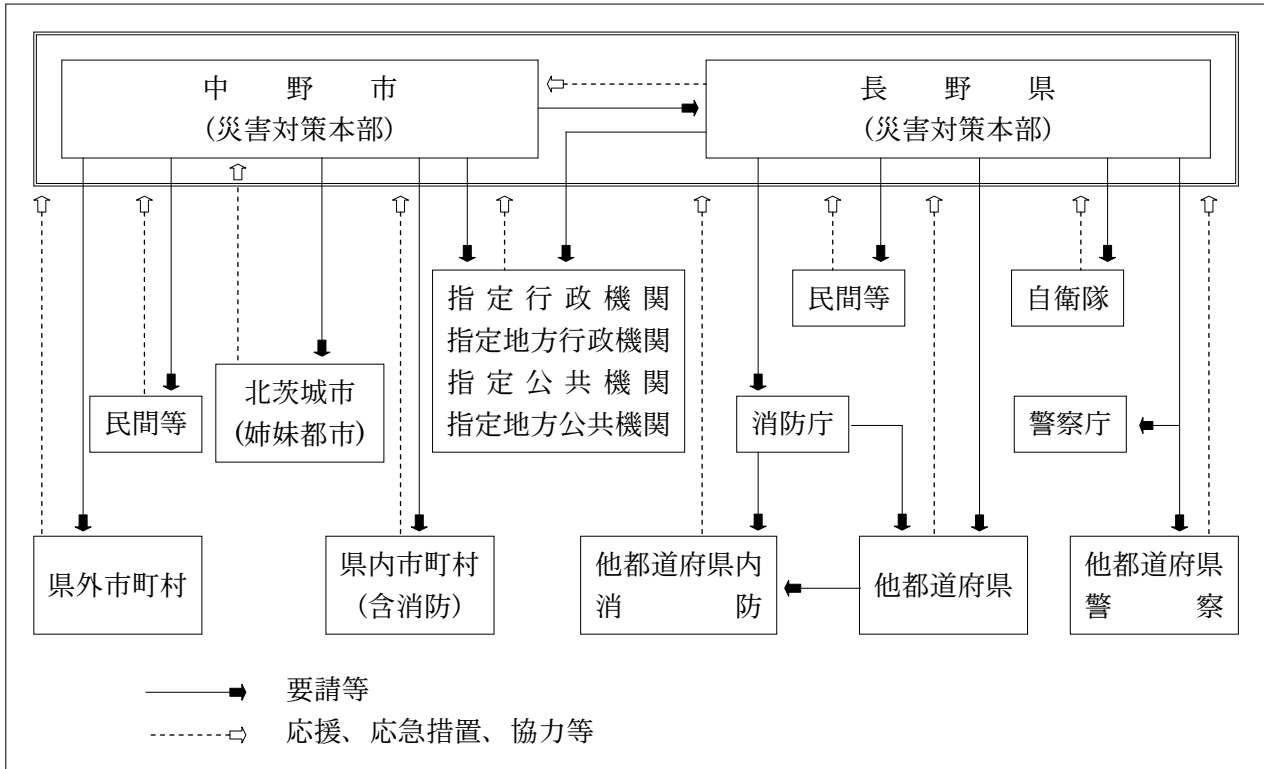
(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

### 5 他の都道府県等への応援

県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と連携し、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき的確な支援を行う。

(別図 1)

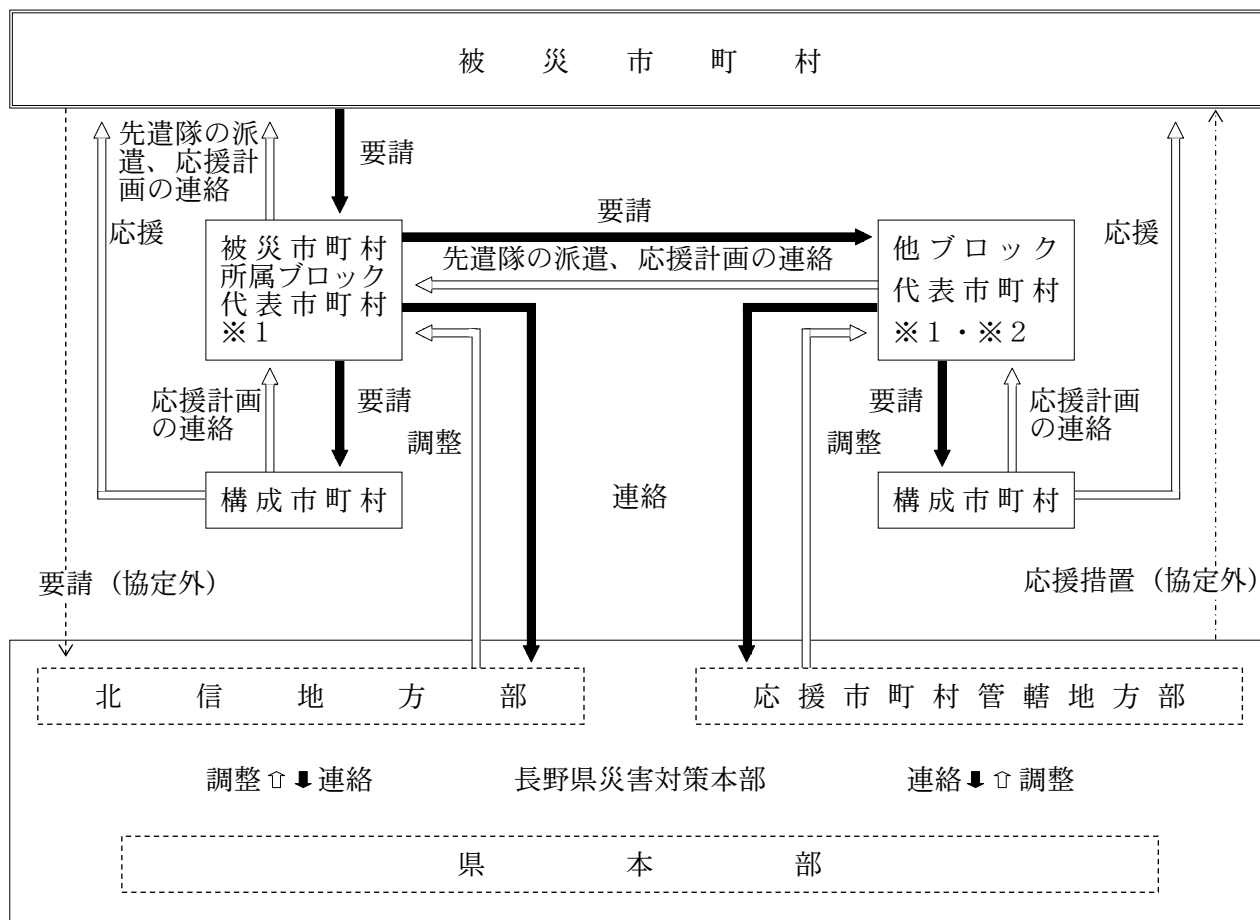
広域相互応援体制



(別図2)

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



- ※1 第2順位以降の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定。
- ※2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせをあらかじめ定める。
- ※3 代表市町村及び構成市町村は資料3-2参照

凡例	↓	要請に係る系統 (応援協定)
	⇄	応援に係る系統 (応援協定)
	⇓	要請に係る系統 (協定外)
	⇑	応援に係る系統 (協定外)

## 第5節 ヘリコプターの出動要請計画

(総務部)

### 第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

### 第2 対策

#### 1 出動手続の実施

##### (1) 市

ア 災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて要請する。

イ ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。なお、急を要する場合は口頭で要請する。

- ・災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
- ・活動に必要な資機材等
- ・ヘリポート及び給油体制
- ・要請者、現場責任者及び連絡方法
- ・資機材等の準備状況
- ・気象状況
- ・ヘリコプターの誘導方法
- ・他のヘリコプターの活動状況
- ・その他必要な事項

ウ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。(資料6-1参照)

エ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び受入先病院等について手配する。

オ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて、機長等との連絡に当たる。

カ 自衛隊の派遣要請手続については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

キ ヘリコプター要請手続要領

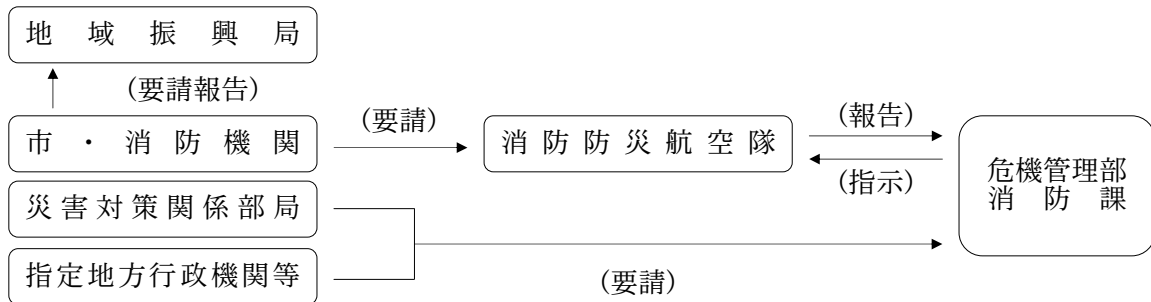
上記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続は、次のとおりである。

##### (ア) 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林



野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

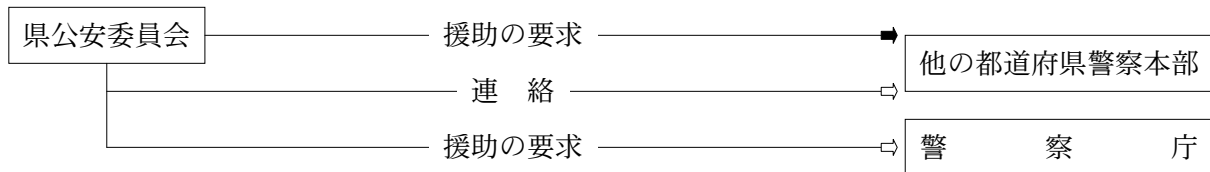
呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

(イ) 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



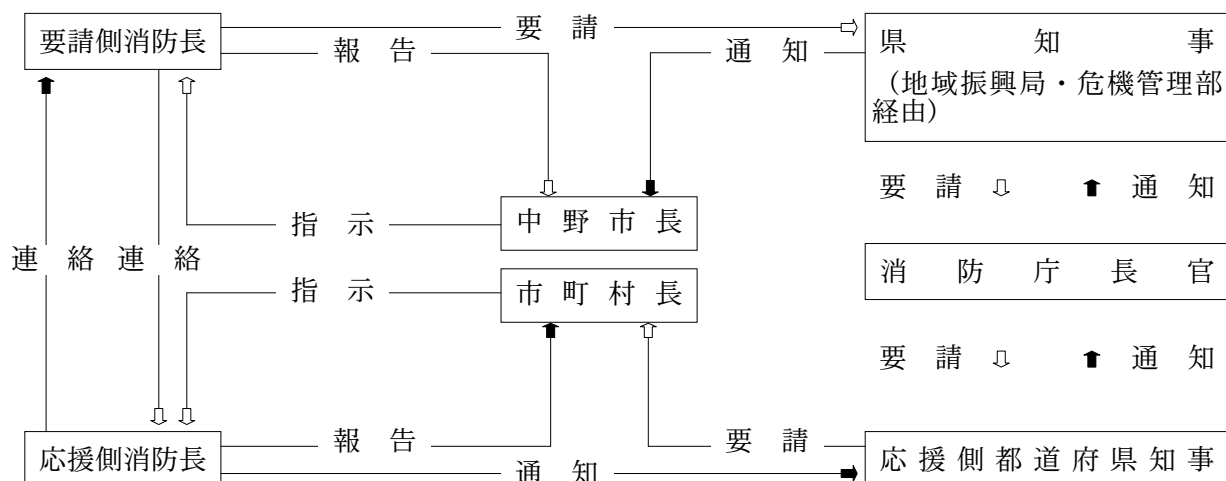
また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。



(ウ) 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

a 広域航空応援要請手順



b 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

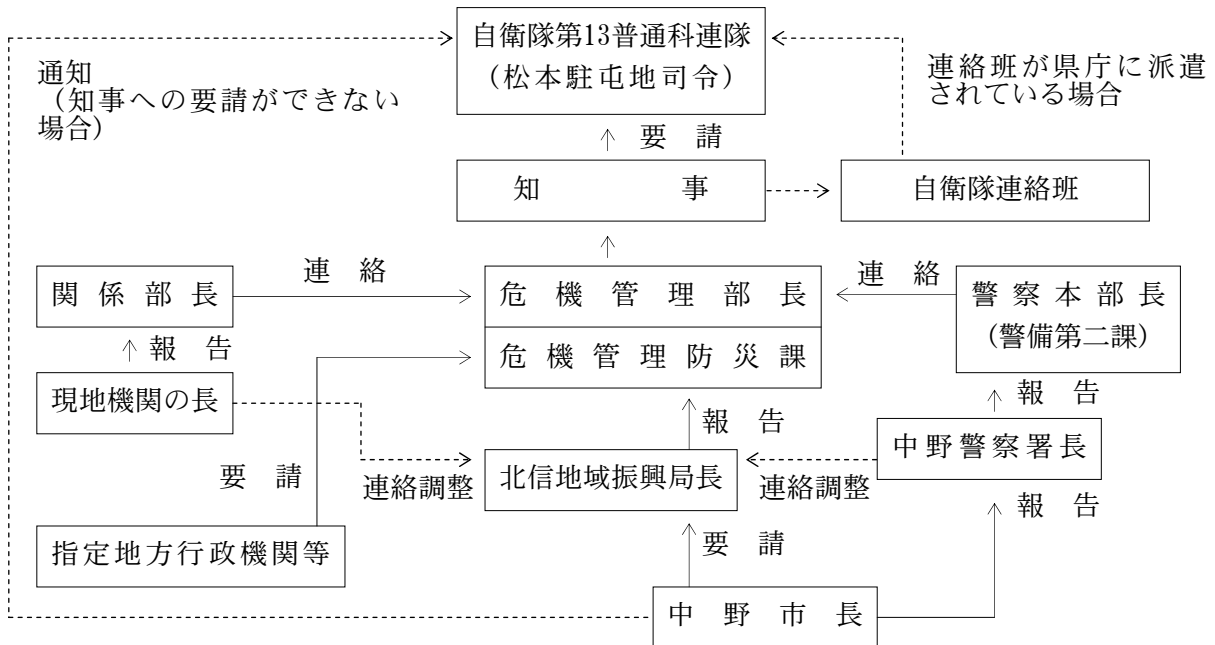
- (a) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

- (b) 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

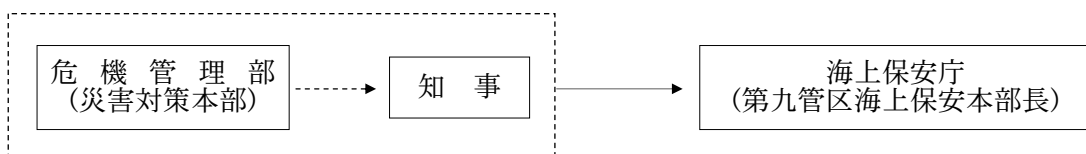
栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

(I) 自衛隊ヘリコプター



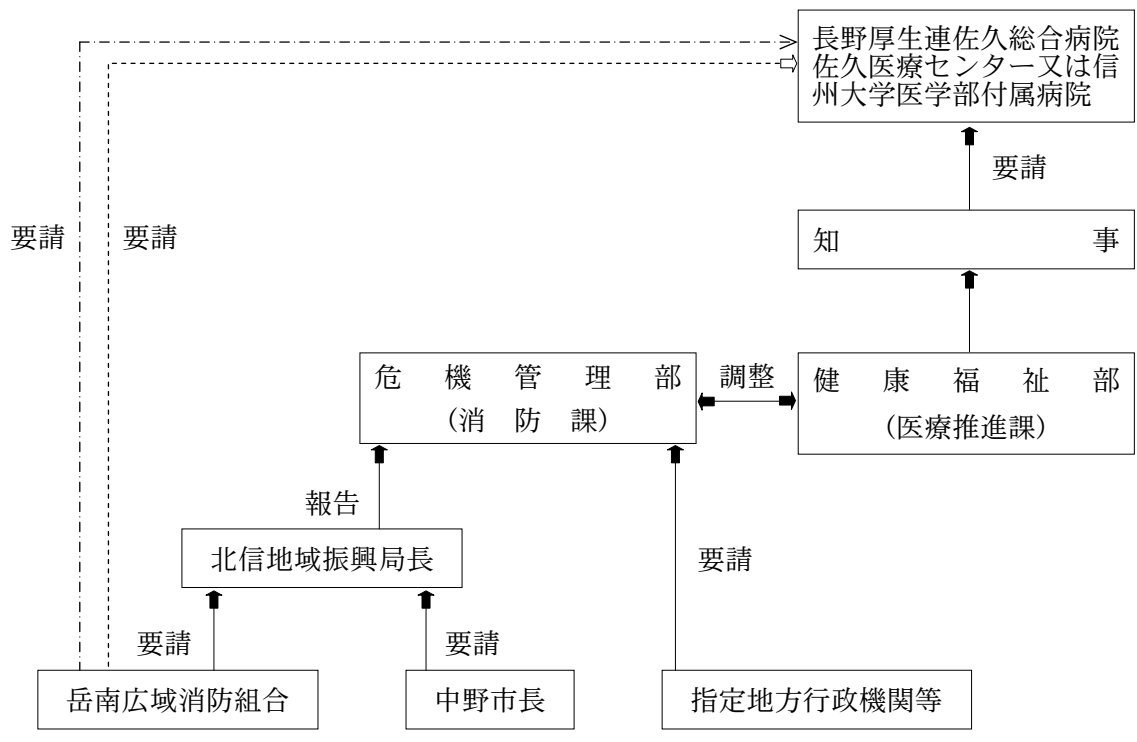
(a) 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。



(a) ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



- ⇨ 平常時の手続
- ➡ 災害時の手続
- 災害時の手続 (急を要する場合)

## 第6節 自衛隊の災害派遣

(総務部)

### 第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、市及び県は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

### 第2 対 策

#### 1 派遣要請

##### (1) 市

##### ア 派遣要請の範囲

市長は、次の要請範囲内において、自衛隊の派遣を必要とする場合は、イにより要請を求める。

##### (イ) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

##### (ロ) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

##### (ハ) 遭難者等の搜索、救助

死者、行方不明者、負傷者の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）

##### (ニ) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土嚢の作成、積込み及び運搬

##### (ホ) 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

##### (ヘ) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）

##### (ニ) 応急医療、救護、防疫等の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は、市が準備）

##### (ケ) 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

##### (コ) 炊き出し及び給水支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

(ク) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。

(カ) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(キ) その他

自衛隊の能力で対処可能なもの

イ 派遣要請手続・系統（後掲参照）

(ア) 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって北信地域振興局長若しくは中野警察署長を通じ知事に派遣要請を求める。

(イ) 市長は、(ア)について口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに北信地域振興局を通じ文書による要請処理をする。

(ウ) 市長は、(ア)の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

ウ 派遣要請理由等

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- ・災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・派遣を希望する期間、人員
- ・派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- ・連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- ・ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、本市のヘリポート

(2) 関係機関（指定地方行政機関等）

指定地方行政機関等の長は、1(1)アの要請の範囲内において自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、以下により要請を求める。

ア 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書又は口頭をもって危機管理部長（危機管理防災課）に要請する。

イ 指定地方行政機関の長は、アについて口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請処理をする。

(3) 関係機関（自衛隊）

ア 派遣要請の受理

知事からの派遣要請は次により受理する。

(ア) 平常の勤務時間中における場合

第13普通科連隊長「気付先第3科長」

(イ) 平常の勤務時間外における場合

第13普通科連隊長「気付先松本駐屯地当直司令」

イ 派遣要請受理後の措置

(ア) 第13普通科連隊長は、派遣要請の内容及び自ら収集した情報に基づき、部隊の派遣を判断し、実施する。

(イ) 第13普通科連隊長は、災害派遣を命じた場合には、速やかに知事に対し、派遣部隊の指揮官の官職、氏名及び必要な事項を通知する。

ウ 知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置

(ア) 派遣を行う場合（例）

- ・災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊等）により、自衛隊又は他部隊のみならず、関係機関への情報提供を目的として情報収集を行う場合
- ・災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が県知事と連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、通信の途絶により、県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認めた場合
- ・運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が察知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・部隊等が防衛省の施設外において、人命に係る災害の発生を目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で人命救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・その他特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合

(イ) 知事への連絡等

(ア)の場合においても、できる限り知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

また、(ア)による派遣後に知事から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

## 2 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が設置されていない場合	危機管理部長	北信地域振興局長等
災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現地本部長

(1) 市

ア 市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。

イ 市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。

ウ 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

(2) 関係機関（指定地方行政機関等）

ア 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。

イ 指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者か

ら要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

(3) 関係機関（自衛隊）

ア 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁若しくは北信地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。

イ 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。（予防派遣）

ウ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、市長等、警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

(ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令

(イ) 他人の土地等の一時使用等

(ウ) 現場の被災工作物等の除去等

(エ) 住民等を応急措置の業務に従事させること。

(4) 住 民

住民は、自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

### 3 派遣部隊の撤収要請

(1) 市

市長は、部隊の活動の必要がなくなると認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

(2) 関係機関（指定地方行政機関等）

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなると認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

(3) 関係機関（自衛隊）

ア 第13普通科連隊長は、知事から撤収の要請を受けた場合、又は災害派遣の必要がなくなると認める場合は部隊を撤収する。

ただし、災害が大規模である場合については、知事からの撤収要請があった場合を除き、命により撤収する。

イ 部隊を撤収する場合にあつては、市長、警察、消防機関、その他公共機関と綿密に調整するとともに、知事にその旨通知する。

### 4 経費の負担

(1) 市

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市町村等が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

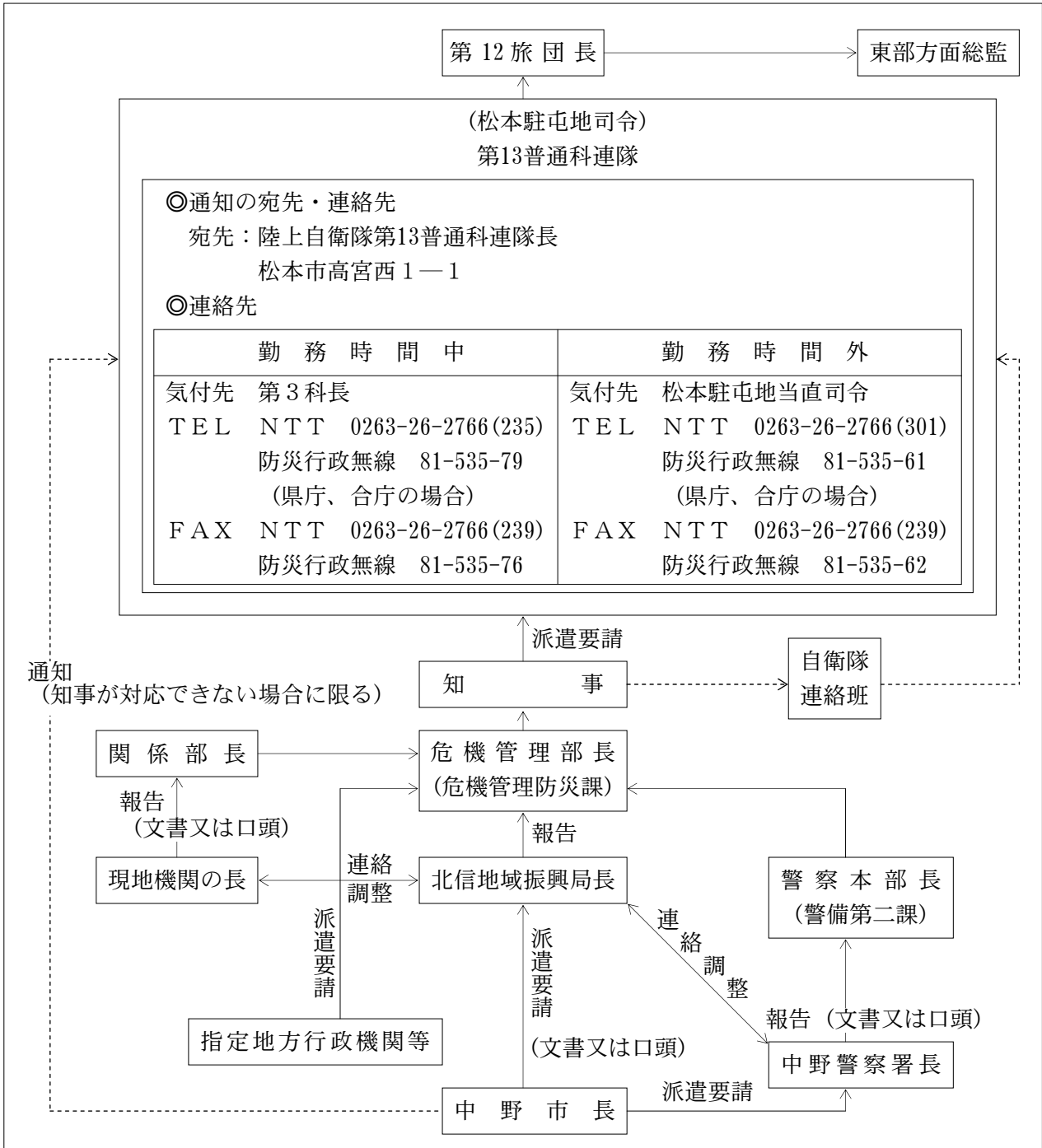
ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

(2) 関係機関（自衛隊）

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市長に請求する。

災害派遣要請の手続系統（通知・連絡先）





# 第7節 救助・救急・医療活動

(健康福祉部・消防部)

## 第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関と連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

## 第2 対策

### 1 救助・救急活動

#### (1) 市・岳南広域消防組合

ア 警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。

イ 消防機関は、警察署及び道路管理者等と連携を密にし出動隊の報告等による道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。

ウ 消防機関は、救助活動に当たり、警察等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

エ 消防機関は、救急活動に当たり、警察署、救護班等と密接な連携により、医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

オ ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの出動要請計画」により要請する。

#### (2) 住民及び自主防災組織

住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断も予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

### 2 医療活動

#### (1) 市

ア 関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、中高医師会及び飯水医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては下記の医療救護活動等を行う。

〈救護班の編成〉

救護班は医師1名、看護師2名、事務員1名を基準として編成する。

〈救護班等の業務内容〉

- ・負傷の程度の判定
- ・負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- ・救急処置の実施
- ・救急活動の記録
- ・遺体の検案
- ・その他必要な事項

イ 市内の適当な場所に救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

ウ 医療機関における受入可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

エ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院（北信総合病院）への搬送体制を確保するとともに、当該病院への緊急輸送について県に要請する。

オ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者・薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

## (2) 関係機関

ア 日本赤十字社長野県支部長は、県、市から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班を派遣し、避難所・救護所等、上記アに掲げる医療救護活動等に当たる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣する。

イ 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において、関係機関との密接な連携のもとに、傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。

ウ 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。

また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。

エ 長野県医師会、中高医師会、飯水医師会、長野県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、北信薬剤師会、災害拠点病院（北信総合病院）等は医療救護体制について必要な事項を定める。

県、市から協力要請があったとき、あるいは派遣の必要性が認められるときは、被災地へ救護班を派遣する。

また、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

オ 長野県医薬品卸協同組合は、備蓄医薬品の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。

## (3) 住民

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日ごろから認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心がける。

## 第8節 消防活動

(消防部)

### 第1 基本方針

大規模災害発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは十分な応急措置が実施できないか、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 第2 対 策

#### 1 消防活動

##### (1) 市

##### ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、岳南広域消防組合と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

##### イ 情報収集

倒壊家屋状況、人的被害状況、道路状況等の災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行い、パニックの防止を図る。

##### ウ 応援要請等

(ア) 市長は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、他の市町村長に対し応援を求める。

(イ) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの出動要請計画」により要請する。

(ウ) 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。

##### (2) 岳南広域消防組合

##### ア 情報収集

(ア) 部隊の効率的な運用を図るため、情報収集を積極的に実施するとともに、被害情報、部隊の配置等消防活動の状況を災害対策本部長に逐次報告する。

(イ) 情報収集のための職員を配置し、参集職員、出場隊、消防署、市災害対策本部、招集消防団員及び住民等から必要な情報を収集する。

(ウ) 情報収集をするため、必要に応じ、関係機関に消防職員を派遣して、情報の相互交換に努める。

##### イ 通信体制の確立

通信・指令等通信統制の確立を図る。

#### ウ 現場活動

警防本部と各現場指揮本部は緊密に連携して、効率的な消火活動を実施する。

#### エ 避難の指示

市長が住民に対し、避難の指示を行った場合、消防長は市と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。

#### オ 応援隊に対する措置

(ア) 応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等連絡調整担当者との協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、応援隊に対し、消防組合連絡員を配備する。

(イ) 応援隊の宿泊施設又は野営場所、食料等について市と調整等し、後方支援する。

### (3) 住民、自主防災組織等

#### ア 出火防止、初期消火活動等

住民は災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用器具は、直ちに使用を中止し、火災の発生を防止するとともに火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

## 2 救助・救急活動

### (1) 市

大規模災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援協定を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

### (2) 住民、自主防災組織等

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関に協力する。

特に、交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

## 第9節 水防活動

(総務部・経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

大規模災害等発生時において、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における監視・警戒等の水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの水防力のみでは十分な応急措置が実施できないか、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 第2 対策

#### (1) 市

##### ア 監視警戒活動

市長は、その管轄する水防区域において、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

##### イ 通報・連絡

監視・警戒活動によって、損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等に通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

##### ウ 水防活動の実施

市長は、損壊箇所及び危険箇所に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、中野市建設業協会との「災害時における復旧協力に関する協定」に基づき、民間業者等の協力を得る。

##### エ 水防活動中、資機材に不足を生じた場合はあらかじめ定めた資機材業者及び水防倉庫等から調達する。

##### オ 水防資機材の借用

市長は、水防活動に当たり、資機材に不足が生じ、又は、調達できないときは、国又は県の所管する資機材を借用する。

##### カ 避難指示

市長は、河川の氾濫等人命危険の切迫若しくは危険の予測が生じた場合は、浸水想定区域を考慮し、危険地域について避難の指示を速やかに実施する（洪水時の避難施設については、資料7-4を参照のこと）。

##### キ 応援による水防活動の実施

(ア) 市長は、速やかに被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認め

るときは、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援を要請する。

(イ) 市長は被害の状況から、水防活動に関して自らの水防力のみならず、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づく他の市町村からの応援によっても対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要があると認められ、他の都道府県の応援を求めるときは、知事に対し、次に掲げる事項について、口頭又は電話等により応援要請をするものとし、事後において速やかに文書を提出する。

- a 被害の状況
- b 必要とする資機材及び人員等
- c 連絡場所、集結場所及び経路
- d 連絡調整担当者
- e その他必要な事項

(ウ) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの出動要請計画」により要請する。

(エ) 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣を求める。

(オ) 市長は、他の地方公共団体の応援を申請するときは、必要とする応援内容、資機材、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、待機場所の確保、食料の供給等の後方支援についても、必要に応じて応援側地方公共団体の到着までに整える。

(カ) 市長は、他の水防管理者から、水防のための応援を求められたときは、できる限りその求めに応じるものとし、速やかに応援体制をとる。

(キ) 市長は、災害対策用機械の支援を要請するときは「災害対策用機械出動要請について」(資料3—10)により要請する。

## (2) 関係機関

### ア 警報等

国が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達する。

### イ 水防資機材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資機材に不足が生じたときは、所管する水防資機材・車輛の貸与等を行う。

## 第10節 要配慮者に対する応急活動

(総務部・健康福祉部・子ども部・くらしと文化部・建設水道部)

### 第1 基本方針

災害が発生した際、要配慮者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

### 第2 対策

#### 1 避難受入活動

##### (1) 避難指示等をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適確に行う。

##### (2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の名簿情報の提供の拒否の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

##### (3) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

##### ア 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

##### イ 避難所における物資の確保及び提供

車いす等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

##### ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

##### エ 外国籍住民や外国人旅行者への支援体制の整備

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援など

を行うため、必要に応じて災害多言語支援センターの設置を行う。

#### オ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

## 2 在宅者対策

市は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

### (1) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、定期的な訪問体制を確立する。

### (2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

### (3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

### (4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

## 3 応急仮設住宅等の確保

市は、要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

## 4 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。

市は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難場所等を確認の上、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行う。

なお、他市町村等から応援要請があった場合には、可能な限り協力するよう努める。



# 第11節 緊急輸送活動

(総務部・くらしと文化部・経済部・建設水道部)

## 第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"><li>・人命救助</li><li>・消防等災害拡大防止</li><li>・ライフライン復旧</li><li>・交通規制</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・(第1段階の続行)</li><li>・食料、水、燃料等の輸送</li><li>・被災者の救出搬送</li><li>・応急復旧</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・(第1・2段階の続行)</li><li>・災害復旧</li><li>・生活必需物資輸送</li></ul>

## 第2 対策

### 1 緊急交通路確保のための応急復旧

#### (1) 市

##### ア 被害調査及び情報伝達

災害が発生した場合、市内における道路・橋梁の決壊、その他交通の支障の有無を調査し、その状況を把握して、障害が認められる場合は、発生の日時及び場所等を関係機関等へ通報する。

イ 緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

ウ 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

##### エ 交通規制

道路管理者及び警察署は、関係機関相互の協力によって、災害応急活動に必要な交通規制・管制を行う。

##### オ 市民への周知

緊急交通路の指定及び交通規制を実施した場合は、市民に周知徹底し、交通の混乱等を回避する。

#### (2) 関係機関

ア 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行う（東日本高速道路㈱）。

イ 鉄道路線について直ちに被害状況を把握するとともに、被災箇所については速やかに応急復

旧を行う。(長野電鉄・東日本旅客鉄道株)

## 2 緊急輸送車両

緊急輸送車両の標章が、次図のようになっているか確認する。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 3 輸送手段の確保

### (1) 市

市は、自ら輸送力の確保に努める。この場合、陸上輸送が不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して輸送手段の確保について要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。

### (2) 関係機関(自衛隊、北陸信越運輸局長野運輸支局、(公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会)

ア ヘリコプター運行機関は、要請に基づいて直ちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼する。(自衛隊等)

イ 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求める。(北陸信越運輸局長野運輸支局)

ウ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行う。(北陸信越運輸局長野運輸支局)

エ 北陸信越運輸局長野運輸支局から要請を受けた(公社)長野県トラック協会は、次の事項を実施するものとする。

(ア) 道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。

(イ) 県下7地区(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。

(ウ) 輸送に当たっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。

(E) 広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国霊柩自動車協会との連携により対応する。

オ 北陸信越運輸局長野運輸支局から要請を受けた(公社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応える。

カ 北陸信越運輸局長野運輸支局から要請を受けた(一社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応える。

#### 4 輸送拠点の確保

(1) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地である市が当たることを原則とし、運営に当たっては、被災市町村及び県と密接に連携する。

(2) 市は、各避難所での必要物資につき、物資輸送拠点（コミュニティスポーツセンター・豊田文化センター・B&G海洋センター）と連携を密にする。

## 第12節 障害物の処理活動

(総務部・経済部・建設水道部)

### 第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分にあたっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるように措置する必要がある。

### 第2 対策

#### 1 障害物除去処理

##### (1) 市

ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

##### イ 応援協力体制

(ア) 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(イ) 市のみでの対応では対策の実施が困難なときは、各機関等に応援協力を要請する。

##### ウ 放置車両の移動等

市が管理する道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対して車両の移動等の命令を行う。なお、運転者等がいない場合で災害応急対策に著しい支障をきたす場合は、市は、警察署や県に協力を求め、車両等の移動を行う。

##### (2) 関係機関（各機関）

##### ア 実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行うものとする。

##### イ 障害物除去の方法

除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

##### ウ 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

##### エ 応援協力体制

(ア) 各機関のみでの対応では対策の実施が困難なときは、市長に応援協力を要請する。

(イ) 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

#### 2 除去障害物の集積、処分方法

##### (1) 市

ア 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ 応援協力体制

(ア) 市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

(イ) 市のみでの対応では対策の実施が困難なときは、各機関等に応援協力を要請する。

(2) 関係機関（各機関）

ア 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

イ 障害物の集積、処分の方法

(ア) 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

(イ) 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

ウ 応援協力体制

各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(3) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(4) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。

ア 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

イ 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

ウ 障害物が二次災害の原因にならないような場所

# 第13節 避難受入れ及び情報提供活動

(全部局)

## 第1 基本方針

風水害時においては、浸水、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難受入活動を行う。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

## 第2 対策

### 1 避難指示等

災害時に、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

また、避難行動要支援者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、市は、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発表する。

#### (1) 避難指示等の実施機関、根拠等

ア 避難指示等を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

実施事項	機関等	根拠	対象災害
高齢者等避難	市長		災害全般
避難指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
	知事又は市長	原子力災害対策特別措置法第26条	原子力災害
指定避難所の開設、受入れ	市長		

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行うことになっている。

(2) 避難指示等の意味

高齢者等避難	人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(3) 避難情報の区分

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況 災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)</li> <li>●居住者等がとるべき状況 命の危険 直ちに安全確保</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況 災害のおそれが高い</li> <li>●居住者等がとるべき状況 危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。</li> </ul>
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況 災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動 危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等<sup>*</sup>は危険な場所から避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する住宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、避難が望ましい場所の居住者等が自主的に避難するタイミングである。</li> </ul>
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況 気象状況悪化</li> <li>●居住者等がとるべき行動 自らの避難行動を確認</li> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認</li> </ul>
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況 今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>●居住者等がとるべき行動 災害への心構えを高める</li> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul>

(4) 避難指示等の発令基準

【警戒レベル3】	高 齢 者 等 避 難 発 令 基 準
<p>●洪水予報河川等で次の1～6のいずれかに該当する場合</p> <p>1 洪水予報により、指定河川の水位観測所の水位が避難判断水位*（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合            ※千曲川 立ヶ花観測所 7.5m 夜間瀬川 星川観測所 1.4m</p> <p>2 洪水予報により、指定河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位*（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）            ※千曲川 立ヶ花観測所 9.2m 夜間瀬川 星川観測所 1.8m</p> <p>3 指定河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点までに発令）</p> <p>6 近隣での浸水や、中小河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合</p>	
<p>●土砂災害警戒区域で次の1～3のいずれかに該当する場合</p> <p>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）となった場合            ※ 大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点までに発令）</p> <p>※ 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき、雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合、発令を検討する。</p> <p>※ 土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。</p>	
【警戒レベル4】	避 難 指 示 発 令 基 準
<p>●洪水予報河川等で次の1～6のいずれかに該当する場合</p> <p>1 指定河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位*（レベル4水位）に到達したと発表された場合</p>	



※千曲川 立ヶ花観測所 9.2m 夜間瀬川 星川観測所 1.8m

2 指定河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、指定河川の水位観測所の水位が氾濫開始相当水位<sup>\*</sup>に到達することが予想される場合

※千曲川 立ヶ花観測所 10.75m 夜間瀬川 星川観測所 2.14m

計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合

3 指定河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合

4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合

5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点までに発令）

6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

※ 夜間・未明であっても、上記1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

●土砂災害警戒区域で以下の1～6のいずれかに該当する場合

1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合

2 記録的短時間大雨情報が発表された場合

3 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合

4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

6 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

※ 夜間・未明であっても、上記1～3又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

※ 上記1～6以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。

#### 【警戒レベル5】 緊急安全確保発令基準

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合で、以下のいずれかに該当する場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する場合がある。

●洪水予報河川等で次の1～5のいずれかに該当する場合

(災害が切迫)

- 1 指定河川の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合
- 2 指定河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合
- 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- 4 樋門等の施設及び排水ポンプの機能支障等が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）

(災害発生を確認)

- 5 堤防の決壊や越水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合）

※ 上記1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

●土砂災害警戒区域で次の1、2のいずれかに該当する場合

(災害が切迫)

- 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合

※ 大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと。

(災害発生を確認)

- 2 土砂災害の発生が確認された場合

※ 上記1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

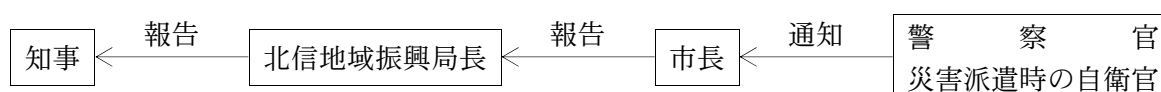
(5) 水防法に基づく洪水予報河川等における洪水予報

種類	発表基準	洪水予報の表題 (洪水危険度レベル)	発表時期
洪水 警報	溢水・氾濫等により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるとき。	氾濫発生情報 (レベル5)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき
		氾濫危険情報 (レベル4)	千曲川、立ヶ花観測所・夜間瀬川、星川観測所（以下「基準地点」という。）の水位が氾濫危険水位（立ヶ花9.2m・星川1.8m）に達したとき
			基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれると

		氾濫警戒情報 (レベル3)	き、あるいは避難判断水位（立ヶ花7.5m・星川1.4m）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
洪水 注意 報	基準地点の水位が氾濫注意水位を超え、なお水位上昇により災害の発生するおそれがあるとき。	氾濫注意情報 (レベル2)	基準地点の水位が氾濫注意水位（立ヶ花5m・星川1.3m）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
		(発表なし) (レベル1)	基準地点の水位が水防団待機水位（立ヶ花3m・星川0.6m）に到達したとき

(6) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



ア 市長は、避難指示等を行ったとき又は他の実施責任者が避難指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を北信地域振興局長を通じて知事に報告する。

イ 警察官が避難指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 水防管理者が避難指示をしたときは、その旨を中野警察署長に通知する。

エ 知事又はその命を受けた職員が避難指示をしたときは、直ちにその旨を中野警察署長に通知しなければならない。

(7) 避難指示等の内容

避難指示等を行うに際して、次の事項を明確にする。

ア 避難を要する理由

イ 避難指示等の対象地域

ウ 避難先とその場所

エ 避難経路

オ 注意事項

(8) 住民への周知

ア 避難指示等を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。

イ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

ウ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の2階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、住民等に対し指示する。

エ 市は、防災行政無線、音声告知放送、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、登録制メー

ル「中野市すぐメール」等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(9) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市は、災害発生後直ちに民生・児童委員、区長会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

(10) 市有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行うとともに、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設等の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合、又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難指示等の内容については、庁内放送による伝達等あらゆる広報手段を通じて、速やかに周知を行う。

## 2 警戒区域の設定

(1) 実施者

ア 市長、市職員（災害対策基本法第63条）

イ 消防機関に属する者（水防法第21条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）

オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項——市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 実施内容の周知・伝達

ア 警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

イ 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

## 3 避難誘導活動

(1) 避難指示等を行った者（実施機関）

ア 誘導の優先順位

要配慮者、特に避難行動要支援者を優先する。

イ 誘導の方法

(ア) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

- (イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- (エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- (オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- (カ) 自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

- (キ) 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
- (ク) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は北信地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出勤を求める等適切な処置を行う。

市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

- (ケ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
- (コ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

#### ウ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立退きに当たつての携帯品を、必要に応じ、最小限（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

### (2) 住 民

#### ア 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。

#### イ 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、ア同様、出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

## 4 避難所の開設・運営

### (1) 市

ア 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受け入れ保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。（避難所については資料7-1・7-2を参照。ただし、洪水時の避難所については資料7-4による。）

イ 指定施設が使用できないなど、必要に応じて指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。

- ウ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。
- エ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。
- (ア) 避難者
  - (イ) 住 民
  - (ウ) 自主防災組織
  - (エ) 他の地方公共団体
  - (オ) ボランティア
  - (カ) 避難所運営について専門性を有した外部支援者
- オ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- カ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- キ 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。
- ケ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- コ 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- サ 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
  - (イ) 介護用品、育児用品等避難者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。
  - (ウ) 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
    - a ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣
    - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
    - c 病院や社会福祉施設等への受入れ
  - (エ) 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡

回健康相談等を実施する。

(オ) 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

シ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

ス 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

セ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ソ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

タ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。

チ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

## (2) 学校長等

ア 学校等が指定避難所として利用される場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

イ 学校長等は、指定避難所の運営について、必要に応じ、市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。

ウ 児童生徒が在校時等に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長等は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、指定避難所内に避難者と児童生徒のための場所を明確に区分する。

## (3) 関係機関

ア 指定避難所の運営について、必要に応じ市長に協力する。

イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設、要配慮者利用施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。

ウ 日本赤十字社長野県支部は、市の災害対策本部並びに市社会福祉協議会の日赤窓口と連携をとり、被災者救援に協力する。

(ア) 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供

(イ) 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

## (4) 住民

指定避難所の管理運営については、市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

## 5 広域的な避難を要する場合の活動

- (1) 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・受入れが必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (2) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (3) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (4) 避難者を受け入れるときは、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (5) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

## 6 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、市及び県は相互に連携し、市営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

### (1) 市

#### ア 市営住宅の活用等

- (ア) 利用可能な市営住宅等を把握し、被災者に提供する。
  - (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
  - (ウ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
  - (エ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

#### イ 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

- (ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が住居に必要な戸数とする。
  - (イ) 応急仮設住宅の建設のため、市有地等（資料12-2参照）を提供する。
  - (ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
  - (エ) 知事の委任を受けて、市営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
  - (オ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

## 7 被災者等への的確な情報提供

### (1) 市

ア 市は、県と連携し、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する



情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

イ 市は、県と連携し、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ 市は、県と連携し、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

エ 市は、県と連携し、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

## (2) 関係機関

ア 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

イ 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

## 第14節 孤立地域対策活動

(全部局)

### 第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。災害応急対策は、常にこれを念頭に置き、

- (1) 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- (2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

### 第2 対策

#### 1 孤立実態の把握対策

##### (1) 市

- ア 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- イ 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

#### 2 救助・救出対策

##### (1) 市

- ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じ、県又は他市町村の応援を得て、救出を推進する。

#### 3 通信手段の確保

##### (1) 市

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

##### (2) 関係機関（東日本電信電話株）

- ア 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。
- イ 避難場所等に、デジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。

##### (3) 住民

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用に

より、市との連絡確保に自ら努める。

#### 4 食料品及び生活必需物資等の搬送

##### (1) 市

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

##### (2) 住民

ア 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

イ 住民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

#### 5 道路の応急復旧活動

##### (1) 市

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

##### (2) 関係機関

迂回路の開設、仮設道路設置等の応急工事を早急を実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

## 第15節 食料品等の調達供給活動

(総務部・くらしと文化部)

### 第1 基本方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

### 第2 対策

#### 1 食料品等の調達

##### (1) 自力での調達

市の備蓄物資（資料8-1参照）によるほか、市内の関係業者の協力を得て、調達する。

##### (2) 応援要請

市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて近隣市町村及び県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

#### 2 食料品等の供給

##### (1) 食料供給の対象者

ア 避難所に受け入れた者

イ 家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者

ウ 災害地の応急対策作業に従事する者

エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者

##### (2) 応急用米穀の供給の目安

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300g

##### (3) 食料供給の予定場所

ア 避難所に受け入れた者に対しては、原則として避難所とする。

イ 炊き出しを行う場合にあっては、被災者の利便性及び輸送等の条件を考慮して決定する。

##### (4) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、物資輸送拠点（資料6-1参照）に集積し、需給状況に応じて避難所

や炊き出し実施場所等に配分する。

(5) 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、自主防災組織、日本赤十字奉仕団、ボランティア及び社会福祉協議会等の協力を得て行う。

## 第16節 飲料水の調達供給活動

(建設水道部)

### 第1 基本方針

飲料水の調達は、取水可能な河川等へ浄水器を搬入して確保された水により行うこととし、市のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、医療機関等を中心に、市において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により市のみでの給水活動が困難な場合は、長野県水道協議会の水道施設災害等相互応援要綱により他市町村からの応援給水を要請する。

### 第2 対策

#### 1 飲料水の調達

##### (1) 市

ア 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。

イ 河川等に浄水器を設置し、飲料水の確保を行う。

ウ 市のみで対応が困難な場合は、支援要請を行う。

##### (2) 住民

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

#### 2 飲料水の供給

##### (1) 市

ア 断水地域の把握等、情報の収集を行う。

イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。

ウ 給水用具の確保を行う。

エ 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車等により、1人1日3リットルを供給する。

オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。

カ 被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。

キ 復旧作業に当たり、指定工事事業者等との調整を行う。

ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

## 第17節 生活必需品の調達供給活動

(くらしと文化部)

### 第1 基本方針

災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市からの要請に基づき、県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。

このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や、男女のニーズの違いに配慮する。

### 第2 対 策

#### 1 生活必需品の調達

##### (1) 自力での調達

市の備蓄物資（資料8-1参照）によるほか、市内の関係業者の協力を得て、調達する。

##### (2) 応援要請

市のみでの対応では必要量を満たせない場合は、県（北信地域振興局長）及び各種協定（資料3参照）の締結先に対して、物資の供給について種類及び数量を明示し、要請を行う。

#### 2 生活必需品の供給

##### (1) 給付の基準

ア 災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。

ア) 住家が滅失したもの

イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

イ その他市長が必要と認めるとき。

##### (2) 給付品目等

次の品目を目安とするが、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを支給する。

ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）

イ 外衣（作業着、洋服、子供服等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等）

エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘、生理用品、紙おむつ等）

オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

カ 食器（はし、茶わん、皿、ほ乳瓶等）

キ 日用品（石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレトペーパー等）

ク 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(3) 物資の保管、仕分け及び配給

ア 調達物資・救援物資は、物資輸送拠点（資料6－1参照）に集積し、ボランティア等の協力を得て仕分けする。

イ 生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮する。



## 第18節 保健衛生、感染症予防活動

(健康福祉部)

### 第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

### 第2 対策

#### 1 保健衛生活動

##### (1) 市

- ア 被災者の避難状況を把握し、北信保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。
- イ 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努めるとともに、被災による精神的ショックや避難生活によるストレス等に対応するため、心身双方の健康に留意した健康相談等を行う。
- ウ 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

##### (2) 関係機関

- ア 中高医師会、飯水医師会等は、行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- イ 看護協会等は、行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。
- ウ 県栄養士会等は、行政との連携のもとに、食品衛生指導、栄養指導等を行うよう努める。
- エ 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

##### (3) 住民

- ア 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- イ 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

#### 2 感染症予防活動

##### (1) 市

- ア 災害時の迅速な感染症予防活動に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。
- イ 災害発生に備え、感染症予防活動用器具の整備及び点検、機材、薬剤等の確保を図る。
- ウ 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

エ 感染症の発生を未然に防止するため、北信保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防活動を行う。

また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治的組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

オ 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

カ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

キ 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、被害状況、感染症予防活動状況、災害感染症予防所要見込額をとりまとめるとともに、北信保健福祉事務所長を経由して知事へ報告する。

ク 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、北信保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。

ケ 感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の防疫活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、北信保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。

## (2) 住 民

市の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。

また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

## 第19節 遺体の搜索及び対策等の活動

(健康福祉部・くらしと文化部)

### 第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察により行うとされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、中高医師会、飯水医師会、災害拠点病院（北信総合病院）、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、医療機関等による救護班の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その遺体の搜索、検視、火葬等の対応を遅滞なく進める。

### 第2 対策

#### 1 遺体の対応

##### (1) 市

ア 遺体の搜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

イ 市内各寺及び状況により公共用建物を指定して、遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。  
また、収容に必要な機材を確保する。

ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

エ 遺体の保存についての棺やドライアイス等の確保については、各種協定に基づき県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。

オ 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。

カ 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の対応について協議する。

キ 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行い、必要に応じて特例火葬許可証発行の手続きをとる。

#### 火 葬 場

名 称	所 在 地	処理能力
北信斎場 たびだちの森	中野市大字豊津3854番地 1	火葬炉 3 基

(注) 遺体が多数のため、当該火葬場のみでは火葬不能の場合は、隣接市町村の協力を得て行うものとする。

ク 遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体の対策等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」に基づき要請する。

##### (2) 関係機関

日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、中高医師会、飯水医師会、長野県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、災害拠点病院（北信総合病院）により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検視等の処理を行う。

## 第20節 廃棄物の処理活動

(くらしと文化部)

### 第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民の衛生確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

市におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、自らの処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

### 第2 対 策

#### 1 ごみ、し尿処理対策

- (1) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- (2) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (3) 災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて、リース業者等の協力を得て、仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。この場合、機材の選定に当たっては要配慮者を優先して配慮する。また、仮設トイレの供給が不足する場合は、各種協定等に基づき、県又は他市町村に調達・供給について要請し確保に努める。
- (4) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (5) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。
- (6) 収集に当たっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じてできる限り平常時の分別区分による収集に努める。
- (7) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。
- (8) 被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後、速やかに北信地域振興局へ報告する。

#### ごみ処理施設及びし尿処理施設

種 別	名 称	所 在 地	処 理 能 力
可燃ごみ	東山クリーンセンター	中野市大字中野1308-1	130t/日
し 尿	中野浄化管理センター	中野市大字江部511	38t/日
埋立ごみ	大俣最終処分場	中野市大字大俣1120	35m <sup>3</sup> /日

- (9) 住民は、災害により発生したごみを市が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等、市が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

## 2 廃棄物処理の広域応援

### (1) 市

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、県内市町村等から応援を求める。(資料3参照)

## 第21節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

(くらしと文化部・経済部)

### 第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

### 第2 対策

#### 1 社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取締り、検挙する必要がある。

#### 2 物価の安定、物資の安定供給

##### (1) 市

ア 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。

イ 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

ウ 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

エ 災害に便乗した悪質商法等の相談に対応するため、消費者相談窓口を設置する。

オ 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

##### (2) 住民

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

##### (3) 企業等

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

## 第22節 危険物施設等応急活動

(消防部)

### 第1 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

### 第2 対 策

#### 1 危険物施設応急対策

##### (1) 市・岳南広域消防組合

##### ア 情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報収集をし、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

##### イ 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

##### ウ 危険区域の設定等

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入を禁止する。

##### エ 資機材の手配

化学消火薬剤、油吸着材等の応急資機材の手配をする。

##### オ 関係機関への通報

災害の情報を把握したときは、県危機管理部（北信地域振興局経由）へ通報するとともに、必要に応じ、警察等関係機関へ通報する。

##### カ 危険物施設の関係者等に対する指導

危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実体に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

##### (ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

##### (イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに

施設周辺の状況把握に努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

(イ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

c 相互応援の要請

必要に応じ、長野県消防相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

d 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(2) 関係機関

ア 危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握をする。

ウ 危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 岳南広域消防組合への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(イ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のため



めの措置を行う。

## 2 火薬類製造施設等応急対策

### (1) 市・岳南広域消防組合

施設に火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

ア 火薬類製造施設等において火薬類の流出、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため流出・延焼防止活動を迅速かつ的確に行う。

イ 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

## 3 高圧ガス製造施設等応急対策

### (1) 市・岳南広域消防組合

施設にガスの漏えいや火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

ア 高圧ガス製造施設等においてガスの漏えい、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。

イ 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

## 4 液化石油ガス施設応急対策

### (1) 市・岳南広域消防組合

施設に液化石油ガスの漏えいや火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

### (2) 活動内容

ア 施設等において液化石油ガスの漏えい、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。

イ 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

## 5 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

### (1) 市・岳南広域消防組合

施設に毒物等の流出、火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

ア 毒物等保管貯蔵施設において毒物等の流出、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため中和剤の散布、延焼防止の活動を迅速かつ的確に行う。

イ 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

ウ 飲料水あるいは地下水が汚染された場合は、住民に広報するとともに、飲料水の供給を行う。

## 6 放射性物質使用施設応急対策

### (1) 市・岳南広域消防組合

施設に火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火

活動等、応急対策を実施する。

ア 放射性物質使用施設において、火災が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため延焼防止活動を迅速かつ的確に行う。

イ 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

## 第23節 電気施設応急活動

### 第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- ・早期復旧による迅速な供給再開
- ・感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害の防止

を重点に応急対策を推進する。また、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

### 第2 対策

#### 1 応急復旧体制の確立

- (1) 関係機関（中部電力パワーグリッド㈱）

迅速に被害状況を把握し、総合的な応急復旧体制を確立する。

#### 2 迅速な応急復旧活動

- (1) 関係機関（中部電力パワーグリッド㈱）

システムの重要性、必要性の高い施設、復旧効果の高さ等を勘案し、あらゆる輸送手段による復旧用資機材を調達して、応急工事を実施する。

#### 3 二次災害防止

- (1) 関係機関（中部電力パワーグリッド㈱）

停電による社会不安除去、感電等の事故防止、送電再開時の火災予防等について、市の防災行政無線の活用等、積極的な広報活動を実施する。

# 第24節 都市ガス施設応急活動

(建設水道部)

## 第1 基本方針

ガス漏えいによる火災・爆発・生ガス中毒の二次災害防止により住民の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。

## 第2 対 策

### 1 都市ガス施設応急復旧対策

#### (1) 市

ア 市道の被害状況の把握

イ 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整を実施する。

ウ 住民への広報活動

#### (2) 長野都市ガス株

ア ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置

イ 二次災害の発生するおそれがある場合は、住民の避難等の措置

ウ 復旧人員の確保

エ 復旧資機材の調達

オ 受入側にあっては、応援都市ガス事業者の受入体制の整備、また、応援側にあっては、適時、適切な応援体制

カ 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関への広報

#### (3) 住 民

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際の通報

### 2 都市ガス施設応急供給計画

#### (1) 長野都市ガス株

復旧優先順位を定める等復旧計画の立案及び応急供給工事を実施する。

## 第25節 上水道施設応急活動

(建設水道部)

### 第1 基本方針

大規模災害等により、長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道事業者は、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、道路管理者は復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。

### 第2 対策

#### (1) 市

ア 被害状況の把握等を行いながら、施設の復旧活動を直ちに開始する。

- ア 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- イ 復旧体制の確立を行う。
- ウ 復旧要員の確保及び資材の調達を行う。
- エ 住民への広報活動を行う。
- オ 指定工事業者等との調整を行う。
- カ 被災の状況により応援要請を行う。

#### イ 応急給水の応援受入れ

災害が広範囲に及び、独自の体制のみでは応急復旧が困難であると判断された場合は、直ちに関係機関及び団体等に応援を要請する。

ウ 道路管理者は水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については工事現場が混乱しないように調整する。

#### (2) 関係機関

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に対応するものとする。

## 第26節 下水道施設等応急活動

(建設水道部)

### 第1 基本方針

風水害による被害が発生した場合、ライフライン機能の応急的な確保のため、まず被害規模等の情報の早期収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき応急対策の実施体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

### 第2 対策

#### 1 情報の収集連絡、被害規模の把握

##### (1) 市

「下水道施設台帳」、「農業集落排水施設台帳」等を活用し、市が管理する下水道施設について、被害箇所及び被害状況を早期かつ的確に把握する。

#### 2 応急対策の実施体制

##### (1) 市

ア 動員人員配備計画に沿って速やかに職員を非常招集し、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等、必要な体制をとる。

イ 市のみでは対応しきれない場合には、広域応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。

#### 3 応急対策の実施

備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて、中野市建設業協会及び下水道施設運転管理受託業者等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

##### (1) 市

##### ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の除去、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

##### イ 処理場

(ア) 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復を図る。

(イ) 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。

(ウ) 処理場で下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

##### (2) 関係機関

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、市の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な

資機材の調達に協力する。

(3) 住 民

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

# 第27節 通信・放送施設応急活動

(総務部)

## 第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

関連機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

## 第2 対策

### 1 中野市防災行政無線通信の応急活動

- (1) 通信施設が被災した場合には、保守業者等により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (2) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (3) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。(資料11-4参照)

### 2 電信電話施設の応急活動

- (1) 関係機関（東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱）
  - ア 発災時に、被災地の緊急・重要通話を確保するため、早期復旧、臨時回線の作成、特設公衆電話及び無料公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置等により、被災者関係の情報提供に努める。
  - イ 携帯電話等の貸出し  
避難所等における通信確保のため、市町村等に対する携帯電話、携帯電話用充電器(マルチチャージャ)、衛星携帯電話等の貸出しに努める。
  - ウ 災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供する。
  - エ 通信のそ通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

### 3 放送施設の応急活動

- (1) 関係機関（放送各局）

放送機、電源等の放送設備の被害の応急措置を実施して、迅速な放送再開を図るとともに、被災者への情報提供に努める。



## 第28節 災害広報活動

(総務部)

### 第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民、被災者、滞在者等（以下、この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、市長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

### 第2 対策

#### 1 住民等への的確な情報の伝達

##### (1) 市

##### ア 広報活動

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民等に対し、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、インターネット、掲示板、広報誌「広報なかの」、登録制メール「中野市すぐメール」、ケーブルテレビコミュニティチャンネル等を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。

- (ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (イ) 二次災害の防止に関する情報
- (ウ) 避難所・経路・方法等に関する情報
- (エ) 医療機関等の生活関連情報
- (オ) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- (カ) 交通規制等の状況に関する情報
- (キ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (ク) 安否情報
- (ケ) その他必要と認められる情報

##### (2) 放送局（放送各局）

##### ア 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請

があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施する。

なお、市からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県が要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- (ア) 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市
- (イ) 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部

#### イ 臨時ニュース等の送出

放送局は、災害などの緊急事態に際して進んで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施する。

#### (3) 報道機関

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努める。

#### (4) 関係機関

県、市と緊密な連携をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ等を活用し、広報活動を行う。

## 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

必要に応じ、専用電話・ファックス、パソコン、相談職員の配置など、地域の実情に即した相談窓口を設置する。

## 第29節 土砂災害等応急活動

(総務部・建設水道部)

### 第1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断に努める。

### 第2 対策

#### 1 大規模土砂災害対策

##### (1) 市

警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

##### (2) 住民

警戒情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

#### 2 地すべり等応急対策

##### (1) 市

ア 県河川砂防情報ステーションを活用して警戒情報を住民に提供し、必要に応じて、本章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難指示等の処置を講ずる。

イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を実施する。

##### (2) 関係機関

ア 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

イ 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生するおそれがある場合は、県及び関係機関と協議の上、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。

ウ 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

##### (3) 住民

警戒情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従う。

#### 3 土石流対策

##### (1) 市

必要に応じて、県河川砂防情報ステーションを活用して本章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難指示等の措置を講ずる。

##### (2) 関係機関

ア 直轄で所掌している砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行う。

イ 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆

積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。

ウ 防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

(3) 住 民

警戒情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従う。

4 崖崩れ応急対策

(1) 市

ア 警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

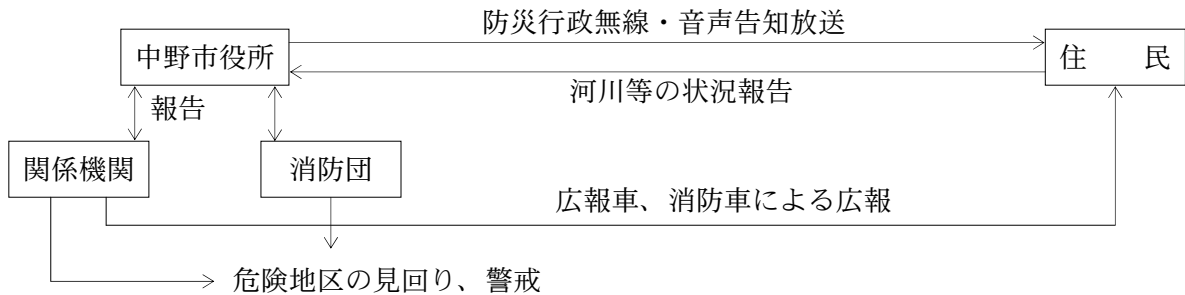
イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

(2) 住 民

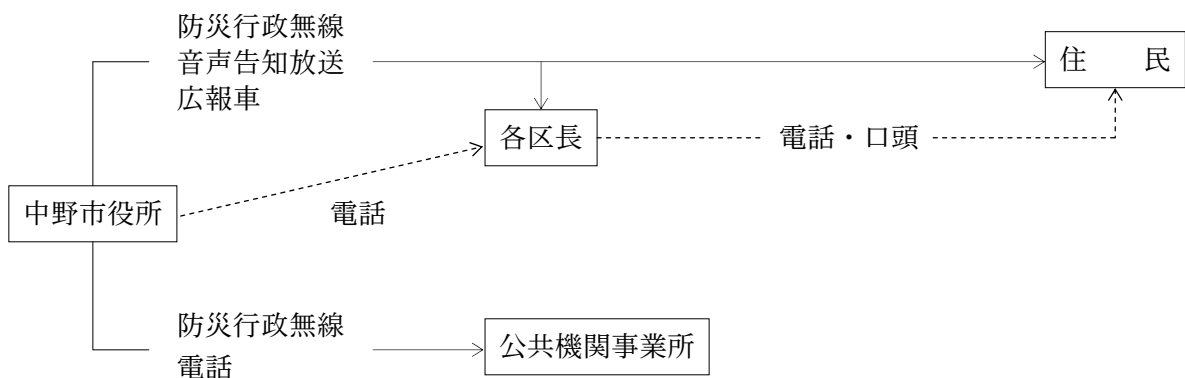
警戒情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

警報・避難指示等発表時の連絡系統等

(1) 警報を発表したとき（警戒体制）



(2) 避難指示等を発表したとき（避難体制）



## 第30節 建築物災害応急活動

(建設水道部・教育委員会)

### 第1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

### 第2 対策

#### 1 建築物

##### (1) 市

ア 市が管理・運営する庁舎、社会福祉施設、市営住宅、学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。

イ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

##### (2) 建築物の所有者等

ア 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

イ 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

#### 2 文化財

文化財は貴重な財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を行う。

##### (1) 市

市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

##### (2) 建築物の所有者等

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。

# 第31節 道路及び橋梁応急活動

(経済部・建設水道部)

## 第1 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

## 第2 対策

### 1 道路及び橋梁応急対策

#### (1) 市

行政区域内の道路及び橋梁の被害状況について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

#### (2) 関係機関

ア 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

イ パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

なお、措置に当たっては、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

ウ 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

エ パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

### 2 関係団体との協力

#### (1) 市

市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

## 第32節 河川施設等応急活動

(経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

風水害による被害を軽減するため、市の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

### 第2 対 策

#### 1 河川施設等応急対策

##### (1) 市

ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させ、改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

##### (2) 関係機関（千曲川河川事務所、北信建設事務所、岳南広域消防組合）

ア 市の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。

イ 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

エ 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

##### (3) 住 民

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

## 第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(総務部・経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

### 第2 対策

#### 1 構造物に係る二次災害防止対策

##### (1) 市

道路及び橋梁の被害状況について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

##### (2) 関係機関

ア 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

イ パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

ウ 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

エ パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

##### (1) 市・岳南広域消防組合

危険物等は適正な管理がされないと、それ自体が大きな災害につながる。二次災害の発生及び拡大を防止するため、本章第22節「危険物施設等応急活動」を迅速かつ的確に実施する。主な活動内容は次のとおりとする。

##### ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

##### イ 危険物施設等の緊急使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

##### ウ 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。



## エ 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設等の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

## 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

### (1) 市

ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

### (2) 関係機関（千曲川河川事務所、北信建設事務所）

ア 市の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。

イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

### (3) 住民

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

## 4 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

市は、倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じて倒木の除去等の応急対策を講ずる。

## 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

市は、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

## 第34節 ため池災害応急活動

(経済部)

### 第1 基本方針

洪水等によりため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を的確に把握するとともに、被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。(資料13-9 参照)

### 第2 対 策

#### (1) 市

- ア 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- ウ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

#### (2) 関係機関

管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市に通報する。

# 第35節 農林産物災害応急活動

(経済部)

## 第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

## 第2 対策

### 1 農産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、市、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

#### (1) 市

ア 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。

イ 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

#### (2) 県

ア 県及び農業農村支援センターは、市、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握に努める。

イ 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を樹立し、農業農村支援センター、病害虫防除所等の現地機関を通じて、指導の徹底を図る。

ウ 家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を実施する。

エ 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国・市及び関係団体との調整を図る。

オ 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する。

カ 必要に応じて、市や関係機関と連携して、被災地における農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受入れが必要となる場合には技術支援を行う。

#### (3) 関係機関

市等と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

#### (4) 住民

市等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき、農作物

等被害の拡大防止、病虫害の発生防止のための作目別の応急対策を実施するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

〈作目別の主な応急対策〉

#### ア 水稲

- (7) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
- (イ) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- (ウ) 水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

#### イ 果樹

- (7) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。
- (イ) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- (ウ) 病虫害の発生防止のための防除を行う。

#### ウ 野菜及び花き

- (7) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。
- (イ) 病虫害の発生防止のための防除を行う。
- (ウ) ハウス破損等の応急処置に努める。

#### エ 畜産

- (7) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (イ) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、刈取りに努める。

## 2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

### (1) 市

被害状況を調査し、その結果を北信地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

### (2) 県

被害状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導等必要な措置をとる。

### (3) 関係機関（北信州森林組合）

市と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

### (4) 住民

市等が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

## 第36節 文教活動

(子ども部・教育委員会・学校長)

### 第1 基本方針

学校及び保育所は、多くの児童生徒等を受け入れる施設であり、災害発生時においては、学校長及び所長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料・保育料の減免等の措置を行う。

### 第2 対策

#### 1 児童生徒に対する避難誘導

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

##### (1) 市

学校長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童生徒の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

##### ア 児童生徒が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、児童生徒に周知するとともに、市教育委員会（以下「市教委」という。）にその旨連絡する。

##### イ 児童生徒が在校中の場合の措置

(ア) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

(イ) 市長等から避難の指示があった場合及び学校長が必要と判断した場合は、児童生徒を速やかに指定された避難場所へ誘導する。

(ウ) 全校の児童生徒の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒がいる場合は捜索・救出に当たる。

また、避難状況を市教委に報告するとともに、保護者及び関係機関に連絡する。

##### ウ 児童生徒の帰宅、引渡し、保護

(ア) 児童生徒を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

(イ) 災害の状況によっては、教職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

(ウ) 災害の状況及び児童生徒の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

#### 2 保育児童に対する避難誘導等

所長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、保育児童の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(1) 市

所長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

ア 児童が登所する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休所の措置をとるものとし、保護者に周知するとともに、市にその旨連絡する。

イ 児童が在所中の場合の措置

(ア) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で帰宅又は保護者への引渡しを行う。

(イ) 市長等から避難の指示があった場合及び所長が必要と判断した場合は、児童を速やかに指定された避難場所へ誘導する。

(ウ) すべての児童の避難状況を正確に把握し、負傷した児童に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童がいる場合は捜索・救出に当たる。

また、避難状況を市に報告するとともに、保護者及び関係機関に連絡する。

ウ 災害後の保育事業の再開等

(ア) 災害により保育所施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を市に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。

(イ) 災害により保育士が不足する場合は、市内での調整及び近隣市町村への派遣要請により確保する。

(ウ) 市は、必要に応じて、被災した児童について保育料の減免措置を講ずる。

### 3 応急教育計画

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 市

ア 災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

(ア) 学校施設・設備の確保

a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

b 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(公財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

(7) 被害状況の把握

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教委及び関係機関へ報告又は連絡する。

(i) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、市教委と連絡をとり、その確保に努める。

(ii) 教育活動

a 災害の状況に応じ、市教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

b 被災した児童生徒を学校に受け入れることが可能な場合は、受け入れて応急の教育を行う。

c 避難所等に避難している児童生徒については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

d 授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(I) 児童生徒の健康管理

a 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

b 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(ii) 教育施設・設備の確保

a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

(iii) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、市教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

#### 4 教科書の供与及び授業料の減免等

市及び県は、被災した児童生徒の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(1) 市

ア 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

市における調達が困難なときは、教育事務所を經由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

5 P T A、地域に対する協力の要請

(1) 市

災害の状況によっては、学校だけでは十分な対応を図ることが困難な場合も考えられるため、児童生徒の安否や所在の確認、学区内の被災状況、通学路の点検と安全確保、教科書や学用品等の支給に関し、P T Aの協力を得るよう努める。

また、安全の確保や学校が避難所となる場合の円滑な運営を図るため、地域の自主防災組織、ボランティア組織、医師会、学校医等の協力を得るよう努める。



## 第37節 飼養動物の保護対策

(くらしと文化部・経済部)

### 第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止並びに動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

### 第2 対 策

#### 1 保護対策の実施

##### (1) 市

ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。

ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

エ 感染症予防の措置等環境衛生の維持に努めるとともに、獣医師と連携し、必要に応じて受診させるなど、動物の健康維持に努める。

##### (2) 飼い主

ア 飼養動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)及び「動物の愛護及び管理に関する条例」(平成21年長野県条例第16号)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。

イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。

# 第38節 ボランティアの受入れ体制

(くらしと文化部)

## 第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、市内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

## 第2 対 策

### 1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

#### (1) 市

ア 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティアのネットワークづくり及び情報の広報に努める。

イ ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受け入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

エ ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。

#### (2) 社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体

救援本部等を設置し、市及び県の災害対策本部との連携の下にボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

### 2 ボランティア活動拠点の提供支援

#### (1) 市

ア 災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じる。

イ 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

#### (2) 社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、市と協議の上、市センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。

(3) 日本赤十字社長野県支部

市（災害対策本部）内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

## 第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

(総務部・健康福祉部・くらしと文化部)

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市は、県及び日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

### 第2 対 策

#### 1 義援物資及び義援金の募集等

##### (1) 市

##### ア 義援物資

(ア) 市は、県と連携し、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

(イ) 市は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

##### イ 義援金

市は、県及び日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、大規模な災害が発生した場合、義援金について、義援金の募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて住民に周知するとともに、寄託された義援金については、義援金配分委員会（仮称）（以下「配分委員会」という。）を組織し、迅速かつ適正に被災者に配分するよう努める。

##### (2) 住民、企業等

ア 義援物資を提供する場合は、被災地が受入れを希望する義援物資とするよう配慮する。

イ 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

#### 2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

##### (1) 義援物資

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災市町村に速やかに引き継ぎを行う。

##### (2) 義援金

寄託された義援金は配分委員会に引き継ぐとともに、被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、市を通じ、迅速かつ適正に配分する。

義援物資については、被災者のニーズに応じ、迅速かつ適正に配分する。

なお、配分に当たっては、要配慮者に十分配慮する。

#### 3 義援物資及び義援金の管理

市は、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、義援物資にあつては被災者等に引き継ぐまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

配分委員会は、寄託された義援金を市を通じ被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

市は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

## 第40節 災害救助法の適用

(全部局)

### 第1 基本方針

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とし、災害救助法が適用されたときは、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

### 第2 対策

#### 1 被害状況の把握

##### (1) 市

ア 市長は、次の(ア)～(ウ)の災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに北信地域振興局長（総務管理課）に報告する。

(ア) 災害救助法による救助が必要と思われる災害

(イ) 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

(ウ) (ア)・(イ)以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害

イ 市長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。

ウ 市長は、被害の認定を「被害等の認定基準」（資料1-2参照）により行う。

#### 2 災害救助法適用の判定

##### (1) 県が実施する対策（危機管理部）

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は次項3の手続きを行う。

ア 法適用は市町村を単位とする。

イ 原則として同一の原因による災害によるものであること。

ウ 被害が次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 市町村における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流失等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。

市町村の人口	住宅滅失世帯数
1,000人未満	30世帯以上
5,000人以上～15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上～30,000人未満	50世帯以上
30,000人以上～50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上～100,000人未満	80世帯以上
100,000人以上～300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上～	150世帯以上

(イ) 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上あつて、当該市町村の滅

失世帯数が前表の滅失世帯数の1/2に達したとき。

(ウ) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市町村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

(イ) 市町村の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

a 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

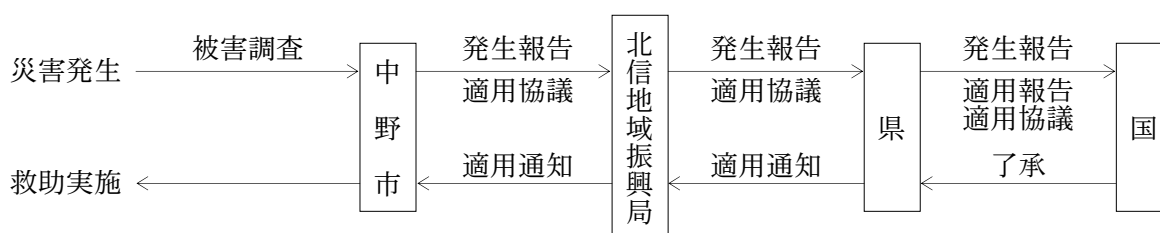
b 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

### 3 適用の手続

#### (1) 市

災害に際し、市における被害が前記2(1)の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

#### 法の適用事務



### 4 救助の実施

#### (1) 市

##### ア 救助の役割分担

市長は、県から委任された職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

##### イ 救助の実施基準

救助の実施は、災害救助法施行細則の基準（資料1-3参照）に基づき行う。

#### (2) 関係機関（日本赤十字社長野県支部）

ア 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

イ 知事から委任された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。

## 第41節 鉄道施設応急活動

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

### 第2 対策

#### (1) 東日本旅客鉄道㈱

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておく。

#### ア 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び受入れの方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

#### イ 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

#### ウ 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。

#### エ 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携の下に、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

#### オ 災害復旧

##### (ア) 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

##### (イ) 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

(2) 長野電鉄株

ア 災害対策本部の設置

イ 本部は、次の業務を行う。

(ア) 被害情報の収集と本部への伝達

(イ) 職員の非常招集

(ウ) 災害箇所の調査及び報告

(エ) 応急復旧工事用機器資材の調達

(オ) 不通箇所の代行振替輸送の検討手配を行う。

ウ 災害復旧に当たっては早期復旧に全力を尽くし、危険箇所の点検後、安全を十分に確認したのち運送業務に当たる。



## 第42節 観光地の災害応急対策

(総務部・健康福祉部・くらしと文化部・経済部・消防部)

### 第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。

### 第2 対 策

#### 1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 市は、観光地での災害発生時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 市は、観光地での災害発生時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

#### 2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 市は、県と連携して、事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 市は、観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。

## 第3章 災害復旧・復興計画

### 防災関係機関等の役割分担表

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第1節 復旧・復興の基本方針の決定</b>				
復旧・復興の基本方針の決定	全部局		全部局	防災関係機関
支援体制	総務部			他市町村
<b>第2節 迅速な原状復旧の進め方</b>				
被災施設の復旧等	全部局		全部局	
災害廃棄物の処理	建設水道部		危機管理部	
職員派遣	総務部		全部局	
<b>第3節 計画的な復興</b>				
復興計画の作成	全部局		全部局	
防災まちづくり	全部局	住民		
特定大規模災害からの復興	全部局			
<b>第4節 資金計画</b>				
資金計画	総務部		全部局	
<b>第5節 被災者等の生活再建等の支援</b>				
住宅対策	建設水道部		危機管理部	
生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付け	健康福祉部		総務部 健康福祉部 林務部 建設部	
被災者の労働対策				長野労働局、公共職業安定所
生活保護	健康福祉部			
災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付	健康福祉部			
被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興	健康福祉部			
被災者に対する金融上の措置				関東財務局長野財務事務所、日本銀行
租税の徴収猶予及び減免	総務部			
医療費・介護サービス費負担の減免、保険料の減免	総務部 健康福祉部			
罹災証明書の交付	総務部			岳南広域消防組合
被災者台帳の作成	総務部			
被災者支援に関する相談窓口の設置、広報・連絡体制の構築	総務部			
災害復旧用資材の供給	経済部			中部森林管理局

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第6節 被災中小企業等の復興</b>				
中小企業者等の復興支援対策	経済部		産業労働部	
農業関係者の復興支援対策	経済部		農政部 林務部	
<b>第7節 被災した観光地の復興</b>				
被災した観光地に対する支援	経済部		観光部	

# 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

(全部局)

## 第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

## 第2 対 策

### 1 復旧・復興の基本方針の決定

#### (1) 市

ア 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。

イ 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し計画的に行う。

#### (2) 関係機関

防災関係機関は、市及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

#### (3) 住 民

住民は、市及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

### 2 支援体制

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

(全部局)

### 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

### 第2 対策

#### 1 被災施設の復旧等

##### (1) 市及び公共機関

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

イ 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。

ウ 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

エ ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

オ 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。

カ 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ、事業期間の短縮に努める。

キ 復旧事業に要する費用について、補助を受ける場合は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。

ク 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

ケ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

#### 2 災害廃棄物の処理

##### (1) 市

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に努める。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に

災害廃棄物等の搬出を行う。また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。

(7) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。

(8) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。

(9) 災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の防止及び住民、作業者の健康管理のための適切な措置を講ずる。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

### 3 職員派遣

#### (1) 市

ア 市職員を活用しても災害復旧になお人員が必要な場合は、県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

イ 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(資料3-2参照)に基づき、職員を派遣する。

## 第3節 計画的な復興

(全部局)

### 第1 基本方針

風水害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

### 第2 対策

#### 1 復興計画の作成

##### (1) 市

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

##### (2) 関係機関

市及び県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

#### 2 防災まちづくり

##### (1) 市

ア 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。

また、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

イ 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。

(ア) 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

(イ) 既存不適格建築物について、防災の観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。

(ウ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り、迅速かつ円滑に実施する。

(イ) 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

(オ) 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

ウ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

エ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

(2) 関係機関

市及び県等と連携を図り、整合性のある事業を実施する。

(3) 住 民

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、次世代のための将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力に努める。

### 3 特定大規模災害からの復興

(1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。



## 第4節 資金計画

(総務部)

### 第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

### 第2 対 策

#### (1) 資金計画

市が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

##### ア 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

##### イ 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

##### ウ 一時借入金

災害応急融資

#### (2) 被災時の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、被災時の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付けを行う。

## 第5節 被災者等の生活再建等の支援

(総務部・健康福祉部・経済部・建設水道部)

### 第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

### 第2 対 策

#### 1 住宅対策

##### (1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

##### (2) 災害公営住宅の建設

被災地全域で500戸以上、若しくは市の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

##### (3) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

##### (4) 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置をとる。

##### (5) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

#### 2 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付け

市は、被災した世帯の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。

#### 3 被災者の労働対策

##### (1) 関係機関

###### ア 飯山公共職業安定所

##### (ア) 職業斡旋

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

##### (イ) 雇用保険法による求職者給付の支給の特例

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）が適用されたときは、同法第25条に定める措置を講じ、災害により事業所が休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

#### イ 中野労働基準監督署

- (ア) 労働災害発生状況を的確に把握し、業務上災害又は通勤災害に対する、迅速な労災保険給付を行う。
- (イ) 災害により企業経営困難となった事業場のうち、労働者に対してする賃金支払が不能となったものに対し、迅速な立替を行う。
- (ウ) 前記(ア)及び(イ)の事項を円滑に処理するため、必要に応じて、「総合相談窓口」を開設する。

#### 4 生活保護

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ、生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を支援する。

#### 5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付（中野市災害弔慰金の支給等に関する条例による）

##### (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は、条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

##### (2) 災害援護資金の貸付け

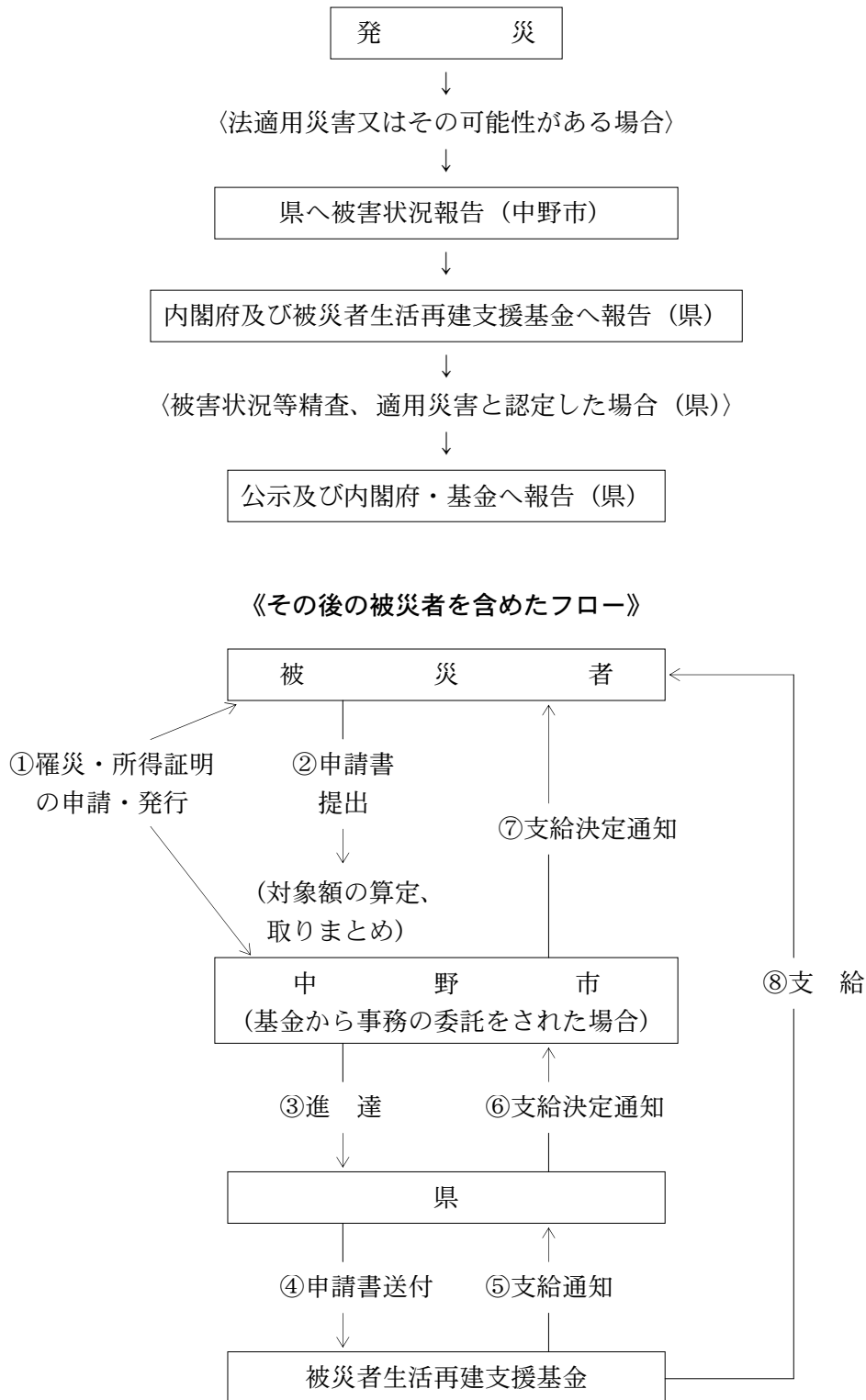
市は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

#### 6 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

- (1) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- (2) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに北信地域振興局長へ報告する。
- (3) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- (4) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。
- (5) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (6) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

【被災者生活再建支援金の支給フロー】



7 被災者に対する金融上の措置

関東財務局長野財務事務所、日本銀行は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講ずるよう指導する。

ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置を講ずること。

イ 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、罹災

証明書の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻しの利便を図ること。

ウ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期預金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。

エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。

## 8 租税の徴収猶予及び減免

市は、地方税法又は市税条例に基づき、被災者の租税の申告、申請、請求、その他書類の提出、又は、納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

## 9 医療費・介護サービス費負担の減免、保険料の減免

市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付・介護給付を受ける場合の一部負担金や保険料(税)の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料(税)の減免、徴収猶予等の措置をとるとともに、関係団体への協力要請を行う。

## 10 罹災証明書の交付

災害による住家等の被害の程度の調査や総務部を窓口とした罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

## 11 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の積極的な作成及び活用を図る。

## 12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報・連絡体制の構築

### (1) 市

ア 市長は、必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

イ 相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。

ウ 住民に対し、掲示板、防災行政無線、広報紙「広報なかの」、登録制メール「中野市すぐメール」、公衆無線LAN等を活用し、広報を行う。

エ 報道機関に対し、発表を行う。

### (2) 関係機関

ア 必要に応じ、それぞれの業務について相談窓口を設置する。

イ それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し、広報を行う。

ウ 報道機関に対し、発表を行う。

## 13 災害復旧用資材の供給

災害復旧資材として、関係機関と調整を図り、災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する。

## 第6節 被災中小企業等の復興

(経済部)

### 第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

また、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

### 第2 対策

#### 1 中小企業者等の復興支援対策

災害によって被害を受けた中小企業者等の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、市は、国・県等が行う災害対策に関する融資制度や信用保証協会による保証制度について周知するとともに、関係各部の協力を得て、被災した中小企業者等に対する融資あっせんを迅速かつ円滑に実施する。

##### (1) 市

###### ア 資金融資措置

市は、金融機関等の協力を得て、被災した中小企業者等に対する融資適用が、迅速かつ円滑に行われるよう支援する。

###### イ 融資制度等の周知

市は、商工会議所等の関係団体を通じて、災害によって被害を受けた中小企業者等に対し、国・県等が行う災害対策に関する融資制度や信用保証協会による保証制度の活用について周知する。

#### 2 農業関係者の復興支援対策

災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対し復旧を促進し、農業生産力の回復と経営の安定化を図るため、市は、国・県等が行う災害復旧に関する融資制度等についてPRするとともに、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。

##### (1) 市

###### ア 資金の融資措置

市は、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ円滑に行われるよう支援する。

###### イ 融資制度の周知

市は、農業関係団体を通じて、災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対し、天災融資制度や日本政策金融公庫等による資金貸付の活用について周知する。

## 第7節 被災した観光地の復興

(経済部)

### 第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

### 第2 対 策

#### 1 被災した観光地に対する支援

- (1) 県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
- (2) 県、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

# 第1章 災害予防計画

## 防災関係機関等の役割分担表

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第1節 地震に強いまちづくり</b>				
地震に強い郷土づくり	全部局		全部局	交通・通信施設管理機関
地震に強いまちづくり	全部局			
<b>第2節 情報の収集・連絡体制計画</b>				
情報の収集・連絡体制の整備	総務部		全部局	岳南広域消防組合、郵便局
情報の分析整理	総務部			
通信手段の確保	総務部	アマチュア無線局開局者		
<b>第3節 活動体制計画</b>				
<b>第4節 広域相互応援計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				
<b>第5節 救助・救急・医療計画</b>				
救助・救急用資機材の整備	総務部 消防部		危機管理部 健康福祉部 県警察本部	自衛隊、岳南広域消防組合、日赤県支部
医療用資機材等の備蓄	健康福祉部			日赤県支部、県医師会、中高医師会、飯水医師会、県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、災害拠点病院
災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備	健康福祉部			日赤県支部、県医師会、中高医師会、飯水医師会、県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、災害拠点病院
消防機関、医療機関の耐震化	健康福祉部 消防部			岳南広域消防組合、医療機関
消防及び医療機関相互の連絡体制の整備	総務部 健康福祉部 消防部			岳南広域消防組合、医療機関
<b>第6節 消防活動計画</b>				
消防活動計画	消防部	住民、自主防災組織	危機管理部	岳南広域消防組合、消防団



施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第7節 水防活動計画</b>				
水防活動計画	総務部 建設水道部 消防部		建設部	北陸地方整備局、岳南広域消防組合、水防管理団体
<b>第8節 要配慮者支援計画</b>				
<b>第9節 緊急輸送計画</b>				
<b>第10節 障害物の処理計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				
<b>第11節 避難の受入活動計画</b>				
避難計画の策定等	総務部 健康福祉部 子ども部	住民	危機管理部 健康福祉部 県警察本部	
避難場所の確保	総務部		施設管理部局 教育委員会	
避難所の確保	総務部 健康福祉部		施設管理部局 教育委員会	
住宅の確保体制の整備	建設水道部	建設業者	危機管理部 建設部	
学校等における避難計画	子ども部 教育委員会 学校長		県民文化部 教育委員会	
在宅避難者等の支援	全部局		危機管理部	
<b>第12節 孤立防止対策</b>				
<b>第13節 食料品等の備蓄・調達計画</b>				
<b>第14節 給水計画</b>				
<b>第15節 生活必需品の備蓄・調達計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				
<b>第16節 危険物施設等災害予防計画</b>				
危険物施設災害予防計画	消防部	危険物取扱事業者、住民	危機管理部 健康福祉部	岳南広域消防組合
その他危険物施設等災害予防計画	総務部	危険物取扱事業者、住民	産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
<b>第17節 電気施設災害予防計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				
<b>第18節 都市ガス施設災害予防計画</b>				
都市ガス施設災害予防対策			企業局	長野都市ガス(株)
<b>第19節 上水道施設災害予防計画</b>				
施設の耐震性及び安全性の充実	建設水道部	水道事業者	環境部局	
施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施	建設水道部	水道事業者	企業局	

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
応急復旧応援受入れ体制の整備	建設水道部	水道事業者		
<b>第20節 下水道施設等災害予防計画</b>				
下水道施設等の耐震性に対する安全性の確保	建設水道部		農政建設部	
緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立	建設水道部	下水道事業者		
緊急用、復旧用資材の計画的な確保	建設水道部			
下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充	建設水道部			
管渠及び処理場施設の系統の多重化	建設水道部		農政建設部	
<b>第21節 通信・放送施設災害予防計画</b>				
<b>第22節 災害広報計画</b>				
<b>第23節 土砂災害等の予防計画</b>				
<b>第24節 防災都市計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				
<b>第25節 建築物災害予防計画</b>				
公共建築物	総務部 建設水道部		全部局	
一般建築物	建設水道部	住民	建設部	
落下物・ブロック塀等	建設水道部	住民	建設部	
文化財	教育委員会	文化財所有者	教育委員会	
<b>第26節 道路及び橋梁災害予防計画</b>				
道路及び橋梁の耐震性の整備	建設水道部		危機管理部 建設部	東日本高速道路㈱
関係団体との協力体制の整備	総務部 建設水道部		企業局 県警察本部	建設業各団体
<b>第27節 河川施設等災害予防計画</b>				
河川施設災害予防	経済部 建設水道部 消防部		農政建設部 企業局	
<b>第28節 ため池災害予防計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				
<b>第29節 農林産物災害予防計画</b>				
農産物災害予防計画	経済部	住民	農政部	農業改良普及センター、農協
林産物災害予防計画	経済部	住民	林務部	中部森林管理局、森林組合

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第30節 二次災害の予防計画</b>				
建築物、構造物に係る二次災害予防対策	建設水道部		林務部 建設部 企業局	
危険物施設等に係る二次災害予防対策	総務部 消防部	危険物取扱事業者	危機管理部 健康福祉部 産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
河川施設の二次災害予防対策	建設水道部		建設部	
山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策	経済部 建設水道部		建設部	
<b>第31節 防災知識普及計画</b>				
住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動	総務部 消防部	住民、自主防災組織、企業等	全部局	岳南広域消防組合、消防団
防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及	総務部	防災上重要な施設の管理者等	全部局	岳南広域消防組合
学校等における防災教育の推進	子ども部 教育委員会			岳南広域消防組合
市職員に対する防災知識の普及	総務部			
大規模災害の教訓や災害文化の伝承	総務部	住民		
<b>第32節 防災訓練計画</b>				
<b>第33節 災害復旧・復興への備え</b>				
<b>第34節 自主防災組織等の育成計画</b>				
<b>第35節 企業防災に関する計画</b>				
<b>第36節 ボランティア活動の環境整備</b>				
<b>第37節 災害対策に係る基金等積立及び運用計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				
<b>第38節 震災対策に関する調査研究及び観測</b>				
震災対策に関する調査研究及び観測	総務部		危機管理部	岳南広域消防組合
<b>第39節 鉄道施設災害予防計画</b>				
鉄道施設災害予防計画			建設部	東日本旅客鉄道株、長野電鉄株
<b>第40節 積雪期の地震災害予防計画</b>				
雪対策の推進	総務部		危機管理部	
道路交通の確保	建設水道部	自主防災組織、住民	建設部	東日本高速道路株
鉄道運行の確保				東日本旅客鉄道株、長野電鉄株

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
航空輸送の確保	総務部		危機管理部 企画部	
雪崩予防計画	経済部 建設水道部		産業労働部 農政部 林務部 建設部	
家屋倒壊の防止	建設水道部		建設部	
消防活動の確保	消防部			
避難場所及び避難路の確保	総務部			
寒冷対策の推進	総務部 建設水道部			
スキー客等に対する対策	総務部 経済部			スキー場事業者
<b>第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b>				
<b>第42節 観光地の災害予防計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				

# 第1節 地震に強いまちづくり

(全部局)

## 第1 基本方針

市内における構造物・施設等について、防災基本計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保及び耐火、不燃化の促進を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画（資料14-3参照）等を作成し、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等、地震に強いまちづくりを推進する。

## 第2 計画

### 1 地震に強い郷土づくり

#### (1) 市

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から土地の保全と住民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

ウ 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの土地の保全機能の維持推進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

エ 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1編第5節「被害想定」を参考に、減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進する。

オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

#### (2) 関係機関（交通・通信施設管理機関）

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

### 2 地震に強いまちづくり

#### (1) 市

ア 地震に強い都市構造の形成

(ア) 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(イ) 幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(ウ) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、

利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

#### イ 建築物等の安全化

(ア) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

(イ) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

(ロ) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

(ハ) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

(ニ) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(ホ) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

#### ウ ライフライン施設等の機能の確保

(ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(イ) 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

(ロ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

#### エ 地質、地盤の安全確保

(ア) 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

(イ) 個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

#### オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練等の積極的実施を促進する。

#### カ 災害応急対策への備え

(ア) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災知識の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

(ロ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることによ

り、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

- (イ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (ロ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (ハ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

## 第2節 情報の収集・連絡体制計画

(総務部)

### 第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

### 第2 計画

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### (1) 市

ア 被害状況等の調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。

イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練・保守点検を実施する。

ウ 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備に努める。

エ 情報収集手段としてインターネット等の整備、活用に努める。

オ 市内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換を図る。(資料3-6参照)

カ 総合的な情報収集を行うため、「モニター情報制度」の設置について検討していく。

キ 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

##### (2) 岳南広域消防組合

災害時における消防活動を効果的に実施するため、住民からの通報、参集する消防職団員、情報収集班の派遣、ヘリコプターによる情報及び防災関係機関相互の情報交換等、あらゆる手段を講じて情報の収集に努める。

##### (3) 関係機関

ア 被害状況等の調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。

#### 2 情報の分析整理

市は、平常時より、自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、インターネット等の活用により災害情報等の周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努める。

#### 3 通信手段の確保



- (1) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、その他災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するほか、登録制メール「中野市すぐメール」等新たな災害時通信網の整備に努める。
- (2) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。
- (3) 携帯電話、防災行政無線等の応急対策機器及び非常用電源設備の整備を図る。
- (4) 非常時に市役所と各地区を結ぶ通信手段の確保について検討していく。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法
第3節	活動体制計画		<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p>
第4節	広域相互応援計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「風水害」を「地震」及び「震災」に</li> <li>● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に</li> </ul>

## 第5節 救助・救急・医療計画

(総務部・健康福祉部・消防部)

### 第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、医療機関、医薬品備蓄施設、消防署等の耐震強化を図る。

また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を図る。

### 第2 計画

具体的な計画については、第2編第1章第6節「救助・救急・医療計画」に準ずる。ただし、消防機関、医療機関の耐震化については、次のとおりである。

#### (1) 市

消防署、医療機関は、災害発生時、応急活動の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、施設の安全性の確保には十分な配慮が必要である。

消防庁舎については、平成6年に建設されたものであり、耐震基準はクリアしている。

一方、市内の医療機関については、耐震構造の強化について指導するとともに、各医療機関の管理者が点検整備等を行い、耐震化に努める。

#### (2) 関係機関

ア 医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努める。

イ 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、長野県歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を実施する。

## 第6節 消防活動計画

(消防部)

### 第1 基本方針

大規模地震発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第2 計 画

大規模地震災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制による協力体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要である。

#### (1) 市

##### ア 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、地震による水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態、及び防火水槽が損壊する事態、さらに、道路の損壊による消防車両の進入障害が予想されることから、耐震性防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及びプール、ため池等の活用等による消防水利の多様化を図る。

##### イ 消防団の充実強化

中野市消防団活性化計画に基づき、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員の確保と消防団施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。

また、消防団活性化の推進を図るとともに、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

##### ウ 消防地理、水利及び危険区域の把握

岳南広域消防組合と連携し、消防地理、消防水利及び危険区域の調査を実施して、消防体制の整備、消防水利の確保等に努める。

##### エ 応援協力体制の確立

長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県消防相互応援協定に基づき、岳南広域消防組合と調整を図り、応援の要請及び応援の受入れ体制を確立する。

##### オ 自主防災組織等の育成促進

発災初期における消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動が不可欠なことから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

#### (2) 岳南広域消防組合

##### ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に適合するように、消防施設、設備及

び人員の確保を図るとともに、装備の近代化を促進する。

#### イ 防災関係機関等の連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するために、圏域内の防災関係機関との連携協力関係を深め、初動時の連携体制の具体的な調整を実施する。

また、自主防災組織等のリーダー研修及び防災訓練の実施により、平常時から消防機関と自主防災組織等の連携強化を行い、発災時に一体の活動ができる体制の構築を図る。

#### ウ 火災予防

##### (ア) 防火思想、知識の普及

大規模地震発生時の同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する地震発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想・知識の普及啓発を図る。

##### (イ) 予防消防の充実

消防法第8条に規定する、事業所等防火対象物の権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導を実施する。

また、消防法第4条の予防査察を計画的に実施し、災害時の人命危険がある場合には、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の充実を図る。

##### (ロ) 危険物保有施設への指導

化学実験室、研究室、薬局等多種類の危険物を少量管理する施設の管理者に対し、地震発生時における火災防止について指導する。

なお、次に掲げるような地震時の転倒、落下により混触発火が予想される物品の管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

#### エ 活動体制の整備

大規模地震発生時における、消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

##### (ア) 関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整

##### (イ) 大規模な同時多発火災に対しての火災防ぎょ計画

#### (3) 住民及び自主防災組織

住民は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具は、直ちにその使用を中止して、火災発生の防止に努めるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない等、平常時から火災予防に留意し、さらに、火災発生時には初期消火活動が実施できるように努める。

## 第7節 水防活動計画

(総務部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

大規模地震発生時等において、堤防その他の施設が損壊し、浸水等のおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備・監視及び警戒活動体制の整備等について、あらかじめ計画を定める。

### 第2 計 画

千曲川をはじめ夜間瀬川、篠井川、江部川、斑尾川、本沢川等の主要な河川は、順次改修が進められてきているが、集中豪雨時には家屋の浸水、地すべり等の災害に見舞われる地区もある。

今後、開発等による保水機能の低下により、水害発生の危険も増大しており、引き続き河川等の整備に努める。

このため、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

#### (1) 市

市は、水防が十分に行われるように、次の事項を実施する。

- ア 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- イ 水防倉庫の整備（資料5－8～10参照）及び水防用・応急復旧資機材、排水対策用の移動ポンプの備蓄ほか、次に掲げる事項
  - (ア) 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
  - (イ) 資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- ウ 通信連絡系統の整備・活用、警報等の住民への伝達体制の整備
- エ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- オ 河川ごとの水防工法の検討
- カ 居住者への立退きの指示体制の整備
- キ 洪水時における水防活動体制の整備
- ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- ケ 浸水想定区域に係る洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- コ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地の指定及び洪水予報等の伝達体制の整備
- サ 浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地の指定及び洪水予報等の伝達体制の整備
- シ 水防機関の整備
- ス 水防計画の策定
- セ 水防協議会の設置

ソ 水防訓練の実施（年1回以上）

- ・水防技能の熟練
- ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
- ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

タ 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

(2) 岳南広域消防組合

- ア 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- イ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- ウ 地震時の水防対象箇所の警戒及び巡視
- エ 洪水時における水防活動体制の整備

(3) 関係機関（千曲川河川事務所、北信建設事務所、水防管理団体）

- ア 水防用・応急復旧資機材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において関係業界団体の協力が得られるよう努める。
- イ 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の啓発を図るため、水防訓練等を実施する。
- ウ 排水樋門等、水防関連施設の管理をする団体では、その操作方法の習熟と緊急時の協力体制がとれるよう努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第8節	要配慮者支援計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第9節	緊急輸送計画		
第10節	障害物の処理計画		



## 第11節 避難の受入活動計画

(総務部・健康福祉部・子ども部・建設水道部・教育委員会・学校長)

### 第1 基本方針

地震発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を実施するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

### 第2 計 画

#### 1 避難計画の策定等

激甚な地震の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

##### (1) 市

##### ア 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

(ア) 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

(イ) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

##### イ 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

(ア) 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

(ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

(イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

(オ) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- a 給食措置
- b 給水措置
- c 排せつ措置
- d 毛布、寝具等の支給
- e 衣料、日用品、生理用品の支給
- f 負傷者に対する救急救護

(カ) 指定避難所の管理に関する事項

- a 避難受入れ中の秩序保持
- b 避難者に対する災害情報の伝達
- c 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- d 避難者に対する各種相談業務

(キ) 広域避難地等の整備に関する事項

- a 避難施設
- b 給水施設
- c 情報伝達施設

(ク) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- a 平常時における広報
  - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
  - 住民に対する巡回指導
  - 防災訓練等
- b 災害時における広報
  - 防災行政無線・音声告知放送、広報車、登録制メール「中野市すぐメール」、市公式ホームページ、ケーブルテレビコミュニティチャンネル等による周知
  - 避難誘導員による現地広報
  - 住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。

ウ 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者として定めた区長、民生・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者、社会福祉協議会、消防機関、警察機関に対し、避難行動要支援者本人が名簿情報の提供の拒否を申し出たときを除き、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

エ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとと

もに、帰宅困難者等へ確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

## (2) 関係機関

ア それぞれの管理施設についての避難計画を作成する。(全機関)

イ 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

## (3) 住民

ア 家族が慌てず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

(ア) 家の中でどこが一番安全か。

(イ) 救急医薬品や火気などの点検

(ウ) 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。

(エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。

(オ) 避難するとき、だれが何をもち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。

(カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。

(キ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担

イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

## 2 避難場所の確保（資料7-1参照）

### (1) 市

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

ア 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

ウ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

オ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

## (2) 関係機関

ア 管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力する。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

## 3 避難所の確保（資料7-2、7-3参照）

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平常時から指定しておく必要がある。

### (1) 市

ア 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。

また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の住民が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。

エ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

また、避難所の感染症対策については、第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。

オ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

カ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

キ 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備

薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。

ク 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

ケ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

コ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

サ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

シ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ス 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

セ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

## (2) 関係機関

ア 管理施設について、市の指定避難所の指定に協力する。

イ 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者にも周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

ウ 避難場所（避難路）については住民へ周知徹底する。

## 4 住宅の確保体制の整備

(1) 利用可能な市営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

(2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

(3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

(5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

(6) 周辺市町村が被災した場合、利用可能な市営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供す

る体制を整備する。

## 5 学校等における避難計画

地震発生時、学校等においては、乳幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長等は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

### (1) 防災計画

ア 学校長等は、地震が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (ア) 地震対策に係る防災組織の編成
- (イ) 地震に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法
- (ウ) 市（市教育委員会）、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ク) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する地震防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (リ) 震災後における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長等が必要とする事項

### (2) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、以下の事項に留意し、適切に行う。

ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震の衝撃によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

### (3) 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

ア 日常点検は、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を点検する。

#### (4) 避難誘導

ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

(ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。

(イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。

(ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。

(エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

### 6 在宅避難者等の支援

(1) 以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法
第12節	孤立防止対策計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第13節	食料品等の備蓄・調達計画		
第14節	給水計画		
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画		



# 第16節 危険物施設等災害予防計画

(総務部・消防部)

## 第1 基本方針

大規模地震等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震性の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。(資料9-1参照)

## 第2 計 画

### 1 危険物施設災害予防計画

#### (1) 市・岳南広域消防組合

##### ア 規制及び指導の強化

- (ア) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、地震動による影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- (イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- (ウ) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
  - ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
  - イ 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

##### イ 自主防災組織の整備促進

- (ア) 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。
- (イ) 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。

##### ウ 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

##### エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

##### オ 県警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

#### (2) 危険物施設を有する事業所等

##### ア 消火薬剤等の資機材の整備をする。

##### イ 従業員等を対象にした保安教育等の講習会を実施する。

ウ 地震発生時における周辺住民への周知伝達方法等の策定をする。

エ 危険物災害に対する自衛体制の強化を図り、隣接する危険物施設等との間に相互応援に関する協定を締結する。

(3) 住 民

ア 地震発生時の避難、通報、初期消火等の災害対応方法の習得に努める。

イ 少量危険物施設の防油堤の設置を促進する。

**2 その他危険物施設等災害予防計画（火薬類製造施設・高圧ガス製造施設・毒物、劇物保管貯蔵施設・放射性物質使用施設等）**

市においては、直接の管理権限はないが、施設が災害により被害を受けた場合は、火災、爆発等により従業員及び施設等の周辺住民に重大な影響を与えるおそれがあるため、次の対策に努める。

(1) 施設の所在等、現況の把握に努める。

(2) 県及び関係機関と協力し、災害予防の対策を確立する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法
第17節	電気施設災害予防計画		<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「風水害」を「地震」及び「震災」に</li> <li>●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に</li> </ul>

## 第18節 都市ガス施設災害予防計画

### 第1 基本方針

大規模な地震が発生した場合には、予期せぬ事態が予想されるので、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。

地震の発生により、供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発・生ガス中毒事故の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の高耐震化を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

地震発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

### 第2 計 画

#### (1) 関係機関（長野都市ガス株）

ア 大規模地震災害を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行う。

イ 製造供給施設及び導管については、耐震性の向上を図るとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

ウ 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、地震時の出動体制をあらかじめ定めておき、地震発生時の対応を迅速に行う。

エ 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

# 第19節 上水道施設災害予防計画

(建設水道部)

## 第1 基本方針

水の確保は災害時の生命線であり、水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、被災を受けにくいものとする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分配慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実及び施設の耐震化を図る（古牧水源、田麦浄水場の発電機は、借上げとする。）。

## 第2 計 画

### 1 施設の耐震性及び安全性の充実

#### (1) 市

- ア 石綿セメント管及び老朽化した塩化ビニール管・铸铁管等の布設替を進める。
- イ 配水管の管網化の整備充実を図る。
- ウ 断水等の影響を最小限にとどめるため、二系統水源及び受水二経路化を行い、配水系統間の相互融通性の強化を図る。

### 2 施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施

#### (1) 市

- ア 次の事項を基本に水道施設応急復旧活動マニュアルを作成する。
  - (ア) 指揮命令系統の確立
    - ・職員の非常招集
    - ・情報伝達の確保
    - ・班編成の強化
  - (イ) 水道施設の被害状況調査、把握の方法
  - (ウ) 復旧用資機材の備蓄及び調達方法
  - (エ) 応急復旧の具体的作業、手順、方法
  - (オ) 応急復旧活動内容の周知方法
  - (カ) 施設管理図面等の管理及び活用方法
- イ 水道施設応急復旧活動の予行演習を実施する。

### 3 応急復旧応援受入れ体制の整備

#### (1) 市

次の事項を基本に、応急復旧応援受入れ体制の整備を図る。

- ア 国、県及び関係機関等との連携
- イ 水道事業者等関係団体との連携
- ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携

## 第20節 下水道施設等災害予防計画

(建設水道部)

### 第1 基本方針

下水道（污水・雨水）、農業集落排水施設等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、系統の多重化等地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

本市の下水道事業は、「中野市生活排水等施設整備計画」に基づき、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業による下水道化を推進している。

今後とも、市民の生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、計画的に整備を推進する必要がある。

したがって、地震による被害が予想される地域には特に注意を払いながら、今後、建設する施設については、新耐震基準に基づいて、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、緊急用・復旧用資材の確保、復旧体制の確立を図る。

### 第2 計 画

#### 1 下水道施設等の耐震性の確保

- (1) 重要な管渠及び処理場施設のうち、河川に隣接している等低地に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて、補強等の対策を講ずる。
- (2) 新たに建設する管渠、処理場施設については、地質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

#### 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

- (1) 迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、関係機関との緊急連絡体制の整備を図る。
- (2) 復旧体制について、被災時には、関係職員・業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する等の広域応援体制、民間業者との協力体制を確立する。

#### 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

被災時に、被災の状況を的確に把握し、また、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するために、緊急用資機材が必要となることから、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄に努める。

#### 4 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳の整備・拡充

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられており、下水道施設等が地震により被災した場合、被害状況を的確に把握できるよ

う、台帳のデータベース化を図り、当該台帳等から確実かつ迅速に、データの調査、検索等を実施する。

#### 5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

下水道施設等は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一、被災を受けた場合でも、ライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。

市は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法
第21節	通信・放送施設災害予防計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第22節	災害広報計画		
第23節	土砂災害等の予防計画		
第24節	防災都市計画		



## 第25節 建築物災害予防計画

(総務部・建設水道部・教育委員会)

### 第1 基本方針

市は、地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、「中野市耐震改修促進計画」等に基づき、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

### 第2 計 画

#### 1 公共建築物

##### (1) 市

ア 公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

##### イ 防火管理者の設置

岳南広域消防組合の指導により、学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

##### ウ 緊急地震速報の活用

市が管理・運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

##### (2) 関係機関（全機関）

ア 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修等を実施する。

##### イ 防火管理者の設置

関係機関は、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

#### 2 一般建築物

##### (1) 市

##### ア 住民等が耐震改修等を行いやすい環境の整備

広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知を図る。

##### イ 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、「耐震改修相談窓口」を設ける。

##### ウ 住宅・避難施設に関する支援等

住宅等の耐震化を促進するため、県と連携し、昭和56年以前に建築された木造一戸建て住宅等の耐震診断及び耐震改修について支援するとともに、多数の者が利用する建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断等に関する支援制度を創設する。

##### (2) 住 民

建築物の所有者等は、必要に応じて、「わが家の耐震診断表」等を利用して耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

### 3 落下物・ブロック塀等

#### (1) 市

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

#### (2) 住民

外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を実施する。

### 4 文化財

#### (1) 市

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な財産であり、次世代に継承していくことが必要である。

市内の指定文化財のうち、木造建造物については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分配慮する。

各種文化財の防災を中心とした保護対策は、次の事項を実施し、防災意識の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災設備の設置促進を行う。

#### (2) 住民

所有者は、防災管理体制及び防災設備の整備をするとともに災害予防に努める。

## 第26節 道路及び橋梁災害予防計画

(総務部・建設水道部)

### 第1 基本方針

震災時に生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行い耐震性の確保を図るとともに、震災後の応急・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

### 第2 計 画

#### 1 道路及び橋梁の耐震性の整備

##### (1) 市

落石、盛土、橋梁等の点検に基づき、施設整備計画により耐震性に配慮して、緊急度の高い箇所から順次整備する。

##### (2) 関係機関（道路管理者）

ア 道路施設の耐震点検に基づく耐震補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努める。

イ 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について、現場点検に努め、緊急を要するものから、逐次、必要な対策を実施する。

ウ 地震災害等に備え、防災訓練を実施する。

#### 2 関係団体との協力体制の整備

##### (1) 市

建設業協会等と事前に災害時における応急復旧に関する業務協定を締結しておき、協力体制の整備と交通の確保を図る。

##### (2) 関係機関

ア 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、協力体制を整備するとともに、市・県の協定等に協力する。

イ 震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結する。

## 第27節 河川施設等災害予防計画

(経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが予測されるため、安全度の向上を図るとともに、耐震点検、整備等を行い、耐震性及び安全の確保に努める。

### 第2 計 画

#### 1 河川施設災害予防

地震による河川等の被害は、堤防の亀裂・沈下・のり面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。

このため、市は、水防計画に基づく体制づくりを図るとともに、施設整備計画により、河川管理施設等の耐震性の向上を図る。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第28節	ため池災害予防計画		<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「風水害」を「地震」及び「震災」に</li> <li>● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に</li> </ul>

## 第29節 農林産物災害予防計画

(経済部)

### 第1 基本方針

地震による農林産物関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱等の生産施設の損壊や立木の倒壊、製材施設、農林産物集出荷貯蔵・処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進するとともに、農業農村支援センター、農協等と連携し、農業団体、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

また、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

### 第2 計 画

#### 1 農産物災害予防計画

##### (1) 市

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

##### (2) 住民・関係機関

生産施設等における補強工事を実施し、施設の安全性を確保するとともに、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意し、被害を最小限度にするための安全対策に努める。

#### 2 林産物災害予防計画

##### (1) 市

市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

## 第30節 二次災害の予防計画

(総務部・経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごころからの対策及び活動が必要である。

### 第2 計 画

#### 1 建築物、構造物に係る二次災害予防対策

##### (1) 市

ア 災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、県が認定した応急危険度判定士を受け入れる体制を整備する。

イ 地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

##### (1) 市・岳南広域消防組合

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

##### (2) 関係機関（危険物取扱事業所）

ア 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

イ 危険物施設の耐震性の向上

ウ 防災応急対策用資機材等の整備

エ 自衛消防組織の強化促進

オ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

#### 3 河川施設の二次災害予防対策

##### (1) 市

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、現在工事中の箇所及び危険箇所等を把握すると

ともに、今後、さらに河川施設の整備（耐震性の向上等）を進めていく必要がある。

(2) 関係機関（河川管理者）

改善の必要があると認められる施設について整備を図るものとする。

**4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策**

(1) 市

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。



## 第31節 防災知識普及計画

(総務部・子ども部・消防部・教育委員会)

### 第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、市は、災害文化の伝承や体系的な教育により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

### 第2 計 画

#### 1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動

##### (1) 市

ア 避難指示の意味及び発令時にとるべき行動のほか、要配慮者に対する配慮、食料等の備蓄等防災思想の普及徹底を図る。

イ 県所有の地震体験車等を利用して、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか肌で体験できる機会を設ける。

ウ 自主防災組織等に対し、「防災ガイドブック」等をもとに各地区の防災上の課題を検討し、必要な対策を実施するよう指導するとともに、これに協力する。

##### (2) 岳南広域消防組合

ア 自主防災組織等の防災知識の普及、組織の育成に努める。

イ スライド、写真展、防災講話等の開催による防災知識の普及を図る。

##### (3) 住民・自主防災組織・企業等

地区別防災マップ等を作成し、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応を図る。

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、次のような活動を通じて防災意識を高める。

ア 危険箇所、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

イ 発災時の連絡方法

ウ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

エ 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認

オ 備蓄食料の試食及び更新

カ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

キ 男女のニーズの違いに配慮した対策の推進

ク 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則の周知や安否確認手段の検討

ケ 地域の防災マップの作成

コ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

サ 避難生活に関する知識の習得

また、企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

## 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

### (1) 市

市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

### (2) 岳南広域消防組合

旅館、ホテル等の防災上重要施設等における訓練時期をとらえて、災害時における配慮すべき事項等、防災意識の普及徹底に努める。

### (3) 防災上重要な施設の管理者等

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

## 3 学校等における防災教育の推進

(1) 学校等においては、大規模災害にも対処できるように、市及び関係機関と連携した、より実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等について指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険箇所

オ 要配慮者に対する配慮

(3) 教職員向けの指導資料の活用や研修の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

## 4 市職員に対する防災知識の普及

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災担当の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても、各種防災訓練、防災に関する研修・講習会等への参加を通じて防災知識の普及・高揚に努める。

## 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

### (1) 市

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組みを

支援する。

(2) 住民

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第32節	防災訓練計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第33節	災害復旧・復興への備え		
第34節	自主防災組織等の育成計画		
第35節	企業防災に関する計画		
第36節	ボランティア活動の環境整備		
第37節	災害対策に係る基金等積立及び運用計画		

## 第38節 震災対策に関する調査研究及び観測

(総務部)

### 第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究を実施することが必要となる。

### 第2 計 画

(1) 市

県による地震計が庁舎敷地内に設置され、庁内で地震規模が掌握できるようになっている。

市は、今後とも、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの累積に努める。

(2) 岳南広域消防組合

出火危険、延焼危険区域内での、延焼阻止線の調査研究を進める。

## 第39節 鉄道施設災害予防計画

### 第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、地震の発生に対処するため、耐震性に配慮し、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進するものとする。

### 第2 計画

#### 1 鉄道施設災害予防

##### (1) 市

本計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。

##### (2) 東日本旅客鉄道（株）

###### ア 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的にすべての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講ずる。

###### イ 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

###### ウ 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

##### (3) 長野電鉄（株）

###### ア 計画目標

駅舎及び諸施設の改良・新設を推進して交通施設の整備強化を図り、安全輸送の確保に努めるとともに、地震災害に対して万全の処置を講じ被害の防止に努める。

###### イ 実施計画

###### (ア) 橋梁・電車線の鉄柱等整備

年1回定期的に点検・検査をして、不良箇所の補強を実施する。

###### (イ) 線路の整備

調査資料に基づき、防災工事が必要な箇所については、その対策工事を実施する。

###### (ウ) 災害発生に対し速やかに対応し、輸送の安全と旅客公衆の安全を確保するため、防災・復旧訓練を実施する。

###### (エ) 災害用資材の整備

###### (オ) 落石、雪崩等の危険箇所に設置してある落石警報装置の点検整備

## 第40節 積雪期の地震災害予防計画

(総務部・経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

### 第2 計画

#### 1 雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものであり、市は、各防災関係機関と緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

#### 2 道路交通の確保

##### (1) 市

- ア 除雪体制を整備し、地震時には道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。
- イ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

##### (2) 自主防災組織・住民

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪又は圧雪による避難路の確保に努める。

#### 3 鉄道運行の確保

特に積雪時の地震においては、雪崩等の発生により、公共交通網が混乱し、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることが予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

##### (1) 鉄道各社（東日本旅客鉄道㈱、長野電鉄㈱）

- ア 排雪車両及び除雪機械等による除雪体制の強化
- イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- ウ 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

#### 4 航空輸送の確保

市は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除雪・圧雪体制を整備する。

#### 5 雪崩予防計画

市は、市内の雪崩危険箇所の住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図る。

#### 6 家屋倒壊の防止

##### (1) 市

建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

##### (2) 建築物の所有者等

ア 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に

努めるものとする。

イ 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

## 7 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

### (1) 市・岳南広域消防組合

ア 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

イ 防火水槽及び自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。

ウ 防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。

エ 多雪式消火栓の整備を図る。

## 8 避難場所及び避難路の確保

(1) 市は、積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずるものとする。

ア 積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

(2) 市は、地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。

(3) 市は、避難誘導のための標識は、住民が安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。

## 9 寒冷対策の推進

(1) 市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努める。

(2) 市は、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(3) 市は、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

## 10 スキー客等に対する対策

### (1) 市

市は、スキー場利用客の避難・救助・孤立などの対策について定めるよう努める。

### (2) スキー場事業者

スキー場事業者は、スキー客に対する食料・燃料・医療などの孤立対策計画を定めるよう努める。



節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。
第42節	観光地の災害予防計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「風水害」を「地震」及び「震災」に</li> <li>● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に</li> </ul>

## 第2章 災害応急対策計画

### 防災関係機関等の役割分担表

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第1節 災害情報の収集・連絡活動</b>				
緊急地震速報の伝達	全部局		全部局	放送事業者
報告の種別	全部局			
被害状況等の調査と調査責任機関	全部局			岳南広域消防組合
災害情報の収集・連絡系統	全部局			防災関係機関
通信手段の確保	総務部	アマチュア無線局開局者		岳南広域消防組合、NTT東日本、通信事業者
<b>第2節 非常参集職員の活動</b>				
活動体制の確立	全部局	区長	全部局	防災関係機関
災害対策本部の設置	総務部			防災関係機関
<b>第3節 広域相互応援活動</b>				
<b>第4節 ヘリコプターの出動要請計画</b>				
<b>第5節 自衛隊の災害派遣</b>				
<b>第6節 救助・救急・医療活動</b>				
「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を参照				
<b>第7節 消防活動</b>				
消防活動	消防部	住民、自主防災組織	危機管理部 県警察本部	自衛隊、岳南広域消防組合、消防団
救助・救急活動	消防部	住民、自主防災組織		自衛隊、岳南広域消防組合、消防団
<b>第8節 水防活動</b>				
<b>第9節 要配慮者に対する応急活動</b>				
<b>第10節 緊急輸送活動</b>				
<b>第11節 障害物の処理活動</b>				
「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を参照				
<b>第12節 避難受入れ及び情報提供活動</b>				
避難勧告等	総務部		知事 県職員 県警察本部	自衛隊
警戒区域の設定	総務部		県警察本部	自衛隊、岳南広域消防組合、消防団
避難誘導活動	全部局	住民	県警察本部	自衛隊

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
避難所の開設・運営	総務部 健康福祉部 子ども部 くらしと文化部 教育委員会 学校長	住民、自主防災組織、ボランティア	危機管理部 教育委員会	日赤県支部
広域的な避難を要する場合の活動	総務部		危機管理部	
住宅の確保	建設水道部		危機管理部 建設部	
被災者等への的確な情報提供	総務部		危機管理部	
<b>第13節 孤立地域対策活動</b> <b>第14節 食料品等の調達供給活動</b> <b>第15節 飲料水の調達供給活動</b> <b>第16節 生活必需品の調達供給活動</b> <b>第17節 保健衛生、感染症予防活動</b> <b>第18節 遺体の搜索及び対策等の活動</b> <b>第19節 廃棄物の処理活動</b> <b>第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</b> <b>第21節 危険物施設等応急活動</b> <b>第22節 電気施設応急活動</b> <b>第23節 都市ガス施設応急活動</b> <b>第24節 上水道施設応急活動</b> <b>第25節 下水道施設等応急活動</b> <b>第26節 通信・放送施設応急活動</b> <b>第27節 災害広報活動</b>				
「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を参照				
<b>第28節 土砂災害等応急活動</b>				
大規模土砂災害対策	総務部		農政部	
地すべり等応急対策	総務部 建設水道部	住民	林務部 建設部	岳南広域消防組合、消防団
土石流対策	総務部	住民	建設部	岳南広域消防組合、消防団
崖崩れ応急対策	総務部			
<b>第29節 建築物災害応急活動</b>				
公共建築物	全部局		全部局	
一般建築物	建設水道部	建築物の所有者等	建設部	
文化財	教育委員会	文化財所有者	教育委員会	
<b>第30節 道路及び橋梁応急活動</b>				
<b>第31節 河川施設等応急活動</b>				
「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を参照				

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第32節 二次災害防止活動</b>				
建築物、構造物に係る二次災害防止対策	総務部 経済部 建設水道部	建築物の所有者等	建設部 企業局 県警察本部	道路管理者
危険物施設等に係る二次災害防止対策	総務部 消防部	危険物取扱事業者	危機管理部 健康福祉部 産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
河川施設の二次災害防止対策	建設水道部 消防部		建設部	北陸地方整備局、岳南広域消防組合
山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	総務部 建設水道部		建設部	
<b>第33節 ため池災害応急活動</b>				
ため池災害応急活動	経済部		農政部	ため池管理団体
<b>第34節 農林産物災害応急活動</b>				
「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を参照				
<b>第35節 文教活動</b>				
児童生徒に対する避難誘導	子ども部 教育委員会 学校長		県民文化部 教育委員会	
保育児童に対する避難誘導等	子ども部 教育委員会			
応急教育計画	子ども部 教育委員会 学校長			
教科書の供与及び授業料の減免等	教育委員会			
P T A、地域に対する協力の要請	教育委員会			
<b>第36節 飼養動物の保護対策</b>				
<b>第37節 ボランティアの受入れ体制</b>				
<b>第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制</b>				
<b>第39節 災害救助法の適用</b>				
「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を参照				
<b>第40節 鉄道施設応急活動</b>				
鉄道施設応急活動			建設部	東日本旅客鉄道(株)、長野電鉄(株)
<b>第41節 観光地の災害応急対策</b>				
「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を参照				

# 第1節 災害情報の収集・連絡活動

(全部局)

## 第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

## 第2 対 策

具体的な対策については、第2編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。ただし、緊急地震速報等の地震情報の伝達については、次のとおりである。

### (1) 緊急地震速報の伝達

市域において、最大震度4以上の地震が発生すると推定されるときは、全国瞬時警報システム（J-Alert）により、市防災行政無線によるサイレンの吹鳴・音声放送（自動的に起動）、音声告知放送センター装置による宅内放送が行われる。

### (2) 地震情報等の住民への伝達

市内で震度4以上の地震が発生したときには、市防災行政無線等により、気象庁及び長野地方気象台が発表する地震情報とともに、その時点で判明している被害情報、市の対応（本部の設置等）及び住民がとるべき行動等について広報する。

## 第2節 非常参集職員の活動

(全部局・区 長)

### 第1 基本方針

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び地域防災計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

### 第2 活動の内容

具体的な計画については、第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、職員の活動体制は、次のとおりとする。

なお、各体制の人員については、「動員人員配備計画表」(資料2-7参照)による。

(活動開始基準欄の◎は、指示によらない参集の基準を示す。)

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
事前体制	○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。 (警戒体制以降に継続するための事前対策)	右の基準に該当したときから、危機管理課長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	◎震度3の地震が発生したとき
警戒体制 (部課長)	○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係部課等の部課長で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当したときから、総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	◎震度4の地震が発生したとき
非常体制 (係長職以上の職員及び各部長等が指定した職員)	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	◎噴火警報(噴火警戒レベル4・5)が発表されたとき ◎震度5弱又は5強の地震が発生したとき ○次のいずれかの状況下で市長が必要と認めたとき ( ・災害が発生したとき ・激甚な災害が発生するおそれのあるとき

<p>緊急体制 (全職員)</p>	<p>○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。</p>	<p>右の基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。</p>	<p>◎震度6弱以上の地震が発生したとき ○大規模な災害が発生した場合、市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で市長が必要と認めたとき</p>
-----------------------	--	--	---

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第3節	広域相互応援活動		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第4節	ヘリコプターの出動要請計画		
第5節	自衛隊の災害派遣		
第6節	救助・救急・医療活動		



## 第7節 消防活動

(消防部)

### 第1 基本方針

大規模地震発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは十分な応急措置が実施できないか、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 第2 対策

#### 1 消防活動

##### (1) 市

##### ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、岳南広域消防組合と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

##### イ 情報収集

倒壊家屋状況、人的被害状況、道路状況等の災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行い、パニックの防止を図る。

##### ウ 応援要請等

(ア) 市長は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、他の市町村長に対し応援を求める。

(イ) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第2編第2章第5節「ヘリコプターの出動要請計画」により要請する。

(ウ) 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。

##### (2) 岳南広域消防組合

##### ア 情報収集

(ア) 部隊の効率的な運用を図るため、情報収集を積極的に実施するとともに、被害情報、部隊の配置等消防活動の状況を災害対策本部長に逐次報告する。

(イ) 情報収集のための職員を配置し、参集職員、出場隊、消防署、市災害対策本部、招集消防団員及び住民等から必要な情報を収集する。

(ウ) 情報収集をするため、必要に応じ、関係機関に消防職員を派遣して、情報の相互交換に努める。

##### イ 通信体制の確立

通信・指令等通信統制の確立を図る。

#### ウ 現場活動

警防本部と各現場指揮本部は緊密に連携して、効率的な消火活動を実施する。

#### エ 避難の指示

市長が住民に対し、避難の指示を行った場合、消防長は市と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。

#### オ 応援隊に対する措置

(ア) 応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等連絡調整担当者  
と協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、応援隊に対し、消防組合連絡員を配備  
する。

(イ) 応援隊の宿泊施設又は野営場所、食料等について市と調整等し、後方支援する。

### (3) 住民、自主防災組織等

#### ア 出火防止、初期消火活動等

住民は地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用  
器具は、直ちに使用を中止し、火災の発生を防止するとともに火災が発生した場合は、積極的  
な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大  
の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火  
防止を図る。

## 2 救助・救急活動

### (1) 市

大規模地震発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想され  
ることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るととも  
に、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援協定を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急  
活動を行う。

なお、本項については、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

### (2) 住民、自主防災組織等

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関に協力する。

特に、交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救  
助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第8節	水防活動		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第9節	要配慮者に対する応急活動		
第10節	緊急輸送活動		
第11節	障害物の処理活動		

## 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

(全部局)

### 第1 基本方針

地震時においては、浸水、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難受入活動を行う。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

### 第2 対 策

#### 1 避難指示等

災害時に、地域住民の生命及び身体の保護及び災害の拡大防止のため、必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

##### (1) 避難指示等の実施機関、根拠等

ア 避難指示等を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

実 施 事 項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
避 難 指 示	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
	水 防 管 理 者	水防法第29条	洪 水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警 察 官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災 害 全 般
	自 衛 官	自衛隊法第94条	災 害 全 般
	知事又は市長	原子力災害対策特別措置法第26条	原 子 力 災 害
指定避難所の開設、受入れ	市 長		

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行うことになっている。

##### (2) 避難指示等の意味

避 難 指 示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。
---------	---

### (3) 避難情報の区分

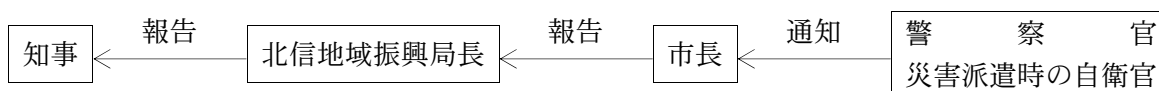
避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況 災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)</li> <li>●居住者がとるべき状況 命の危険 直ちに安全確保</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況 災害のおそれが高い</li> <li>●居住者がとるべき状況 危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。</li> </ul>

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に避難指示等を発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

### (4) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



ア 市長は、避難指示等を行ったとき又は他の実施責任者が避難指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を北信地域振興局長を通じて知事に報告する。

イ 警察官が避難指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 水防管理者が避難指示をしたときは、その旨を中野警察署長に通知する。

エ 知事又はその命を受けた職員が避難指示をしたときは、直ちにその旨を中野警察署長に通知しなければならない。

### (5) 避難指示等の内容

避難指示等を行うに際して、次の事項を明確にする。

ア 避難を要する理由

イ 避難指示等の対象地域

ウ 避難先とその場所

エ 避難経路

オ 注意事項

### (6) 住民への周知

ア 避難指示等を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。

イ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効

果的であるとき、市長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

ウ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、住民等に対し指示する。

エ 市は、防災行政無線、音声告知放送、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、登録制メール「中野市すぐメール」等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

#### (7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市は、災害発生後直ちに民生・児童委員、区長会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

#### (8) 市有施設における避難活動

災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行うとともに、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設等の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合、又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難指示等の内容については、庁内放送による伝達等あらゆる広報手段を通じて、速やかに周知を行う。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 実施者

ア 市長、市職員（災害対策基本法第63条）

イ 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）

オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項——市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

### (2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

### (3) 実施内容の周知・伝達

ア 警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

イ 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

### 3 避難誘導活動

#### (1) 避難指示等を行った者（実施機関）

##### ア 誘導の優先順位

要配慮者、特に避難行動要支援者を優先する。

##### イ 誘導の方法

(ア) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

(イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

(エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(カ) 自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

(キ) 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

(ク) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は北信地域振興局を經由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

(ケ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

(コ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

##### ウ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

#### (2) 住民

##### ア 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。

##### イ 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、ア同様、出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

### 4 避難所の開設・運営

#### (1) 市

ア 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者

のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。(避難所については資料7-1・7-2を参照。ただし、洪水時の避難所については資料7-4による。)

イ 指定施設が使用できないなど、必要に応じて指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。

ウ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

エ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。

(ア) 避難者

(イ) 住民

(ウ) 自主防災組織

(エ) 他の地方公共団体

(オ) ボランティア

(カ) 避難所運営について専門性を有した外部支援者

オ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

カ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

キ 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。

ケ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

コ 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

サ 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障がい者用携帯便器等の供給



等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。

- (イ) 介護用品、育児用品等避難者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。
- (ウ) 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
  - a ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣
  - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
  - c 病院や社会福祉施設等への受入れ
- (エ) 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (オ) 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

シ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

ス 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

セ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ソ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

タ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。

チ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

## (2) 学校長等

ア 学校等が指定避難所として利用される場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

イ 学校長等は、指定避難所の運営について、必要に応じ、市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。

ウ 児童生徒が在校時等に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長等は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、指定避難所内に避難者と児童生徒のための場所を明確に区分する。

## (3) 関係機関

ア 指定避難所の運営について、必要に応じ市長に協力する。

イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設、要配慮者利用施設等においては、入所者の処遇の継続を

確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。

ウ 日本赤十字社長野県支部は、市の災害対策本部並びに市社会福祉協議会の日赤窓口と連携をとり、被災者救援に協力する。

(ア) 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供

(イ) 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

#### (4) 住 民

指定避難所の管理運営については、市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

### 5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・受入れが必要と判断される場合には、県に支援を要請する。

(2) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。

(3) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

(4) 避難者を受け入れるときは、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

(5) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

### 6 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、市及び県は相互に連携し、市営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

#### (1) 市

##### ア 市営住宅の活用等

(ア) 利用可能な市営住宅等を把握し、被災者に提供する。

(イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

(ウ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

(エ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

##### イ 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が住居に必要な戸数とする。

(イ) 応急仮設住宅の建設のため、市有地等（資料12-2参照）を提供する。

(ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

(エ) 知事の委任を受けて、市営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

- (オ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

## 7 被災者等への的確な情報提供

### (1) 市

ア 市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

イ 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ 市は、県と連携し、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

エ 市は、県と連携し、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

### (2) 関係機関

ア 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

イ 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第13節	孤立地域対策活動		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第14節	食料品等の調達供給活動		
第15節	飲料水の調達供給活動		
第16節	生活必需品の調達供給活動		
第17節	保健衛生、感染症予防活動		
第18節	遺体の捜索及び対策等の活動		
第19節	廃棄物の処理活動		
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動		
第21節	危険物施設等応急活動		
第22節	電気施設応急活動		
第23節	都市ガス施設応急活動		
第24節	上水道施設応急活動		
第25節	下水道施設等応急活動		
第26節	通信・放送施設応急活動		
第27節	災害広報活動		

## 第28節 土砂災害等応急活動

(総務部・建設水道部)

### 第1 基本方針

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断に努める。

### 第2 対策

#### 1 大規模土砂災害対策

##### (1) 市

警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

##### (2) 住民

警戒情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

#### 2 地すべり等応急対策

##### (1) 市

ア 県河川砂防情報ステーションを活用して警戒情報を住民に提供し、必要に応じて、本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難指示等の処置を講ずる。

イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を実施する。

##### (2) 関係機関

ア 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

イ 余震、豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生するおそれがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。

ウ 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

##### (3) 住民

警戒情報に注意を払い、指示が出された場合、これに迅速に従う。

#### 3 土石流対策

##### (1) 市

必要に応じて、県河川砂防情報ステーションを活用して本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難指示等の措置を講ずる。

##### (2) 関係機関

ア 直轄で所掌している砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行う。

イ 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土

砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。

ウ 防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

(3) 住 民

警戒情報に注意を払い、指示が出された場合、これに迅速に従う。

#### 4 崖崩れ応急対策

(1) 市

ア 警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

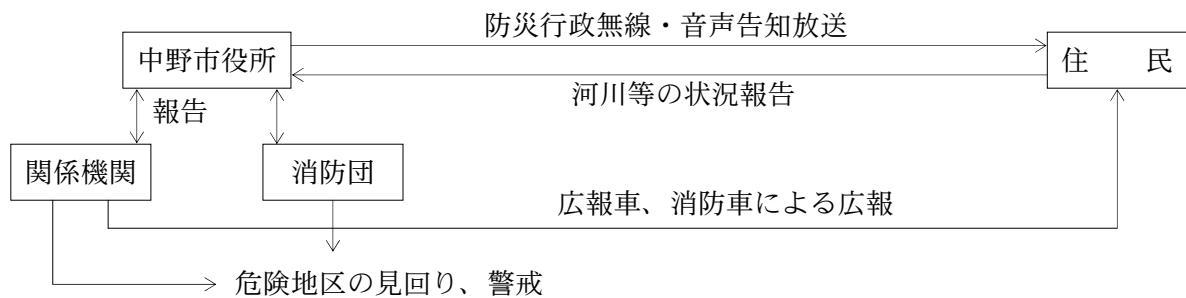
イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

(2) 住 民

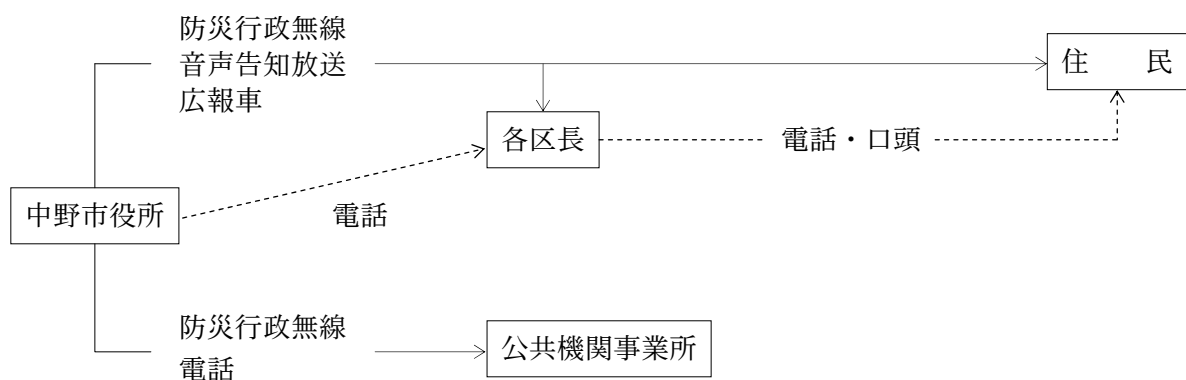
警戒情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

#### 警報・避難指示等発表時の連絡系統等

(1) 警報を発表したとき（警戒体制）



(2) 避難指示等を発表したとき（避難体制）



## 第29節 建築物災害応急活動

(全部局)

### 第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

### 第2 対 策

#### 1 公共建築物

##### (1) 市

ア 庁舎、社会福祉施設、要配慮者利用施設、医療機関、市立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

イ 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を北信地域振興局長に対し行う。

ウ 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。

##### (2) 関係機関（全機関）

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

#### 2 一般建築物

##### (1) 市

ア 被害状況を把握し、危険防止のための必要な措置を講ずる。

イ 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を北信建設事務所長に対し行う。

##### (2) 建築物の所有者等

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずる。

#### 3 文化財

##### (1) 市

市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、市内の文化財等に被害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

##### (2) 建築物の所有者等

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第30節	道路及び橋梁応急活動		<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p>
第31節	河川施設等応急活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「風水害」を「地震」及び「震災」に</li> <li>● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に</li> </ul>



## 第32節 二次災害防止活動

(総務部・経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

### 第2 対策

#### 1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

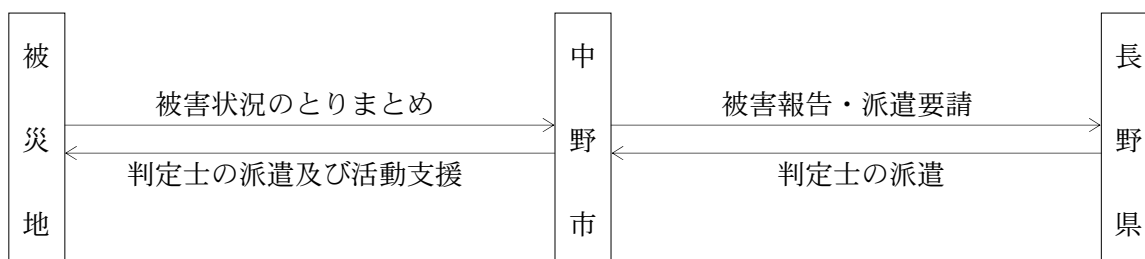
〈建築物関係〉

##### (1) 市

ア 被災地において応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

- (ア) 応急危険度判定士の派遣要請
- (イ) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
- (ウ) 市内の被災地域への派遣手段の確保
- (エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ 市は、必要に応じ、倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。



##### (2) 建築物の所有者等

応急危険度判定士により危険度を判定された建築物の所有者等は、判定結果に基づき、必要な措置を講ずる。

〈道路及び橋梁関係〉

##### (1) 市

道路及び橋梁の被害状況について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

##### (2) 関係機関

ア 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

イ パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

ウ 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

エ パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

## 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

### (1) 市・岳南広域消防組合

危険物等は適正な管理がされないと、それ自体が大きな災害につながる。二次災害の発生及び拡大を防止するため、第2編第2章第22節「危険物施設等応急活動」を迅速かつ的確に実施する。主な活動内容は次のとおりとする。

#### ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

#### イ 危険物施設等の緊急使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

#### ウ 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

#### エ 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設等の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

## 3 河川施設の二次災害防止対策

### (1) 市

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

イ その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

ウ 災害防止のため、応急工事を実施する。

エ 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

オ 必要に応じて、水防活動を実施する。

### (2) 関係機関（千曲川河川事務所、北信建設事務所）

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

イ その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

ウ 災害防止のため、応急工事を実施する。

## 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

### (1) 市

緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

## 第33節 ため池災害応急活動

(経済部)

### 第1 基本方針

地震の発生によりため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を的確に把握するとともに、被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。(資料13-9 参照)

### 第2 対 策

#### (1) 市

- ア 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- ウ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

#### (2) 関係機関

- ア 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市に通報する。
- イ 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第34節	農林産物災害応急活動		<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「風水害」を「地震」及び「震災」に</li> <li>● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に</li> </ul>

## 第35節 文教活動

(子ども部・教育委員会・学校長)

### 第1 基本方針

学校及び保育所は、多くの児童生徒等を受け入れる施設であり、災害発生時においては、学校長及び所長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料・保育料の減免等の措置を行う。

### 第2 対策

#### 1 児童生徒に対する避難誘導

##### (1) 市

学校長は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

##### ア 第一次避難場所への避難誘導

- (ア) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。
- (イ) 全校の児童生徒の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒がいる場合は、捜索・救出に当たる。

##### イ 第二次避難場所への避難誘導

- (ア) 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒を誘導する。
- (イ) 保護者にはあらかじめ第二次避難誘導場所を周知しておくとともに、第二次避難場所に児童生徒等を誘導することとなった場合には、防災行政無線、電話等により保護者に周知し、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

##### ウ 避難勧告

避難場所に到着次第、速やかに児童生徒の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒がいる場合は捜索・救出に当たるとともに、避難状況を教育委員会、市及び関係機関に報告又は連絡する。

##### エ 児童生徒の帰宅、引渡し、保護

- (ア) 児童生徒を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒の安全を配慮し、下校の方法を決定する。
- (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難

所において保護する。

## 2 保育児童に対する避難誘導等

### (1) 市

所長は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、保育児童の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

#### ア 第一次避難場所への避難誘導

(ア) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童を整然と速やかに、所庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

(イ) すべての児童の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童がいる場合は、捜索・救出に当たる。

#### イ 第二次避難場所への避難誘導

(ア) 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童を誘導する。

(イ) 保護者にはあらかじめ第二次避難誘導場所を周知しておくとともに、第二次避難場所に児童等を誘導することとなった場合には、防災行政無線、電話等により保護者に周知し、保育所に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

#### ウ 避難勧告

避難場所に到着次第、速やかに児童の避難状況を把握し、所在不明の児童がいる場合は捜索・救出に当たるとともに、避難状況を市及び関係機関に報告又は連絡する。

#### エ 児童の帰宅、引渡し、保護

(ア) 児童を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、帰宅の方法を決定する。

(イ) 災害の状況によっては、職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

(ウ) 災害の状況及び児童の状況により、帰宅させることが困難な場合は、保育所又は避難所において保護する。

#### オ 災害後の保育事業の再開等

(ア) 災害により保育所施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を市に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。

(イ) 災害により保育士が不足する場合は、市内での調整及び近隣市町村への派遣要請により確保する。

(ウ) 市は、必要に応じて、被災した児童について保育料の減免措置を講ずる。

## 3 応急教育計画

内容については、第2編第2章第36節「文教活動」に準ずる。

## 4 教科書の供与及び授業料の減免

内容については、第2編第2章第36節「文教活動」に準ずる。

## 5 P T A、地域に対する協力の要請

内容については、第2編第2章第36節「文教活動」に準ずる。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第36節	飼養動物の保護対策		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第37節	ボランティアの受入れ体制		
第38節	義援物資及び義援金の受入れ体制		
第39節	災害救助法の適用		

## 第40節 鉄道施設応急活動

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

### 第2 対策

#### (1) 東日本旅客鉄道㈱

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておく。

#### ア 被害状況の把握

東京地域本社管内及び長野支社管内で震度6以上の地震が発生した場合等被害が甚大で、かつ、広域に及ぶときは、被害状況の早期把握ができるよう、情報連絡拠点及び救助中継基地を指定し、この拠点を介して周辺の被害状況、救助要員の参集状況等を把握する方法を定めておく。

#### イ 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び受入れの方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

#### ウ 水防、消防及び救助に関する措置

(ア) 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

(イ) 東京地域本社管内及び長野支社管内で震度6以上の地震が発生した場合は、本社災害対策本部の指示に基づき、非被災支社から被災支社の救助中継基地等に救助要員を派遣する。

#### エ 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用し得るよう、その方法及び運用について定めておく。

#### オ 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携の下に、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

#### カ 災害復旧



(7) 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

(1) 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施する。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

(2) 長野電鉄株

ア 災害対策本部の設置

イ 本部は、次の業務を行う。

(7) 被害情報の収集と本部への伝達

(1) 職員の非常招集

(ウ) 災害箇所の調査及び報告

(エ) 応急復旧工事用機器資材の調達

(オ) 不通箇所の代行振替輸送の検討手配を行う。

ウ 運転指令は、地震が発生して列車の運転が危険と判断した場合は、直ちに列車無線により列車の停止手配を指令し、次の処置をする。

(7) 停止した列車番号・位置を把握し、被害の状況確認に努める。

(1) 震度4以下の場合、運転を再開する。この場合、状況が確認できないときは注意運転を指令する。

(ウ) 震度5弱以上の場合、線路の状態を総点検し、指示あるまで運転を再開してはならない。

エ 災害復旧に当たっては、早期復旧に全力をつくし危険箇所の点検後安全を十分に確認したのち運送業務に当たる。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第41節	観光地の災害応急対策		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に

## 第3章 災害復旧・復興計画

### 防災関係機関等の役割分担表

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第1節 復旧・復興の基本方針の決定</b>				
<b>第2節 迅速な原状復旧の進め方</b>				
「第2編 風水害対策編 第3章 災害復旧・復興計画」を参照				
<b>第3節 計画的な復興</b>				
復興計画の作成	全部局		全部局	
防災まちづくり	全部局	住民		
特定大規模災害からの復興	全部局			
<b>第4節 資金計画</b>				
<b>第5節 被災者等の生活再建等の支援</b>				
<b>第6節 被災中小企業等の復興</b>				
<b>第7節 被災した観光地の復興</b>				
「第2編 風水害対策編 第3章 災害復旧・復興計画」を参照				

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第1節	復旧・復興の基本方針の決定		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。
第2節	迅速な原状復旧の進め方		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「風水害」を「地震」及び「震災」に</li> <li>● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に</li> </ul>

## 第3節 計画的な復興

(全部局)

### 第1 基本方針

大規模地震等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

### 第2 対策

#### 1 復興計画の作成

##### (1) 市

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

##### (2) 関係機関

市及び県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

#### 2 防災まちづくり

##### (1) 市

ア 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。

また、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

イ 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、次の事項を目標とする。

(ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路等の整備

(イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

(ウ) 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

(エ) 耐震性貯水槽の設置等

ウ 前記イの目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

- (イ) 既存不適格建築物について、防災の観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。
  - (ウ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り、迅速かつ円滑に実施する。
  - (エ) 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。
  - (オ) 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- エ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- オ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

(2) 関係機関

市及び県等と連携を図り、整合性のある事業を実施するものとする。

(3) 住民

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、次世代のための将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力に努める。

### 3 特定大規模災害からの復興

- (1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第4節	資金計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第5節	被災者等の生活再建等の支援		
第6節	被災中小企業等の復興		
第7節	被災した観光地の復興		

# 第1章 総 則

## 第1節 計画作成の趣旨

### 第1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、防災関係機関、原子力事業者及び住民と相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

### 第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。
- (3) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する次に掲げる者をいう。
  - ア 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第13条第1項に規定する核燃料物質の加工の事業の許可を受けた者
  - イ 規制法第23条第1項に規定する原子炉の設置の許可を受けた者
  - ウ 規制法第43条の4第1項に規定する使用済核燃料の貯蔵の事業の許可を受けた者
  - エ 規制法第44条第1項に規定する核燃料物質の再処理の事業の指定を受けた者
  - オ 規制法第51条の2第1項に規定する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄の事業の許可を受けた者
  - カ 規制法第52条第1項に規定する核燃料物質の使用の許可を受けた者
- (4) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。
- (5) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項に掲げる次の事象をいう。
  - ア 原子力事業所の区域の境界付近において、放射線測定設備により、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたこと。
  - イ 原子炉の運転等のための施設の排気筒など通常放出現場で、拡散などを考慮した1時間当たり5マイクロシーベルト相当の放射性物質が検出されたこと。
  - ウ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域以外の場所で、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量又は1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射性物質が

検出されたこと。

エ 輸送容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたこと。

オ 臨界事故の発生又はそのおそれがある原子力緊急事態

カ 原子炉の運転等のための施設の内部において、核燃料物質が臨界状態にあること。

(6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する原子力事業者の原子炉の運転等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいう。

### 第3 計画の性格及び修正

この計画は、原子力災害に対処すべき基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

### 第4 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5Km）」及び「緊急時防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね30Km）」にも県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急時防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのある原子力災害を本計画の対象とする。

## 第2節 防災の基本方針

市は、県からの情報収集、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。



## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

#### 4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 市

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
(2) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
(3) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。
(4) 健康被害の防止に関すること。
(5) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
(6) 農林産物の採取及び出荷制限に関すること。
(7) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
(8) 汚染物質の除去等に関すること。
(9) その他原子力防災に関すること。

## 2 県

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。 (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。 (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。 (5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。 (6) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。 (7) 健康被害の防止に関すること。 (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。 (9) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。 (10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。 (11) 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。 (12) 汚染物質の除去等に関すること。 (13) その他原子力防災に関すること。

## 3 原子力事業者

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 原子力施設の防災管理に関すること。 (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。 (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 (8) 汚染物質の除去に関すること。

## 4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務は、第1編第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

## 第2章 災害に対する備え

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章「災害応急対策」に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

### 1 モニタリング等

市は、県と連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

### 2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 市は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 市は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は指定避難所とするよう努める。

### 3 健康被害の防止

市は、県と連携し、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

### 4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市は、県及び原子力事業者と連携し、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 放射線防護に関すること。
- (4) 県等が講じる対策の内容に関すること。
- (5) 屋内退避、避難に関すること。
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

### 5 原子力防災に関する訓練の実施

市は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、市はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

### 第2節 情報の収集・連絡活動

(総務部)

#### 1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に設置される原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市及び県が行う応急対策について協議する。
- (2) 市は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

#### 2 通信手段の確保

- (1) 市は、県と連携し、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。



## 第3節 活動体制

(総務部)

### 1 活動体制

#### (1) 警戒本部の設置

##### ア 設置基準

市長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

- (ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
- (イ) その他市長が必要と認めたとき。

##### イ 組織

本部長：市長、副本部長：副市長・教育長、本部員：本部長の指定する者

##### ウ 所管事務

指示の徹底及び各部局の情報交換・対応の調整等を行う。

#### エ 警戒本部の廃止

おおむね次の基準による。

- (ア) 災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 市長が市内において屋内退避又は避難のおそれがなくなったと認めたとき。

#### (2) 災害対策本部の設置

##### ア 設置基準

市長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

- (ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。
- (イ) その他市長が必要と認めたとき。

##### イ 組織

「中野市災害対策本部条例」(資料2—6参照)に定めるところによる。

本部長：市長、副本部長：副市長・教育長、本部員：本部長の指定する者

##### ウ 所管事務

第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に定める事務を行う。

#### エ 災害対策本部の廃止

おおむね次の基準による。

- (ア) 市内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。
- (イ) 市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

## 第4節 モニタリング等

(総務部・健康福祉部・子ども部・くらしと文化部・経済部・建設水道部・教育委員会)

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときは、次の対応を行う。

### 1 災害時のモニタリング

- (1) 市は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、結果を市ホームページ等で公表する。
- (2) 市は、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

### 2 放射能濃度の測定

- (1) 県は、必要に応じて水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果をホームページ等で公表する。
- (2) 市は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

## 第5節 健康被害防止対策

(健康福祉部)

### 1 健康被害防止対策の実施

市は、県と連携し、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保を行うとともに、住民に対し、健康相談窓口を設置する。

## 第6節 住民等への的確な情報伝達

(総務部・健康福祉部・経済部)

### 1 住民等への情報伝達活動

(1) 市は、県と連携し、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者である高齢者、障がい者、傷病者、外国籍住民、児童、乳幼児、妊産婦等や一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県や原子力事業者との情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

(2) 市は、報道機関を通じて原子力災害に関する広報活動を行う必要があると認めるときは、北信地域振興局を經由して、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。

### 2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、県と連携し、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

## 第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

(総務部・健康福祉部・子ども部・くらしと文化部・消防部・教育委員会)

### 1 屋内退避及び避難誘導

(1) 市は、市内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に対し次の方法等で情報を提供する。

ア 防災行政無線・音声告知放送や広報車等による広報活動

イ 消防団・消防本部の広報車等による広報活動

ウ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

エ インターネット、市ホームページを活用した情報提供

(2) 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。

ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要



に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ、管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導に当たっては、要配慮者である高齢者、障がい者、傷病者、外国籍住民、児童、乳幼児、妊産婦等とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和3年7月21日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値 <sup>(注1)</sup>	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>(注2)</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>(注3)</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 <sup>(注4)</sup> させるための基準	20 $\mu$ Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

(注1) 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

(注2) 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

(注3) 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

(注4) 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

## 2 広域避難活動

(1) 市は、市の区域を越えて避難を行う必要が生じたときは、他の市町村に対し受入先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請するとともに県と連携し、避難先及び輸送ルートの

調整を行う。

- (2) 市は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (3) 市は、他市町村から避難者受入れの要請を受けたときは、あらかじめ定めた避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (4) JR会社、鉄道会社、路線バス会社等は、市及び県と連携し、避難者の輸送を行う。
- (5) 自衛隊は、市及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

### 3 交通の規制及び立入制限等の措置

市は、屋内退避又は避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう、県を通じて、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

## 第8節 緊急輸送活動

(総務部)

### 1 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送体制の確立

- ア 市は、県と連携し、緊急輸送の円滑な実施を確保する。
- イ 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、県に支援を要請する。

## 第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

(健康福祉部・経済部・建設水道部)

### 1 飲料水、飲食物の摂取制限

- (1) 県は、国の指示、要請及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。
- (2) 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

### 2 農林産物の採取及び出荷制限

- (1) 県は、国の指示及び要請に基づき、農林産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。
- (2) 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、農林産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

### 3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル／キログラム以上

(「原子力災害対策指針（令和3年7月21日）」より)

対 象	放射性セシウム
飲料水	10ベクレル／キログラム以上
牛乳	50ベクレル／キログラム以上
一般食品	100ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50ベクレル／キログラム以上

(厚生労働省省令及び告示より)

## 第10節 県外からの避難者の受入れ活動

(全部局)

### 1 避難者の受入れ

市は、県と協力し、県境を越えて避難する者に対する受入れ活動を次のとおり実施する。

#### (1) 緊急的な一時受入れ

市は、市の保有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者である高齢者、障がい者、傷病者、外国籍住民、児童、乳幼児、妊産婦等及びその家族を優先する。

#### (2) 短期的な避難者の受入れ

ア 市は、緊急的な一時受入れと同様に、市の施設で対応する。

イ アによる受入れが困難な場合、県と連携して市内の旅館・ホテル等を借り上げて、避難所とする。

#### (3) 中期的な避難者の受入れ

市は、必要に応じて次の対応を行う。

ア 避難者に対しては、市営住宅への受入れを行う。

イ 民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供する。

ウ 長期的に市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

### 2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 市は、県及び避難元市町村等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 市は、県と連携し、避難者に関する情報を活用し、避難者に対し避難元市町村からの情報を提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。

## 第4章 災害からの復旧・復興

市は、国、県及び原子力事業者と相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

### 1 放射性物質による汚染の除去等

市は、県と連携し、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

### 2 その他災害後の対応

- (1) 市は、県と連携し、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- (2) 市は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに市ホームページ等で公表する。
- (3) 市は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県及び関係団体等と連携し、かつ、報道機関等の協力を得て、農林業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (4) 市は、県と連携し、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

## 第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、その対応については、「第2章 災害に対する備え」、「第3章 災害応急対策」、「第4章 災害からの復旧・復興」を準用する。

# 第1章 雪害対策

## 第1節 災害予防計画

### 第1 基本方針

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、国・県・市道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

なお、本計画を円滑に実施するための主な取組は、次のとおりである。

- (1) 市内の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。

### 第2 計画

#### 1 雪害に強いまちづくり

市は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。

##### (1) 市

ア 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。

イ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。

ウ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において、道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。

エ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

オ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

#### 2 道路交通の確保計画

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、市、関係機関は、除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

##### (1) 市

ア 市は、それぞれの計画の定めるところにより、除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある

支障木の伐採等の対策を行う。

イ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに、排雪場所の周知を図る。

ウ 集中的な大雪に対しては、市は、県と連携し、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

エ 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。

オ 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

## (2) 県（建設部）

ア 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立する。

イ 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。

## (3) 関係機関

ア 高速道路の交通を確保するため、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。また、早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努める（東日本高速道路株）。

イ 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努める。（長電バス株）

## (4) 住民

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努める。

## 3 鉄道運行確保計画

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたつて、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力、運転を確保する。

なお、鉄道会社と事前に打ち合わせを行って、日ごろの連絡協力体制を密にして、除雪等については必要に応じて協力をするなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

### (1) 関係機関（東日本旅客鉄道株・長野電鉄株）

ア 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれに当たる。

イ 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施する。

ウ 雪崩発生危険箇所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ、予防措



置を行い、安全運行の確保を図る。

エ 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ、給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、市・住民等に協力を求めて、給食・医療の万全を期する。

オ 雪害時において、旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて、消防機関又は自衛隊に応援要請を行う。

#### 4 雪崩災害予防計画

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所（資料13-7参照）における雪崩対策事業を計画的に実施する。

##### (1) 市

市内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図る。

##### (2) 関係機関

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ、予防措置を講ずる。

#### 5 電力の確保

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため、必要な施設の強化を行う。

##### (1) 関係機関（中部電力パワーグリッド㈱）

ア 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。

イ 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行う。

ウ 配電設備については、以下の対策を行う。

(ア) 電線の太線化

(イ) 難着雪化電線の使用

(ウ) 支持物の強化

(エ) 冠雪対策装柱の採用

(オ) 雪害対策支線ガードの採用

#### 6 通信の確保

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

##### (1) 関係機関（東日本電信電話㈱）

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

#### 7 医療の確保

##### (1) 市

ア へき地診療所整備事業の実施

イ 患者輸送車整備事業の実施

#### 8 農林産物対策計画

県の協力を得て、雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導及び普及を行う。

## 9 建築物対策

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

### (1) 市

ア 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

イ 雪に強い住宅の普及等を行う。

### (2) 建築物の所有者等

ア 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、民宿、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。

イ 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

## 10 授業の確保等

豪雪地帯あるいは山間地にある学校等においては、学校長等の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

### (1) 市

ア 学校等においては、以下の対策を実施する。

(ア) 学校長等は、天候の急変に際して、教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

(イ) 学校長等は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態をふまえ、授業日の繰替、始業、終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

(ウ) 学校長等は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報を伝達するなど事故防止に努める。

(エ) 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、学校長等は、これを防止するため、雪下ろしを実施するとともに、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時、建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

(オ) 施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮する。

(カ) 学校長等は、緊急時、消防車・救急車などが校内等まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。

## 11 文化財の保護

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な財産であり、次世代に継承していくことが必要である。

特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

### (1) 市

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

(2) 所有者等

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により、破損や損傷のおそれがあるため、これを防止する時期を逸しないよう雪下ろしを実施する。

また、定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずる。

**12 警備体制の確立**

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努める。

**13 雪害に関する知識の普及・啓発**

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、住民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、市は、降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

**14 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え**

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

(1) 市

ア 緊急輸送関係

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、市は、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保を図る。

イ 避難の受入れ関係

(ア) 公民館等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。

(イ) 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。

(ウ) 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩のおそれがない場所を把握する。

**15 情報提供体制の充実**

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

(1) 市

ア 防災行政無線等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

イ インターネット等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

## 第2節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

雪害が発生した場合、あるいはまさに発生するおそれがある場合、雪に関する気象注意報・警報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施について万全を期する。

### 第2 対策

#### 1 警報等の伝達活動

長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、市及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

##### (1) 特別警報発表基準

現象の種類	基 準
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (飯山) (令和3年10月28日現在) 50年に一度の積雪深：285cm 既往最深積雪深：257cm)

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

##### (2) 警報

種 類	発 表 基 準		
暴 風 雪 警 報	平均風速17m/s以上 雪を伴う		
大 雪 警 報	一次細分	市町村等をまとめた地域	12時間降雪の深さ
	北部	中野飯山地域	40cm以上

##### (3) 注意報

種 類	発 表 基 準		
風 雪 注 意 報	平均風速13m/s以上 雪を伴う		
大 雪 注 意 報	一次細分	市町村等をまとめた地域	12時間降雪の深さ
	北部	中野飯山地域	25cm以上
雪 崩 注 意 報	表層雪崩：積雪が50cm以上あって降雪の深さが20cm以上で、風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって降雪の深さ30cm以上 全層雪崩：積雪が70cm以上あって最高気温が平年より5℃以上、又は日降水量が15mm以上		

着氷・着雪注意報	著しい着氷、着雪が予想されるとき
融雪注意報	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され、又は更新されて新たな注意報・警報に切り替えられる。

## 2 住民の避難誘導等

### (1) 市

- ア 住民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。
- イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。
- ウ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

## 3 避難者の受入活動に当たっての雪崩災害等に対する配慮

### (1) 市

- ア 避難誘導に当たっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供する。
- イ 避難所の開設に当たっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

## 4 除雪活動

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。

また、関連する他の道路との整合を常に図る。

市は、それぞれの計画の定めるところにより、除雪体制を確立し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。

## 第2章 航空災害対策

### 第1節 災害予防計画

#### 第1 基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

#### 第2 計 画

##### 1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

##### 2 非常参集体制の整備及び関係機関との連携体制

市は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

##### 3 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材について、岳南広域消防組合と協議の上、その整備に努める。

## 第2節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

航空機の墜落事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

### 第2 対策

#### 1 情報の収集・連絡・通信の確保

##### (1) 情報の収集及び報告

ア 市は、住民から災害発生直後の1次情報を得るなど情報を入手した場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

イ 市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに北信地域振興局へ連絡する。

##### (2) 応急活動対策の情報収集

市は、応急対策の実施状況について県との情報交換を行うとともに、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

#### 2 活動体制の確立

##### (1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

風水害対策編第2章第3節「非常参集職員の活動」に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

##### (2) 広域応援体制への早期対応

市は、災害の規模等により、市の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、風水害対策編第2章第4節「広域相互応援活動」に基づき、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

##### (3) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、風水害対策編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

#### 3 捜索、救助・救急及び消火活動

##### (1) 捜索活動の実施

市は、県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関と消防団との連携による捜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

##### (2) 消火、救助活動の実施

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

##### (3) 医療活動の実施

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や中高医師会、日本赤十字社、自衛

隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

#### 4 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、風水害対策編第2章第28節「災害広報活動」の定めるところによるほか次により実施するものとする。

##### (1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

##### (2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項



# 第3章 道路災害対策

## 第1節 災害予防計画

### 第1 基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

### 第2 計画

#### 1 道路・橋梁等の整備

##### (1) 市

ア 市は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

イ 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

##### (2) 関係機関（東日本高速道路株）

ア 自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施するものとする。

イ 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。

#### 2 災害応急体制の整備

##### (1) 市

市は、地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関との連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

##### (2) 関係機関

ア 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県、市町村の協定等に協力するものとする。（全機関）

イ 自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要となる場合に備え、事前に必要な措置を講じておくものとする。（東日本高速道路株）

ウ 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。（医療機関）

エ 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。（医師会）

## 第2節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じた回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

### 第2 対策

#### 1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

##### (1) 市

パトロール等による巡視の結果や通報、市防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報する。

##### (2) 関係機関（東日本高速道路株）

ア 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

イ 道路管理者はパトロール等による巡視の結果等について、災害の発生又はそのおそれがある場合、速やかに県、市町村、関係各機関へ通報する。また、市町村や県、他の機関等から入手した応報を道路復旧に活用するなどお互いに協力する。

#### 2 救急・救助・消火活動

風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

#### 3 災害応急対策の実施

##### (1) 市

行政区域内の道路・橋梁等の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

##### (2) 関係機関（東日本高速道路株）

ア パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

イ 災害発生箇所、内容、通行規制状況等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

#### 4 関係機関との協力体制の確立

##### (1) 市

必要物資等について速やかに県に要請するなど、県との連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

(2) 関係機関（東日本高速道路株）

パトロール等による巡視の結果や通報等の情報を、速やかに県、市町村、関係各機関へ通報する。また、市町村や県、他の関係機関等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努める。

## 5 道路・橋梁等の応急復旧活動

(1) 市

パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

(2) 関係機関

パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。（東日本高速道路株）

県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動を実施する。（(社)長野県建設業協会、部落解放同盟長野県建設協会）

## 6 災害広報

(1) 市

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、風水害対策編第2章第28節「災害広報活動」の定めるところによるほか次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

# 第4章 鉄道災害対策

## 第1節 災害予防計画

### 第1 基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

### 第2 計 画

#### 1 鉄道施設・設備の整備・充実等

##### (1) 市

###### ア 踏切道の保守・改良

踏切道の改良のため、次の対策の実施について検討する。

###### (ア) 踏切道の構造の改良

###### (イ) 踏切保安設備の整備

###### イ 鉄道施設周辺の安全の確保

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。

###### ウ 被害の拡大を防止するための事前の措置

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

##### (2) 東日本旅客鉄道(株)、長野電鉄(株)

###### ア 施設・設備の整備

事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置を講ずることができるよう、以下の対策を行う。

###### (ア) 線路・路盤等の施設の適切な保守

###### (イ) 線路防護施設の整備の推進

###### (ウ) 列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実

###### (エ) 諸施設の新設及び改良

###### (オ) 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備

###### (カ) 救援車・作業車等の整備

###### (キ) 建築限界の確認

###### (ク) 保安設備の点検・整備

イ 被害の拡大を防止するための事前の措置

(ア) 鉄道事業者及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努める。

(イ) 事故等の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努める。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 市

ア 情報収集・連絡体制の整備

(ア) 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日ごろから相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。

(イ) 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立する。

イ 救助・救急・消火活動のための体制の整備

風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

ウ 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(ア) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携が取れるよう関係機関を交え、調整を行う。

(イ) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておく。

(2) 東日本旅客鉄道(株)、長野電鉄(株)

ア 通信手段の確保等

(ア) 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努める。

(イ) 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電話の整備に努める。

イ 救助・救急・消火活動のための体制の整備

(ア) 事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、県・市町村及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。

(イ) 火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、県・市町村及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。

(ウ) 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努める。

## 第2節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定める。

### 第2 対 策

#### 1 鉄道事故情報等の連絡

- (1) 市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- (2) 発見又は連絡に基づき、市及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難指示、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。
- (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

#### 2 活動体制及び応援体制

##### (1) 市

##### ア 広域応援体制

- (ア) 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、県及び他市町村に応援を求める。
- (イ) 他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

##### イ 自衛隊派遣要請

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

##### (2) 東日本旅客鉄道(株)、長野電鉄(株)

- ア 事故が発生したときは、列車防護等応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。
- イ 事故が発生したときは、必要により現地対策本部を設ける。
- ウ 列車の脱線、線路の故障等により、輸送に著しく影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合は、必要により対策本部を設ける。

#### 3 救急・救助・消火活動

##### (1) 市

風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

##### (2) 東日本旅客鉄道(株)、長野電鉄(株)

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。

事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

#### 4 関係者等への情報伝達活動

##### (1) 市

##### ア 被災者家族等への情報伝達活動

市は、県及び鉄道事業者と緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、受入医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネット関連会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

##### イ 一般住民への情報伝達活動

市は、県及び鉄道事業者と緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、受入医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネット関連会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

##### (2) 東日本旅客鉄道㈱、長野電鉄㈱

鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。

# 第5章 危険物等災害対策

## 第1節 災害予防計画

### 第1 基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

### 第2 計画

#### 1 危険物等関係施設の安全性の確保

##### (1) 市・岳南広域消防組合

###### ア 規制及び指導の強化

市は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、以下の指導を行う。

- (ア) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- (イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- (ウ) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

イ 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

###### イ 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

##### (2) 関係機関（危険物取扱事業所）

ア 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。

イ 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。

ウ 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。

#### 2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

##### (1) 市・岳南広域消防組合

###### ア 消火資機材の整備促進

市は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備



を図る。

イ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

ウ 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

(2) 関係機関（危険物取扱事業所）

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化するものとする。

3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等を行うとともに、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(1) 市・岳南広域消防組合

ア 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。（資料9-2参照）

イ 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄促進について指導する。

ウ 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

エ 給水車、給水タンクの整備促進を図るとともに、他の事業者等との相互応援体制を整備する。

(2) 関係機関（河川管理者、危険物等施設の管理者）

ア 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄を図るものとする。

イ 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。

## 第2節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除き、本節に定めるところによる。

### 第2 対策

#### 1 災害情報の収集・連絡活動

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

##### (1) 市

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

##### (2) 事業者

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、中野警察署、岳南広域消防組合等に連絡する。

#### 2 災害の拡大防止活動

##### 〈共通事項〉

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

##### 〈危険物関係〉

##### (1) 市

###### ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

###### イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

###### ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

##### (2) 関係機関（危険物施設の管理者等）

###### ア 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするものとする。

###### イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

## ウ 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずるものとする。

## エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

### (7) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

### (1) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

## オ 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

## カ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

### 〈毒物・劇物関係〉

#### (1) 市・岳南広域消防組合

ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

エ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

#### (2) 営業者及び業務上取扱者

ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

イ 毒物劇物貯蔵設備等における災害拡大防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

ウ 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

(7) 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに北信保健福祉事務所、中野警察署又は岳南広域消防組合へ連絡する

ものとする。

(イ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

北信保健福祉事務所、中野警察署、岳南広域消防組合及び市と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

(3) 水道事業者等

取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

**3 危険物等の大量流出に対する応急対策**

(1) 市・岳南広域消防組合

ア オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 環境モニタリングを実施する。

エ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

(2) 関係機関（河川管理者、危険物等施設の管理者等）

ア 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。（河川管理者、危険物等施設の管理者等）

イ 危険物等の流出の事態が発生させた場合又は発見した場合は、速やかに北信保健福祉事務所、中野警察署、岳南広域消防組合等関係機関に通報するものとする。（危険物等施設の管理者等）

# 第6章 大規模な火事災害対策

## 第1節 災害予防計画

### 第1 基本方針

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成する。

### 第2 計画

#### 1 大規模な火事災害に強いまちの形成

##### (1) 市

市は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いまちづくりを行う。

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域の指定等について検討する。

ウ 「都市計画マスタープラン」及び策定予定の「緑の基本計画」に基づき、防災対策に資する公園・緑地、防災遮断帯等を効果的に計画配置するとともに、都市公園の積極的な整備に努める。

エ 幹線道路について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。

オ 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。

#### 2 火災に対する建築物の安全化

##### (1) 市・岳南広域消防組合

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

ア 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。

イ 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。

ウ 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義

務を課しているが、その履行を促進する。

エ 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

### 3 救助・救急用資機材の整備

#### (1) 市・岳南広域消防組合

ア 救助工作車については、消防力の整備指針による台数の整備を図る。また、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

イ 消防団詰所、公民館、防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

#### (2) 関係機関

ア 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班当たりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。(日本赤十字社長野県支部)

イ 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。(日本赤十字社長野県支部)

ウ 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命搜索救助システムを導入する。

### 4 消防及び医療機関との連絡体制の整備

#### (1) 市・岳南広域消防組合

ア 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

(ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等

(イ) 最先到着隊による措置

(ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

(エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等

(オ) 各活動隊の編成と任務

(カ) 消防団の活動要請

(キ) 通信体制

(ク) 関係機関との連絡

(ケ) 報告及び広報

(コ) 訓練計画

(サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定め

ておく。

ウ 関係機関の協力を得て、救助・救急訓練を毎年1回以上実施する。

## (2) 関係機関

ア 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

イ 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

## 5 消火活動

### (1) 市・岳南広域消防組合

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期す。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

#### ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の確保を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

#### イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

#### ウ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防組合、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

## エ 火災予防

### (ア) 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

### (イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出

火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

(ウ) 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

オ 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。

カ 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等（資料3-2～5参照）に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

## 6 避難誘導

- (1) 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとる。
- (2) 市は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火災災害時の指定緊急避難場所として指定する。なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。



## 第2節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

### 第2 対 策

#### 1 消火活動

##### (1) 市・岳南広域消防組合

###### ア 消火活動関係

###### (ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

###### (イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

###### (ウ) 応援要請等

a 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を風水害対策編第2章第4節「広域相互応援活動」により行う。

b ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第2章第5節「ヘリコプターの出動要請計画」により要請する。

###### イ 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」により、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

##### (2) 住 民

###### ア 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

#### イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

### 2 避難誘導活動

#### (1) 市

庁舎、社会福祉施設、病院、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

#### (2) 建築物の所有者等

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

## 第3節 災害復旧・復興計画

### 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

### 第2 対 策

#### (1) 市

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

#### (2) 関係機関

県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

# 第7章 林野火災対策

## 第1節 災害予防計画

### 第1 基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに消失するばかりでなく、気象現象によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少ないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を確立し、林野火災消防計画に基づく予防対策を実施して活動体制等の整備を図る。

### 第2 計画

#### 1 林野火災消防計画の確立

##### (1) 市

市は、関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

##### ア 特別警戒実施計画

- (ア) 特別警戒区域
- (イ) 特別警戒時期
- (ウ) 特別警戒実施要領

##### イ 消防計画

- (ア) 消防分担区域
- (イ) 出動計画
- (ウ) 防御鎮圧要領

##### ウ 資機材整備計画

##### エ 防災訓練の実施計画

##### オ 啓発運動の推進計画

#### 2 予防対策

林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

##### (1) 市

市は、林野火災予防のため、次の事業を行う。

##### ア 防火思想の普及

- (ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

(イ) 自主防災組織の育成を図る。

#### イ 情報収集体制の整備

(ア) 長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

(イ) 林野火災の発生しやすい時期において、広報車により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施できる体制を確立する。

(ウ) 防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。

#### ウ 消防体制の整備・強化

(ア) 消防組合、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

(イ) 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

#### エ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

(ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。

(イ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。

(ウ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

#### オ 林野所有（管理）者に対する指導

(ア) 火の後始末の徹底

(イ) 防火線・防火樹帯の設置

(ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保

(エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法の確立

(オ) 火災多発期における見回りの強化

(カ) 消火のための水の確保等

#### カ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備を図る。

#### キ 防災訓練の実施

(ア) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

(イ) 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

## 第2節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

### 第2 対策

#### 1 林野火災の警戒活動

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域住民及び入林者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

##### (1) 市

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

ウ 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹流し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

#### 2 発災直後の情報の収集・連絡活動

##### (1) 市

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、次の活動を行う。

ア 県に対するヘリコプターによる偵察の要請

イ 職員の災害現場への派遣

#### 3 活動体制の確立

##### (1) 市

関係機関との連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

ア 災害現場に派遣された職員による状況報告

イ 消防組合からの県への火災即報の送信

ウ 県消防防災ヘリコプターの応援要請をするときは、風水害対策編第2章第5節「ヘリコプターの出動要請計画」により、知事に要請する。

エ 林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

(2) 林野所有（管理）者等

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行う。

#### 4 消火活動

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

(1) 市・岳南広域消防組合

市は、林野火災が、その発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずる。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防御担当区域

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 救急救護対策

ク 住民等の避難

ケ 空中消火の要請

(2) 関係機関（中部森林管理局）

ア 国有林火災の場合の通報連絡

国有林又は国有林附近の林野火災を覚知した場合は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努める。

イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、風水害対策編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」により、知事に要請する。

#### 5 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

(1) 市は、緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等必要な措置をとる。

## 第3節 災害復旧計画

### 第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

### 第2 対 策

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

#### (1) 市

消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。